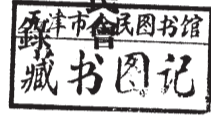
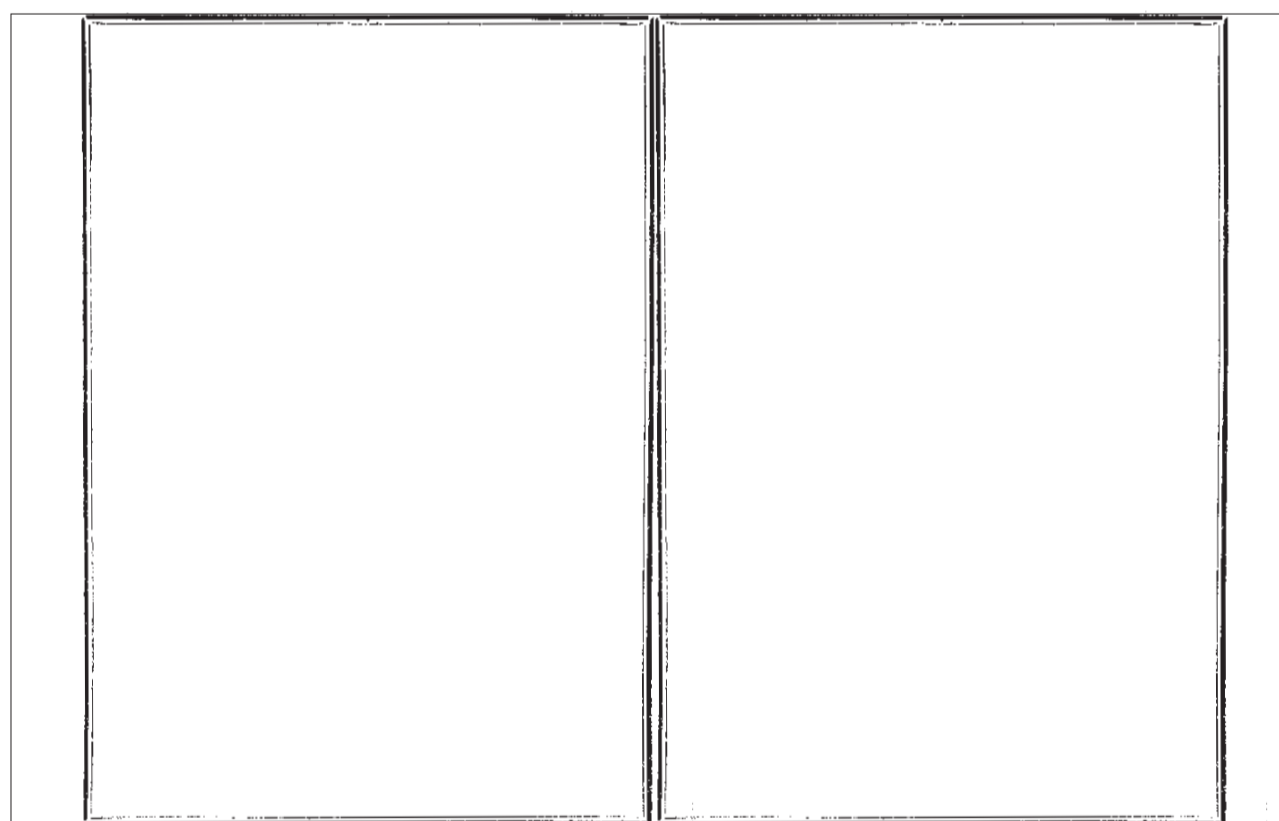
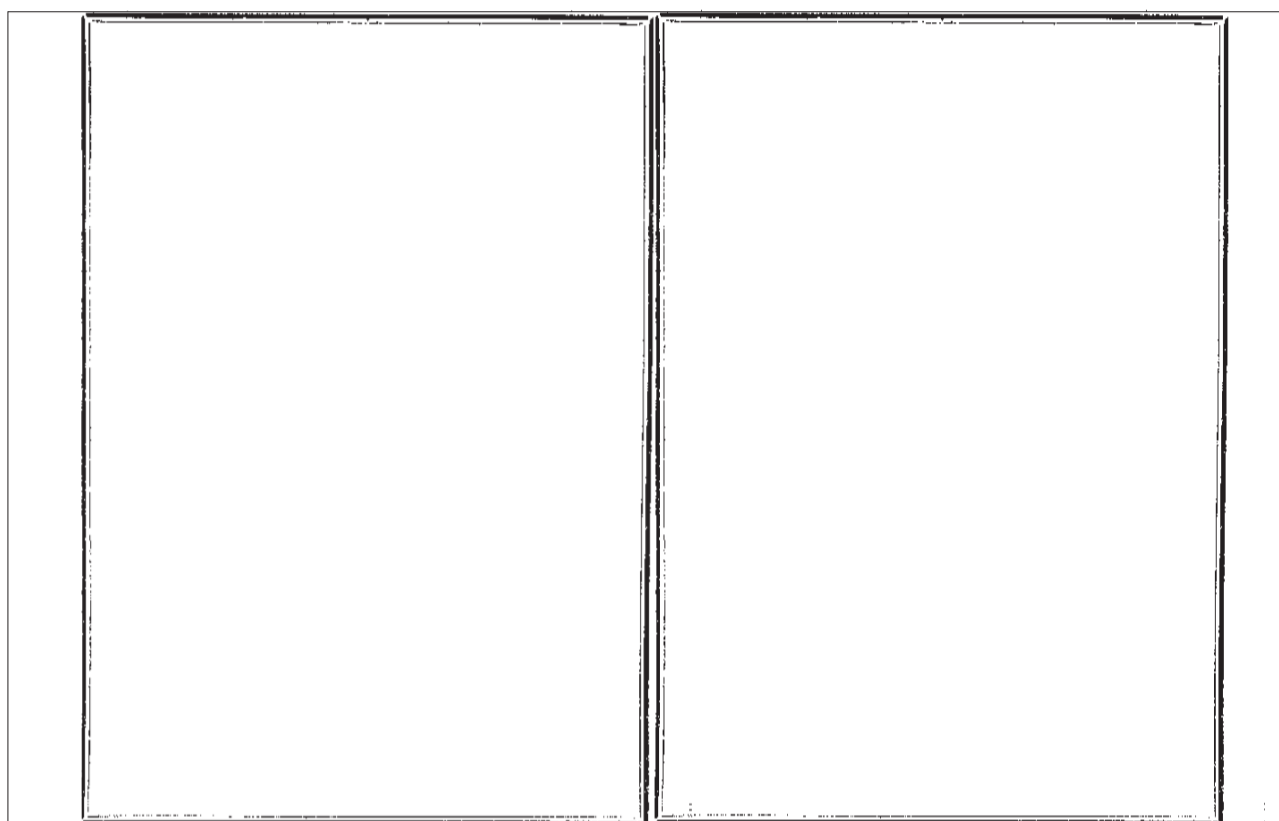


議事速記錄第四十一號

昭和七年第二十五次居留民
通常會議事速記



天津居留民團



議事録目次

第一日

- 一、民團會計検査委員報告
- 二、昭和六年度居留民團事務報告

第二日

- 一、昭和六年度居留民團事務報告(前日ノ續キ)

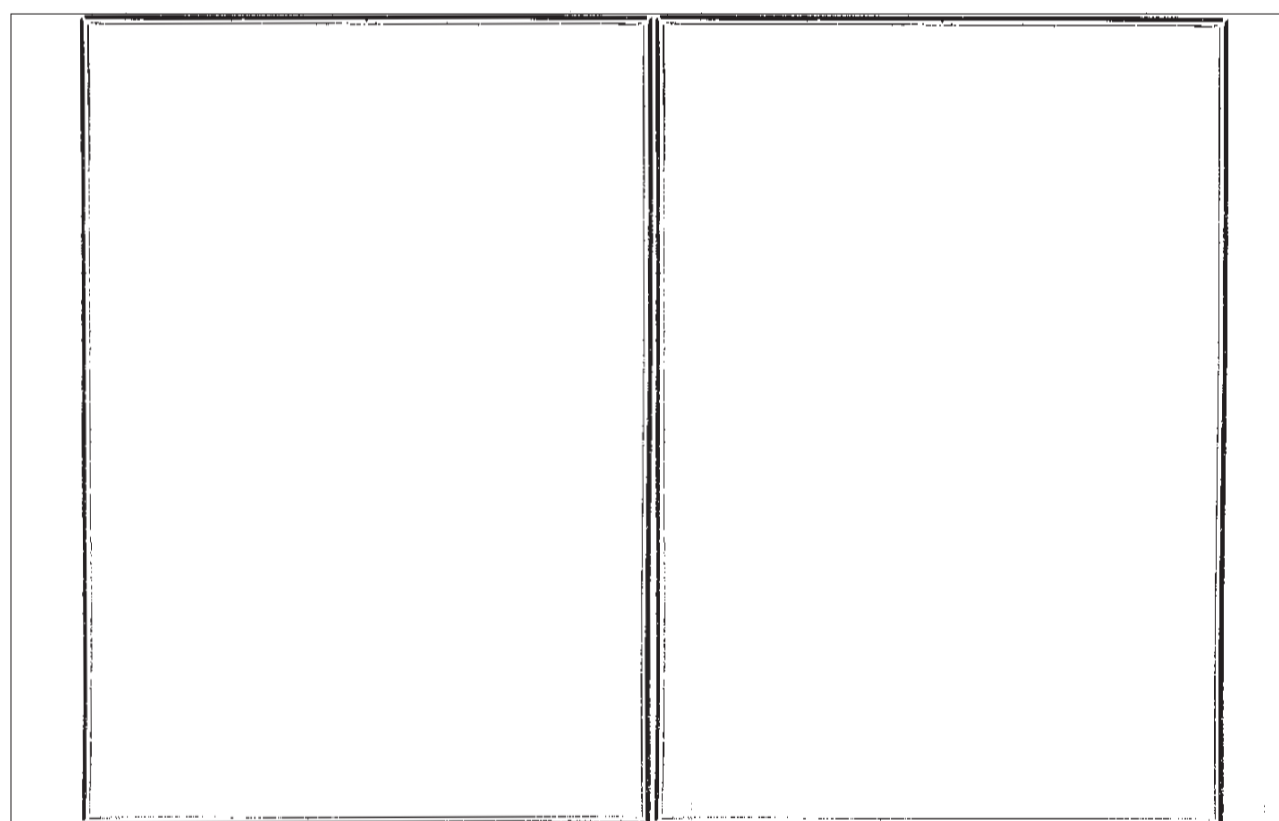
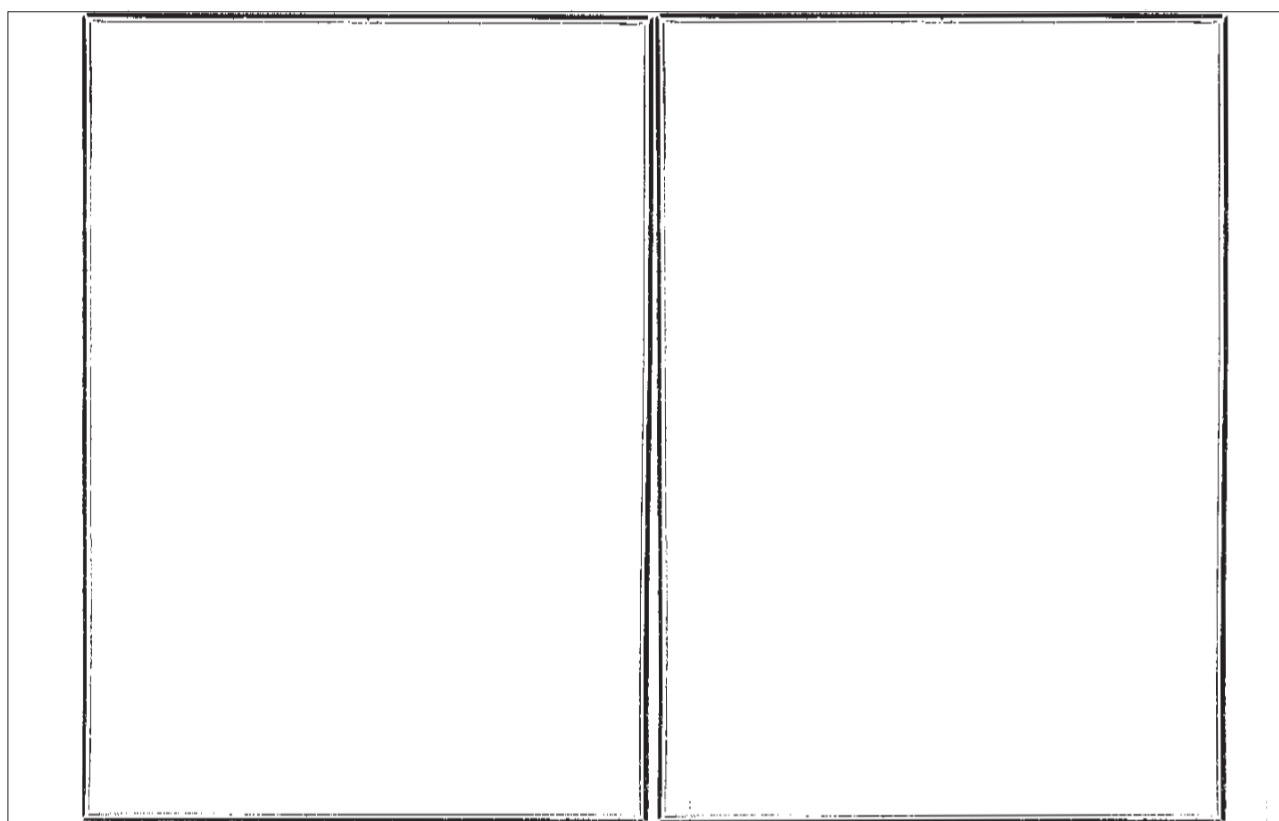
第三日

- 一、陸海軍將士ニ對シテ感謝電發送ノ件 九
- 二、昭和五年度居留民團歳入出決算承認ノ件 101
- 三、昭和五年度特別會計電氣歳入出決算承認ノ件 101
- 四、昭和五年度特別會計實業復興資金歳入出決算承認ノ件 101
- 五、軍病院土地建物移轉ニ際スル認可條件ニ由テ有スル權利義務ヲ財團法人天津共益會ニ移讓ノ件 102
- 六、諸事鑑札料條例改正ノ件 103
- 七、工巡費徴收條例改正ノ件 111

- 八、民團診療所藥價其他諸料金條例改正ノ件 114
- 九、埠頭規則改正ノ件 114
- 〇、冠婚葬祭行列旭街通過料條例ノ件 114
- 一、減債基金特別會計條例ニ關スル件 115
- 二、第七團債償還ノタメ起債ノ件 115
- 三、昭和六年度居留民團歳入出追加豫算案 116
- 四、昭和七年度居留民團歳入出追加豫算案 116
- 五、昭和七年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出豫算案 116

第四日

- 一、昭和七年度居留民團歳入出總豫算案(第一讀會續キ) 116
- 二、昭和七年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出豫算案(第一讀會續キ) 116
- 三、北支那駐屯軍増兵請願ノ件(建議案) 117



昭和七年度第二十五次居留民會通常會議事速記録

昭和七年三月二十五日於公會堂

第一日

- 一、民會副議長補選選舉
- 二、報告

- 一、民會會計検査委員報告
- 二、昭和六年度居留民事務報告

議事日程

- 第一、昭和五年度居留民團歳入出決算承認ノ件
- 第二、昭和五年度特別會計電氣歳入出決算承認ノ件
- 第三、昭和五年度特別會計實業復興資金歳入出決算承認ノ件
- 第四、軍病院土地建物移轉ニ際スル認可條件ニ由テ有スル權利義務ヲ財團法人天津共益會ニ移讓ノ件
- 第五、諸車鑑札料條例改正ノ件
- 第六、工巡費徵收條例改正ノ件
- 第七、民團診療所藥價其他諸料金條例改正ノ件

(1) (2)

- 第八、埠頭規則改正ノ件
- 第九、冠婚葬祭行列通過料條例ノ件
- 第十、減債基金特別會計條例ニ關スル件
- 第十一、第七團債償還ノタメ起債ノ件
- 第十二、昭和六年度居留民團歳入出追加豫算案
- 第十三、昭和七年度居留民團歳入出追加豫算案
- 第十四、昭和七年度特別會計天津公立學校増築費積立金歳入出豫算案

出席議員 四十四名

Table with 4 columns: Name, Position, Name, Position. Includes names like 山田榮治, 武田守信, 平井久一, 田鍋唯一, etc.

(3) (4)

- 高田隆一 黒川重幸 古田治四郎
- 岸田菊郎 野 壽 平井久一 銀冶静一郎 岡本久雄
- 植松眞經 那 茂行 遠山猛雄 金山喜八郎
- 午後八時五分開會
- 議長(牧 尙一君) 着席

本日第二十五次居留民會通常會を開催するに當りまして、各位が御多忙中を御繰合せ御出席下さいまして有難うございます。只今迄の出席議員數四十四名、法定數に達して居りますから之で本民會は成立致しました、恒例に依りまして總領事の招集の辭がございまして、暫く御清聴あらんとを希望致します。

○桑島總領事 登壇 拍手
恒例に依りまして一言御挨拶申し上げます、本日より三日間第二十五次居留民會通常會を開會致すことになりました、御承知の通り昨年の夏頃より再發致しました排日貨運動は九月十八日の滿洲事變以來一層峻烈を加へ、更に十一月には天津日本租界並に居留民に取り未嘗有の大事件が勃發致しましたが、我軍司令官を始め駐屯軍將兵各位の忠烈勇放なる働きと居留民諸君の獻身的努力に依り、租界の整備と居留同胞の保護を完ふし得ましたことは私の衷心より感謝して止まざる所であり、然し此事變の爲め我民團の收入上にも亦未嘗有の大影響を來しましたので、此際出來

得る丈の節約を斷行すると同時に、衛生其他必要の施設は遺憾なきを期せらるゝ様民團當局にお願ひもし御注意致したのであります、即ち今日我々居留民は均しく苦境に立つて居るのであります、宜しく同心協力して之を突破進進しなければならぬのであります、言ひ換へますれば此際小異を捨て空論を止め眞に文字通り一致實踐奮闘の時期であつて、一日も徒に過すべきでない極めて重要な時であると思ふのであります、議員各位に於ても夙に遺憾の事情は御承知のことと存じますが、次年度豫算其他の議案に付ても飽く迄和衷協調の精神を以て慎重審議せられ、只管租界の繁榮と居留民の幸福増進の爲めに御盡力あらんとを切望する次第であります。

○議長(牧 尙一君)
只今總領事の御訓詞にもございました通り、今回は會期も三日間でございましてし成る可く會期中に終了したいと思ひますから、御質問も御討論も成る可く一つ簡單に願ひまして、是非三日間に終了する様に御盡力を希望致します。
次に本民會の議事録署名者を例に依りまして私から指名させて頂きます、小宮山繁君、佐々木敏丸君、甚だ御面倒でありますがお願ひ致します。
それから民會議員の移動を御報告申し上げます、十二月二十日莊環珂君が辭任されました、一月二十日潮底正敏君が御死去になりました、二月五日野崎誠君が辭任になりました、以上。
それからもう一つは第二十九次臨時會に於きまして滿場一致可決されました昨年の事變に非常な御盡力願ひしました總領事館、駐屯軍に對して民會議長が民會を代表して感謝の辭を陳べに行くと云ふことになつて居りましたが、丁度臨時民會終了の翌日總領事館及駐屯軍に参りまして感謝の

意を表して参りました、御報告申して置きます、之で報告は終了しました、之から副議長補選に参りました、前副議長植松君は昨年十二月行政委員に御就任になりましたから此爲め副議長に参りましたので選挙を致したいと思ひます。

○桑島總領事 副議長補選の選挙立會人を御指名致します、山田君、小谷高次郎君の兩人にお願ひ致します。

○議長(牧 尚一君)
只今の御出席の議員四十三名でございます、それから御注意迄に申上げますが副議長選挙は無記名でございます、(此間投票)一名刺の數と御出席者の數と合つて居りますから之から開票致します、(此間採票)選挙の結果を御報告致します。

植 前 香 君 二十四票
石 川 通 君 十五票
赤 山 今 朝 治 君 三 票
森 川 照 太 君 一 票

植前香君が御當選でございます。(拍手)

一寸御挨拶申上げます、私は至つて淺學非才、一生書生ツボ終始したく思つて居り、従つて民會議員たること既に過分のことであり、私は内心其の務を果し得ないことを懼れて居るのであります、従つて近く民會議員を止まらうと思つて居る矢先に副議長に選舉せられ、重大任務を與へられまして私自身として内心大いに忸怩たらざるを得ないし、聊か有難さを感じて居る次第であります。

(6)

(5)

す、然しながら一旦を受けました以上は、斯く推された以上副議長の補佐役として使命を盡すのが當然であります、が既に申上げました如く至つて淺學非才果して其の任を果し得るや否や疑問であり、且、賤れをなして居るのであります、然しながら上に副議長あり又議員諸君の御援助に依つて幸ひに責任を果し得るならば、大いに皆さんに感謝しなければならぬと思ひます、此後には何うか副議長の御援助を得るのは當然であります、議員諸君の絶大な御援助と御指導を得たいと思ふのであります、一言御禮に換へて御挨拶申上げます。(拍手)

○議長(牧 尚一君)
次に報告に移ります。

一、民團會計検査委員報告
○藤平正男君(登壇)一寸會計検査の結果を御報告致します、私共會計検査委員はお手許に配布してある會計検査報告にあり、昭和五年七月十七日に五年度の二期分を検査致しました、同昭和五年十月二十日に第二期分、昭和六年一月二十二日に三期分、同六月二十三日に第四期分、同九月十日に整理期間分、即ち昭和六年四月から六月迄の間の検査を致しました、之で帳簿並證書に付一般會計及特別會計を検査致しました所例等違法、違算の出納はございませぬ、此の點御報告致します、尚一言附加へて申しますのは、昭和四年の會計検査に當りまして何うも滞納金が多過ぎるので此の點をもう少し整理して貰ひたいと行政委員に警告致しました、行政委員會の方で大變御心配下さいまして其の點御考慮願ひましたが、如何せん前から滞納金が多過ぎたものであります、之は其の當時の會計検査委員は此方に居られる銀治郎一君と私でありまして、昭和五年十月二十日に五年度第二期分の會計検査報告を領事館に致すと同時に附加へて、行政委員に警告したけれども滞納成績は未だ我々の豫期せる所に達しないので充分に此の點を考へて頂きたい、之を等閑に附する時は民團財政上甚だ憂慮に堪へぬ、斯う云ふことを監督官の御考慮を願つたので附加へて御報告致します、重複する様であります、其の全文を讀みます、

當民團ノ徴税ノ状態ヲ検査スルニ本年度ニ於ケル一般ノ納税成績ハ前年度ニ比シ佳良ナリト雖トモ滞納ノ整理ニ在リテハ相當額ノ回收ノアリシモ前年行政委員會ニ警告セシ豫期ニ到ラサルヲ認ム隨テ之レヲ等閑ニ付スル時ハ將來民團ノ財政上ニ缺陷ヲ來タシ憂慮ニ堪エサルノコレアリ此際一層之レカ整理ヲ講スルハ緊急缺クヘカラサル事項ト思料致サレ候御監督上何分ノ御考慮ヲ頂上度尙滞納調査表ハ既ニ民團ヨリ御手許ニ提出有之候ニ付重複ノ爲メ省略仕リ候任期満了ニ際シ特ニ御報告申上候
昭和五年十月三十一日

天津居留民團
會計検査員 銀 治 郎
同 藤 平 正 男

總領事代理 田 尻 愛 義 殿

○議長(牧 尚一君)
斯う云ふ報告を致して居ります、以上御報告致して置きます。(拍手)

(8)

(7)

○行政委員會長(上野 壽君)
例に依りまして此の年度内に起りましたる事務の報告を致します、大体はお手許に配つてあります、昭和六年度民團事務報告書で大體盡して居るのであります、其中で特に注意すべき事項もありません、又此中にないこともありません、云ふことをば逐次に御報告致したいと思つて居ります。

先づ庶務部に就きまして申上げるのですが、御承知の如く近年不景氣であるのともう一つの大きな原因は銀價暴落の爲めに、民團の財政も非常に困難を來したものであります、團債償却も思ふ様に出来ないのであります、で外務省から拜借して居る五十萬圓の第七團債と云ふものも昨年度一昨年度、一昨年度から延期を願つて居りまして、昨年は出来れば幾分でもお還したいと云ふ考へで居りました所が、銀價の低落は依然として續いて居りますし景氣も直らない、其上に夏からは日貨排斥が始り十一月からは二回に亘つて天津事變があつたと云ふ様なことで益々民團の財政は困難に陥りましたので、之は外務省に願つて是非延期をして頂きたいと云ふことになつて居ります、それに對して許可と云ふものはございませぬが、先づ延期をば内諾と云ふ程度で今日迄延ばして頂いて居るのであります、又來年度も非常に困難な事情があると思ひますが、之は又其時にお願するより仕方がありませんが、昭和五年度も不拂でありまして六年度も不拂になつて居ります、第九團債の方は之は御承知の正金銀行の團債でございますが、六年度は元利金共にお拂ひして居ります、七年度になつて契約通りの返済の見込みが今の所立たないのであります

目下同銀行と色々交渉を重ねて居りまして未だに決定はして居りませんが、之は豫算の部の團債の所で具体的と申上げるつもりで居りますが、矢張り幾分猶豫して頂かなければ七年度は契約通の辨済は難しいと思つて居ります、然し何れとも未だ具体的に極つて居りません、交渉中だと云ふことに御承知願ひます。

次に九月に滿洲事件が起りましてそれが爲めに當地も非常な影響を及ぼし、之に對して我民團に於ても相當の準備をしなければならぬ、又種々研究することも必要であります、此の報告書に書いてある様な時局の研究會を開きまして、軍並に領事館の御指導を仰ぎ或は避難所であるとか、或は食糧品の準備であるとか種々講じたことは皆さん御承知の通りであります、此の詳細のことは報告書にあるのでよく分りますが、要するに民團としては軍の意向と領事館の御指導に従つて最善を盡してやつたつもりでございます、幸ひにして非常な被害を及ぼさず済んだと云ふことは實に御慶の至でございます、それは全く軍並に領事館の御指導の然らしむる所であり、並に支那側に對して折衝の宜しかつた結果で、我々一同實に感謝に堪へない次第でございます、尙其際に居留民團の義勇隊が献身的に努力いたしまして、軍の警備上並に動作に就て非常な助けになつたと云ふことでございます、軍から感謝状を頂いて居ります、之は義勇隊の諸君に對して此の席から私は感謝の意を表する次第でございます。

次に財務部に於ては、豫金其他の徴收情況が只今會計検査委員からお話の通り、古いものが非常に困難な情況に陥つて居るので、種々に手を盡して何うしても著しき不納の減額を來たす譯に行かない、之は當局に於ては色々苦心を致して居りますが、何うも此の天津の租界には悪い習慣もありませんし或は徴收方法の不完全なこともありましてせうが何うしても其の不納

(9)

額が減らない、之も本年度に於ては少し方法を設けて充分に力を盡して見たいと思ふのであります、實は昨年もさう云ふことを色々申して徴收の方でも方法を講じて居る内に遂に云ふ事變が起りまして、それが爲めに會長に尋ねる事其の年の新しいもの迄もよく徴收が出来ないと云ふことで又々遅れて居ります、之は重なるに古いのに就ての話であります、新しい六年度のものに對しては事變のある迄は之は相當の成績を上げて徴收が出来て居ります、事變後は又云ふ次第でございます、十一月と云ふ如きは殆んど手も廻りません、一月になつて漸く徴收に手を付けて見ました所が勿論徴收は免れません、随分支那人等は居ない人が澤山ある、一時空家が昨年暮に八百軒以上あると云ふ有様であります、衛生費にしろ家賃税にしろ凡て徴收不能の様な状態にありました、其後少し歸つて來た人もございまして先づ最近では退々徴收も捗つて居ります、細い数字は後で係のものから申上げますが、此の事變のあつた割合に對しては先づ佳良、と云ふ程もありませんが可なり成績が上つて居ります、然し結局相當の未徴收を免れない、來年に持越しものが大分多いと考へて居りますが、之は数字のことでありまして、今日詳しくは分りませんが未だ三四百名の人が歸つて來て居るに思はれます、支那人の方は之は随分澤山ありまして、最近の調べでは空家が千四百戸程ありまして、人口に於ては、事變前は二萬九千人、約三萬でございましたが、最近、現在では二萬二千六百人と云ふ状態になつて居ります、先づ七八千人の人が未だこちらに歸つて來ない、従つて空家が澤山あると云ふ次第でございます、最近漸く各租界の商賈人の方に於ては、著しく恢復の氣配が見えて參り

まして、商賈の方も大分出來る様に聞き及んで居ります、又支那人の方からもさう云ふ報告を得て居りますので、追々歸つて來る人も種々ございまして、上海事件が都合よく解決すれば遂に恢復するだらうと思つて居りますが現在では御覽の通り著しき減收を來して居るのであります。

次に土木部に到りましては略々豫定の仕事を終りましたが三つ程今日未だ残つて居るのであります、之は大和街の工事でございます、昨年の秋に丁度着手をした其の所へ彼の事變が起りました爲めに中止を致しました、其の後冬になつて工事を施工されないと云ふ様なことで休んで居りました、最近に又修繕に掛つて居りますので多分來月當り出來ることになつて居ります、もう一つは碼頭に接せられたバラック式の倉庫であります、之も丁度事變の爲めに中止して居ります、同じく最近に着手して居りますから之も來月半乃至來迄に竣工する豫定であります、もう一つはウエズ運河の浚渫でございます、之も同じく工事中事變に遭ひまして、あの邊は防備の關係もあり折角干してあつたのを更に堤防を切つて水を洲に入れる様なことで非常に困りましたので、最近更に工事を始めまして之も速からず竣工することになつて居ります、此の三つが出來れば昨年度の豫算に計上してあつた所の事業は完成する譯になります。

次に衛生部の方を申上げます、其前に矢張り土木部の方の昨年度の豫算で上水の水源を地下水に取りたいと云ふことは、此の租界で前から色々計画して居ることでもありましたが、それで方々に井戸を掘つて水源の調査をして居りまして、昨年も更に一つ陸軍倉庫の後に井戸を掘つて調査をするつもりでございましたが、何うも井戸に水源を求めると云ふことは非常に考慮を要する次第であります、實は英吉利租界でも此の水道の水源を地下水に取つて居りますが、あの水は非常に鹽分が多いので飲料水として害があると云ふ程であります、お茶等に用ひますと

(11)

殆んどお茶の味がしない、非常に不愉快な味をして居ります、それで英吉利では非常に深い井戸を掘りたいと云ふので、例のブラオン式でもつて千尺以上も掘る考へてありまして、之は二回失敗して第三回の今やつて居りますのが未だに成功しないのであります、我租界に於ては、之は二回失敗しましたが、之は餘り深くない井戸の試験を致したのであります、何うも井戸の水を取ると云ふことは變化が多くて、極めの内は鹽は出ないが中途から俄かに鹽分を増す、或は相當出て居つた水がテント出なくなつてしまふと云ふ様な色々な變化を來たすのであります、斯う云ふ變化を來たすものを日々用ひる水源とし頼んで、それで以て計劃を樹てると云ふことは如何にも危険を感じるので、何うしても之はもう一つ下層の水を取り、その水質なり出る系統なりを検査しないでは、到底深く掘つた四五百尺の井戸に信頼することは出來ない様に考へられるのであります、それで所謂ボウ・ソングを以て地下水の一部を深く掘つて見たいと思つて、内地の會社の二三に費用を問合せました所が少くとも二萬五千元、高いのは三萬五千元と云ふ金額を要するのであります、然るに御承知の通り我租界、民團の財政状態では申々さう云ふ試験的にするものに巨額な金を費すことを許しません、又外務省の御方針も新事業は當分一切見合すが宜からうと云ふことを度々申されまして、もう一つは水道會社に於ては、之も今地下水を以て水源にしようと思つてもあつて其の試験をする事になつて居ります、それから此の租界と水道會社の水の供給契約が未だ後二年程残つて居ります、さう云ふ様な事情もありませんので水道會社の方も見たいし、又財政上の状態も其内に恢復するでせうし、今此の淺い井戸の試験をして二千圓なり三千圓なりと云ふ金を費すことは餘り好ましくないと思ひますので、さう云ふことで陸軍倉庫の後の井戸を掘ると云ふことは見合せて居ります、詰り英吉利租界の井戸は

今第三回をやつて居り、水道會社も近々又井戸を掘つて試験をすと云ふことになつて居りますから、其の成績を見てこちらの考へをしても遅くはないと思ひますので六年度に井戸を掘ること

次に衛生部に到りまして、六年度には大休年度よりは傳染病患者は多少減少して居ります、只其の病名を調べて見ますと、チフス患者が非常に減少して居ります、之は昨年御承知の通りブルワチンを取寄せて居る間にそれを取次致しましたり、又注射を致しまして色々豫防方法を講じましたのでその効果ではないかと考へて、今年も是非ブルワチンなり注射なりを繼續したいと思つて居ります、チフスは著しく減少を來して居ります、只猩紅熱が非常に増え

それから次は埠頭のあの建築なり埠頭の狀態に就て申しますが、昨年あのバラツクを建てる豫算を提出した時に委員の方々から御注意が有つて、豫算は可決になつたけれども、行政委員は必ずあれを役立てと云ふことを考へてよく調査をして建築に掛る様にしたいと思ひたい、徒に建築して又船が入らんと云ふことでは無駄になる、其の邊境々も研究して貰ひたいと云ふ御希望で

(14)

(13)

埠頭委員も色々御相談をして頂き、又船業者にも色々交渉致しました、所が何分にも河の狀態は思はしくいかない、それから少し大きい船になりまして何うしても廻船場のない所には上る譯にいかない、中には思はしく行かないのでありますが、幸ひ東興洋行の方から船を上げて宜らしい、只船を上げれば荷物の置場がなくては之が困る、バラツクでも良いから荷物を格納する所を拵えて貰へるならば船を上げても宜いと云ふ斯う云ふ様なお話で、民團でも大變喜ばまして東興洋行とも色々交渉を兼ね、同行も神戸の本店と種々打合せをされました、大休民團と東興洋行の間には諒解が成り立つて居ります、それが爲めにあのバラツクの建築に從事したのであります、之ももう少しと云ふ所で事變の爲めに中止して、とうとう昨年日本租界の埠頭に汽船の姿を見ることが出来なりましたので甚だ残念に思つて居ります、そこで本年は何うかと云ふ問題になります、只今お聞きの状態では甚だ思はしくない、殊に先日程圖の方から萬國橋の上流に百三十尺以上の船は上げていけないと云ふ告示が出て居り、之も臨時のことでは河の狀態が恢復すれば何時でもあの告示は廢止されるのでありますが、只今の所では中々汽船を萬國橋の上上げることは随分困難と思ふのであります、然し一昨年からは着手して居る白河整理委員と云ふ會が支那側に出来て、四百萬兩の豫算を以て白河の上流北谷に於て工事を進めて居ります、之は昨年御覽になつた方もありまして、多勢で行つて見た事でございますが、其後段々進捗して居りますが、昨年十一月乃至十二月には必ず終了する筈であつたのが未だに出来て居りません、實は昨日も更員をやつてよく委員會のつて居る現狀、それから將來の意向に就て質したら四月の末迄には工事は必ず出来ると云ふことを申して居ります、海河工程局の技師長が矢張りあれに關係して居りますから海河工程局の方も調べて見ました所が、之も同様四月の末に

(16)

(15)

は出来るものと思ふ、斯う申して居りますから多分四月には出来ると思ひます、さうすると今年の雨季以前にあの工事が出来上りますれば、今年雨季の際に増水してさうして泥砂を流す時あの閘門を利用して泥の流下を防ぐことが出来ると思ふ、それが出来れば初めて日本租界の碼頭にある泥砂をば海河工程局は全力を盡して浚渫することになるのであります、今の所ではよしや一時やりましたも丁度御承知の通り之から雪解けの時期になります、或は又上流より泥砂を流すこともあると思はなければなりません、それが流れて來ると云ふことは人力で少し宛取つたものが忽ち一夜にして元、或は元以上に甚しくなるかも知れないと云ふ様なことで今の所では日本租界迄は此の浚渫が出来ないのであります、すつと下流の只今英吉利租界の廻船場をやつて居ります、其次に佛蘭西租界の方に上つて來る順序になつて居ります、若し海河工程局並に白河整理委員の言ふが如く、四月の末乃至五月の内この工事が出来上りさうすれば、本年の雨季には泥砂を流して來ることを防ぐ方法が出来ることと思ひます、上から流れて來るのが少ければ今迄あるのは浚へて取ること出来るのであります、そこで初めて船の廻船と云ふ具體的のことも出来る譯であります、今日の有様では水道が狭いとか淺いとか云ふので御承知の通り皆塘活活りで天津には上つて參りませんが、此の下流の方は海河工程局は種々方法を講じてやつて居りますから或は小さい船は英佛租界迄は來る様になるものと思ひますが、只今はまだはつきり日本租界には近い内に上つて來ると云ふことは望まれないのであります、そこであれが出来れば來年當りは上ることが出来ると思ひますが、出来ても百二十尺のものであるさうであります、先づ當分工事の竣工する迄は汽船の上ることは難かしいものと思つて、甚だ残念なことではあります

それから昨年臨時民會に於きまして天津事變に因つて蒙つた打撃を救済と云ふ意味で低利資金を政府に貸下を願ひたいと云ふことが決議になつて居ります、種々に行政委員會に於きましても研究をして居りますが、只何せん此の一月の末から上海事件が起りまして日本の内地では非常な興奮を全國的に起して、何うも天津だけ事變が済んだから低利資金を貸して貰ひたいと云ふことは申出する時機ではないと思はれる、先般來之は監督官とも御相談しました所少し時機を見るが宜い、まあ準備だけはしなくやいな、斯う云ふことで我々も亦感じまして準備は致して居るのであります、大体に於て案も出来居りますから、民會が済みましたら更にそれを詳細に調べまして兎に角速く願書だけは出して置くつもりであります、今日の新聞を見ますと云ふと、天津日報でしか上海の方でも何れ何か外務省の方で低利資金と云ふ様なことを考へて居られると云ふ様なことが出て居ります、若しさう云ふことで成るべく其の一部に加へて貰ひたいと云ふことを、之は或は出来るかと私は考へますので成るべく速く準備を調へて願書を提出したいと考へて居ります、先づ重なることはそれ位のことではあります、先日此の民團の吏員の淘汰に就て新聞で色々なことが書いてあつた様に記憶して居りますか、御承知の通り民團の収入も激減を來しましたので先づ第一に民團の経費の大節約をしなければいけません、それには吏員が多過ぎると云ふ様なことがあつては居留民諸君に對しては相濟まん、先づ第一に民團の吏員の整理をしなければいけません、民團の費用を減すと云ふことは外にもありますが、一番大原因は人員の淘汰をしなければ善しき経費の節約と云ふことは出来ません、新事業を止めると云ふ様なことは別問題であります、通常の経費を減すには何うしても人員の整理が一番になつて來るのであります、それが爲めに行政委員會は非常な苦心を致しまして之迄に大淘汰をやつたのであります

(17)

之に依つて一萬数千圓の事務所費を削減することが出来たのでありますが、後に述べた人は大分其代り忙しい様でございますが、更に居留民諸君の附託に背かない様にと云ふ氣を以て皆緊張して事務を執つて居ります、さう云ふ様な次第で他に原因がある譯でない全く民團の経費を削減したいと云ふことでやつたのでありますから何うか左様に御理解願ひたいのであります、申上げたいと思ふことはそれだけでございまして、又御質問があつたら御質問にお答へ致します。

○山田榮治君 質問に先立ちまして議長に伺ひたいのであります、先日民會召集の御通知に同封されておりました質問の事項は内容を豫め議長の手許に通告する譯にと云ふことであります、通告しなければ發言を許さないものでせうか。

○議長(牧 尙一君) ことに書いてあります通り、別に之は強制的な意味はありません。

○山田榮治君 前例はない様に思ひますが。

○議長(牧 尙一君) 前例はない様に思ひます。

○山田榮治君 殊に我々は會長から報告を伺ひますのは此の報告書の外に一月から三月迄の報告もあるものであります、此の報告も何はなければ質問出来ませんし、自然議長のお話の様に臨時的のものでないと思ふれば、前例にもありませんし何等の効果もない様に思ひますが。

○議長(牧 尙一君) 別段取り上げて必要はないと思ふますが、監督官の御注意もございましたし、或るべく會期を短縮

したい、會期中に片附けるにしたいと思ひましたので。

○山田榮治君 何等効果のないこととやありませんか。

○議長(牧 尙一君) 貴方にはないかも知れませんが外の人にはあるかも知れません、それは分りませんが只斯う云ふ御注意を申上げただけであります、強制的に止める譯であります、御通知書の下に書いてある通りであります、何うか其のつもりでやつて頂きたい、精々お互に早く片付け一日も早く済ませたいと云ふことは皆さん。

○山田榮治君 御趣意は誠に結構であります。

○議長(牧 尙一君) 文章にしますと大變角が立つ様であります、其の要はさうでありますから何うぞ。

○山田榮治君 尙此際希望をお願ひして置きたいことは、此前の臨時民會の時に議長は豫め發言をお約束になつてお許しにならない、現に小宮山君の例があります、慎重審議、審査する様に、協賛をと云ふ様なことが御質問にもありました地り、充分質疑の盡る迄やつて頂きたいと思ひます。

○議長(牧 尙一君) 議長が必要と認めたら止める事もあります、小宮山君のは議題外でありましたから發言を許さなかつたのであります、御質問がありましたら何うぞ。

○小宮山 鑒君 議題外と仰有いますけれども一寸貴方に申します、その問題に就ては數回土野さんと私との間に議論を進めて居たので、別に許さないのなら初めから許さなければ宜い。

(19)

○議長(牧 尙一君) あれは昨年のものであります、今は山田さんの考へと違つたから申上げたのです。

○宮武徳次郎君 只今私は人事行政の上で一寸會長にお尋ねしたいのであります、只今會長の御説明に依ると今回の人員の淘汰は新聞紙上には色々書いてあつたけれども、さう云ふ様なものではない、只民團財政上収入減の結果から已むを得ずやつたので他に何等の意味はないと云ふ御説明でありましたが、果して其の御説明の如くならば誠に已むを得ないことと存じますが、新聞紙上以外に他に何にする所か、表面は誠意に已むを得ない各更員が自發的に辭表を提出したことに依つて居りますが、其の實は民團の方から強要して何うしてもお前はやめなさいか然し表面さう云ふことを言ふと釋やかでないから辭表を出せと云ふ風に辭表の強要をされたと云ふ譯に聞かされて居りますが、さう云ふことは事實あつたものでせうか如何でせうか。

○行政委員長(上野 壽君) 中にはさう云ふものもありませんし、又自發的に自分は引きたいからやめさせて呉れと云ふのも民間から解職したのも色々あります。

○宮武徳次郎君 それで大体分りました、それに就きまして大体先刻承りましたのは約一萬五千圓位の削減が出来たと云ふことであります、其の削減した爲めに各更員に民團から給與された退職手当並に功勞金と云ふ様なものを何の位各更員に出されたものであります、概算で宜敷うございまして一寸お答へ願ひたいのであります。

○行政委員長(上野 壽君) 一寸調べて後程お答へ致します。

○宮武徳次郎君 其のお答を承つてから質問したいのでありますから御回答を待ちます。

○石川 通君 質問の順序上人事のことを會長にお尋ね致しますが、先づ第一に土木の方の技師の川端君が罷められた様であります、之は強要されたのか自發的に辭表を出されたのかよく分りませんが、兎に角罷められたことは事實でございます、それから衛生部に於きましては技師が罷められて居ります、それから建築の方も岩谷技師とそれから續いて伊藤技師が罷められて居ります、斯う云ふ土木建築衛生の部類の中で三つの技師者を出して居ります、或る程一萬五千圓削減になつて居られませうが、衛生に對して殊に避病院の様な貴重な身命を預かりになつて居る様な所に、來月来るか何時来るか分りませんが居られんと云ふ状況になつて居ります、建築に於きましては之は何う云ふ方がおやりになつて居るか分りませんが、各々責任者を此の人ならばと思はれる適任者をお用ひにならず、土木には前川さんが居られる様であります、さう云ふ風で出来るのなら何今になつてやらないでもつと前に出来る譯であります、之は必要でないが置かれてあつて、そして不景氣になつて入らなくなつたと云ふのでない、さう云ふ風に私は思はれるのであります、貴方がたのお考は何う云ふお考か分りませんが、一つ之に對するハツキ御意見を承りたいと思ひます。

○行政委員長(上野 壽君) お答へ致します、川端氏は自發的に辭表を出されたのであります、そこで民團と致しましては七年度には土木と云ふものは僅かな仕事しかしないことになつて居り、之は経費の關係上出来ないのであります、幸ひ代りもあり川端氏は自分は少し考へがあるし、又來年度の事業は大變縮小される様に聞いて居るから罷めたい、何うか暇を買ひたいと云ふことで全く自分の方から申出られ

(20)

(21)

たのであります、後は何うかと云ふことになりまして、土木の方では七年度にやりますと云ふのは建築は殆んどありません、今仕掛つて居るのが碼頭の方にあります、之が出来れば殆んどありません、若し小さい建築ならば今の財團の大野技師を囑託に頼んでありますから、大野囑託の手で充分に出来ると思ひます、そこで後任のものはこの所補充する考へは有つて居りません、衛生部の近藤技師は之は前から囑託したいと言つて居られましたが、民團も困りますので色々有つて勤めて貰つて居りましたけれども、今年の話では是非自分は郷里の方に歸らなくちゃならぬことになつて居るから罷めたいと云ふことでもあります、所がこちら早速に困るので相當の適任者が無いと困るからと云ふと、それは私としても困る、自分はそれはよく承知して居る、それで後任者のことに就ても考へがあるから何うか此の人を採用して貰ひたい、もとから自分は此の人なら充分信用して居ると云ふことでもあります、坂本と云ふ人が一今京都に居りますが、履歴書を見ると云ふと此の公衆衛生に就ては充分に経験を有つて居られ、年配も近藤氏と餘り變りなくそれから同窓であると思ひます、一が當民團に來ることになつて居ります、實は近藤氏は其の人が來た上で歸ることになつて居たのであります、生憎坂本氏の事情が少し測れる、多分今月中には此方に來ることになつて居りますが、近藤氏も非常に困つて何うもそれは自分の事情が待つて居るから、甚だ所まんが何うか後任も未着であります、何うか歸へして貰ひたいと云ふことで口を握り罷めて歸へられたと云ふ様な次第であります、それで衛生に就ては一日も忽せにすることは出来ないのであります、後任が有ります、土木建築の方は只今申上げた様で差支へないつもりであります、左様御承知願ひたいのであります、近藤氏のこととは之は前からの話であります、こちらから強要したことは頭ありません。

○石川 通君 序に重ねてお尋ね致しますが、衛生の方の技師の方は之は誰か外の方に御囑託になつて居りますか、此の點は何うかお伺ひ致します。

○行政委員長(上野 壽君) 囑託は當地の、民団議員で居られる高瀬氏を囑託しました、之は近藤氏が前に當地に居られる際直接高瀬君の方に行つて診察をやつて居りました、同氏が歸られると困るのでそれで代りがなくてはならないと云ふことで高瀬氏をお願ひして、そして民團の囑託としてこちらに毎日行つて頂くことになつたのであります。

○石川 通君 一寸お尋ね致しますがそれは避病院の方に御囑託になつて居るので、
○理事(中島徳次君) 只今公立病院の院長に御依頼して居ります、後任が來ます迄は。

○石川 通君 御依頼なんですか囑託なんですか。
○理事(中島徳次君) 囑託命令を出す程でありますので、從來の慣例に依り公文書を出してお願ひしてあります、病人が來れば来て見て頂くことになつて居ります。

○石川 通君 さう云ふ場合には公文書なんかで囑託する方が宜かないかと思ひますが、近藤氏の代りが來月お出でになるか今月中にお見えになるか私には知りませんが、矢張り公文書なんかで、同じことなんですが宜かないかと思ひますが、之に就てお尋ねして置きます。

○理事(中島徳次君) 囑託として無報酬では、今では別に報酬を出して居りません、行政委員会で斯う云ふ命令だから

(23)

共立病院の院長にお願ひしやう、と云ふことで事實囑託と同様であります、今直に近い話ですからやつて居りませんが、囑託と云ふ辭令を與へても差支へありません、只今の現状は囑託と云ふ名儀ではありません、公文書でお願ひしてあるのであります。

○理事(中島徳次君) 官武議員にお答へ致します、先刻御質問の退職致しました人の手當ですが、今總計を出しました

が本年度の豫算で昨年度から見まして人件費が減少したのは、二萬九千餘人件費が減少して居ります、但し其中で昨年御決定願ひました為替の暴落に依りまして臨時手當と云ふものを頂いて居りますが、斯様に銀が騰貴して参りましたので七年度は減少することになつて居ります、其の減らした額が大休六千圓程になつて居ります、二萬九千から六千引くと二萬三千程が人件費の今年度の減額であります、それで之は昨年臨時民會の折に、人事の淘汰を致しまして其の折に御報告致したいと云ふ私の方では希望でありました、斯様に事變に因り居留民が非常な損害を受けて、之より大いに復興しやうと云ふ際に民團自身、自ら節約せしめて、さうして復興と云ふことは言ふことさへも甚だ無意義の様に考へます、又一方に多額の團債あり、團債の償還も延期を政府に御依頼して居り、讀んで低資の借入請願もしなければならぬ、斯う云ふ場合には民團の新事業は若しお預みすると云ふことが民團として當然探るべき順序だらうと思ひます、然る後お預みすることはお預みすると云ふことが民團として當然探るべき順序だらうと思ひます、それが當然の義務と考へます、人を使つて居りますと、一つ分の飯を食つて居る人と離れる、減ると云ふことは理事者として非常な困難な問題であります、然し此の非常の場合に断行するそれ位の勇氣を用ひ、では決して事を成して行くことは出来ません、大休に於て之は昨年末に行政委員の更りまして

(24)

前に成案を得て居つたのであります、將に去らんとする行政委員が後に來る行政委員に對して面白くない、寧ろ新行政委員の手に依つて斯う云ふことはやつたら宜からうと云ふので延びになりまして、そして漸く本年に入つて決行した様な次第であります、で私共の考では六年度の豫算としては金は多少要する、五人なり十人なりの方が暇をとれば退職金なり功勞金なりに多額の金が要する、折角節約をしても一時に出るものが多い爲めに何等其所に見るべきものがない、之は本年度に於ては眞に忍ぶべからざるものであります、七年度に於ては豫算にはつきり之が節約を見る方が非常に宜いだらうと斯う考へましてあの淘汰を決定したのでございませう、尙又辭職を強要したと云ふ御意見がありました、川端君の如きは進んで自分から御辭表をお出しになりました、又近藤君は只今會長が申上げました如く御自身一身上の事情で既に再三、辭表は昨年の春に出して居りましたが中止して引續いてやつて居られましたが、事變が起りまして自分も此の土地が嫌やになられたので、又郷里の方の御都合もありますので、引止めましたが誠に此際暇を頂くことは氣の毒であるけれども是非お願ひしたいと云ふので已むを得ず近藤君とお分れることになりました、さう云ふ譯で他の方々等には事情を、之は其の通りに申上げますが、一今次の大切な際非常に民團も打撃を受けたので是非経費を節する必要上多少減らなければならぬ場合に於て來た、君は永らくお骨折願つたが誠に此際御引退をして貰へまいかと斯う申しました所が誰一人、内心は御不満であつたのでせうが、いや大抵私の順番に回つて來るだらうと思つて居りました、と云ふ様な譯で大抵氣持よく辭表を頂いて居ります、私が此の淘汰する前、私の就任後に九名の方が或は死なれたり或は罷めて頂いて九名の方が減つて居る、のであります、今度又八名、先達の淘汰には八名の方がお罷めになつて居るのであります、今其

(26)

(25)

の八名で、其の總額が一萬九千四百七十五圓之が丁度六年度の人員費の中から之が出ました、幾許一萬五千、二萬と節約しても一時に人を減れば相當の金が出ますから、一寸見た所がソコ、になる其處へまた人を入れなければならぬと云ふ様なことが政府が直々やります人員削減等にもよく私共存じて居ります、それで今回斯う云ふことをやりませんと成るべく人を減やさない様に、そして残つた人にはよく働けるだけの充分の報酬を出してウソと働いて頂く云ふ事情の下に、之は監督官とも御相談致しまして節約した半分は後の人に廻してやる、さうしてさう役人根性を出さずに時間がかかると云ふ場合にウソと職員の氣持でやらなければいけない、さうしなければ出来ぬものでない云ふ御意見で、出来るだけ斯う云ふ様に御意見にも添ふ様に只今努めてやつて居ります。

○宮武徳次郎君 今の御説明を承はつて大体分りましたが、後に残つた人に對して何の位の増額がありましたか、概算で……。

○理事(中島徳次君) 二千五百圓近いと思ひます、何故さう云ふことするか云ふと、之は本俸を減しました細の、今お話の分の五分の一を削減しましたが、之は従來吏員の手當で出て居りました、例へば土木は技師長はとりませんが其の他の技師は二十五圓、月額手當二十五圓、或は行政委員會に給終する人には十圓と云ふ手當が總額二千四百圓と云ふ手當が出て居ります、之は土木の現状を見まして、極端の時分等……。

○宮武徳次郎君 詳しい説明は私も民間に居りましてよく存じて居ります。

○理事(中島徳次君) それを止めて、土木の現業と保淨課の現業、本當の現業になる人だけ手當を出す、土木の方は二、一、二の三ヶ月は餘り外へ出ないので三ヶ月間は手當をやらぬ、之等の二千四百圓手當で出て居た分を増給の方に廻しました。

○宮武徳次郎君 此の減額をした時に、老和湯乃等は無能、と云ふと訾議がありますが、さう云ふ意味に於てしたのであつて、後に残るものは全部有能のものであると云ふ様な意見を吐かれたと云ふことを聞いたこともありすが、さう云ふ様なことも御考慮に置いてなされたことがありませんか。

○理事(中島徳次君) 人事の能不能のことは申し上げ兼ねますが、只私共見る所では罷めさせたからと云つて必しも無能でもなんでもない、無論立派にやつて頂いた人もあります、然しそれを見計つて何う斯うと云ふ巨細の事情を公開の席上で話す譯には行きません。

○宮武徳次郎君 其のお答では不満足であります、出来ると云ふならば強てお尋ねしませんが、其の次に移りますが、後に残つた人に對しても公平に其の減額された給費が振當で居るや否やと云ふことは少く私に疑問に思ふのであります、或人は特に上り或人は普通の上る、又中には全然其の恩典に與つて居ない人もありはしないかと思ふのであります、元來私も元は保淨をやつたものであります、之は出来るならば、財政が許すならば少くも給與されることを願ひたいと思ふのであります、一例を上げて申しますと云ふと、現行吏員規程の第十條に、
吏員ニハ宿舍ヲ給與ス宿舍ヲ給與セザルトキハ左ノ宿舍料ヲ支給ス

(28)

(27)

技師 月額 七十弗以下
書記、技手 月額 五十弗以下

と云ふ規程があります、尙又十一條に吏員の必要の應じて物品を給與することを規定されて居ります、然るに同じ吏員でも雇員の様なものには其の規程がない爲めに前に述べた様な恩典がありません、然らば全然ないかと云ふと決してさうじゃない、雇員の中にも宿舍に入つて居る人もあります、又水道とか電燈料の様なものも公然給與して居る譯ではなけれ共、自然に其の恩典に與つて居るものもあるやに私は聞及んで居りますが、さう云ふ様な事實はない筈であると思ひますが如何でございますか。

○理事(中島徳次君) 雇員と書記との身分上の、資格の違ひは無論御承知の通りの次第であります、それが爲めに無論待遇も違ひます、雇員に宿舍を給與して居る、只今して居る人があるのではないかと云ふことではあります、之は或は保淨課のあの二階に住まはして居る人のことを御質疑になつたのではないかと云ふのであります、之は宿舍を給與すると言へば無論宿舍を給與したと云ふことになりませんが、あそこは御承知の通り朝は五時、然るものの見、中で多數、何百人の苦力を使ふのに何うも別の所に居たのでは不便である、出来るならばあの二階の空いて居るのであそこを現業員を入れてやることと云ふことを願つて、今も云ふ工合になつて居ります、もう一つは民間の事務宿直と云ふものを置きました、之も今、御承知の通りの便所の横に今迄の宿直部屋に、あの部屋に置かすことにして居ります、之は或は宿舍を給與すると言へば事實に於て給して居るのであります、仕事の上から言へば宿直専門であつて、尙其の外に幾分繁雑な仕事もして居るのであります、然るも一ヶ月

一週半日しか休めない云ふことで頼んで居る人なのであります、其の他の同じ普通事務を執る雇員に、一方に宿舍を與へ一方に宿舍を與へないと云ふ偏頗は無論してはいないと思ひます、それだけでしたか御質問は……。

○宮武徳次郎君 無論私のお尋ねしたのは保淨課のことでありすが、保淨課の勤務をやつて居るものにも全部に涉つてさう云ふ譯にはなつて居ないので、従事しとる一部のものがさう云ふもので、一部のものはさう云ふことになつて居ないものがあると思つて居りますが、さう云ふことは成るべく公平に、若し宿舍の出ないものには例へば五弗でも十弗でも特別手當を出すと云ふ様に、従來は済んだことでしやうありませんが、成るべくさう云ふ様に御考慮願つて置きたいと思ひます。

○理事(中島徳次君) 確かに承知致しました、只お入りなさいと言つても入られない方、入れない御事情のあると言ふことは御承知置き願ひます。

○議長(牧 尙一君) 十五分休憩に致します。

午後十時再開
○議長(牧 尙一君) 午後九時四十五分休憩
それでは引續き事務報告の質問を願ひます。
○古田治四郎君 行政委員會長にお伺ひ致しますが、先程石川氏がお尋ねになりました療病院の囀

(29)

託に就てありますが、公文書だけで辭令はないと云ふ話でありましたが、之は如何なる方法に依りまして囑託をされたか其の手續方法をお伺ひしたいのであります。

○行政委員長(上野 壽君)

それは最前理事から申上げた通り、行政委員会で決議して公文を以て一時主任技師の不在の期間の方に患者があつたら見て貰ふと云ふことをお頼みしたのです、そして其の承諾を得て居るのであります、勿論時期が長く進む様になりますれば正式に囑託にする筈でありましたが、最前も申しました通り大抵今月末にこつちに着くことになつて居りますし、初めの内は近藤氏の居る内に代りの人が来て近藤氏も立つ筈でありましたが、それが一時遅れて末に来ると云ふので正式に囑託辭令は出して居りませんが公文を以て御依頼をしてある、さう云ふ手續になつて居ります。

○古田治四郎君

引續きお伺ひ致します、只今行政委員長のお答に依りますれば囑託は行政委員会の決議に依つて公文書が渡されたのでありますか。

○行政委員長(上野 壽君)

其の通りであります。

○古田治四郎君

私の聞いて居りますのは應つて居ない様に聞いて居りますが、行政委員会に懸り懸つて居りますか。

○行政委員長(上野 壽君)

○古田治四郎君 行政委員会に懸つて居るので、私の聞いたのは間違ひでありますか。

○行政委員長(上野 壽君)

確かに懸つて居ります。

○古田治四郎君

確かに懸つて居るなら私は敢て質問はありませんが。

○行政委員長(上野 壽君)

理事から相談がありまして、それで良いだらうと云ふことで行委員会で承認して公文が出て居ります。

○古田治四郎君

行政委員会の決議録は無効であるでせうが、何時それを御決定になりましたか。

○行政委員長(上野 壽君)

行政委員会が決議したのは何時か今記憶しませんが、行政委員会には確かに相談致しました。

○古田治四郎君

甚だ之は失禮な申分が知りますが、其の決議録を一つ讀んで聞かして頂きたいと思ひます。

○理事(中島徳次君)

私から共立病院へ出しましたので、之は病院へ出したので平松氏へと云ふではない、共立病院は御承知の通り一つの社団法人になつて居りますから、民間から共立病院長の平松氏へお伺ひすると云ふ行政委員会のお話でありまして、兎に角御相談し御承認を得て居ります、必しも囑託と云ふ程でもないで決議にはなつて居ないと思ひますが、前に近藤君が日本にお歸りになつた當時田村さんがそこに行つて御診察になつて居りましたが、行政委員会で決議をしてあそこにお出になつたとは思ひません、今度も極短時日の間共立病院にお願ひすると云ふことは、

(32)

實例もありませんし或は決議にはなつて居ないかも知れませんが、行政委員会のお身に入れて居るには間違ひありません。

○古田治四郎君

今お尋ね致しますと甚だ中島理事のお答は我々疑はしく思ひますが、それで之は囑託員内規の第二條に立派に書いてあります「囑託員へ臨時必要ノ場合ニ於テ行政委員之ヲ任用ス」無論此の規程を準用されたものと思ひますが、行政委員長は行政委員会に懸けた、理事は何うだつたか分らんが懸つて居ないかもしれない前例もあるからと云ふ、斯うなると何所に信用を置いて、思ひます、懸つて居れば決議録が無効ある筈でありますからはつきり回答して頂きたいと思ひます。

○理事(中島徳次君)

只今お話の御依頼と云ふことで、囑託と云ふことは殊更に書いたこともありません、囑託と云ふことを民間が極めて囑託すると云ふのは無論此の規程に據らなければなりません、只一時職員の間を御依頼すると云ふ形式になつて居るのであります、囑託と云ふことは誰からお聞き知れませんが、私の方では囑託にしたのではなく一時御依頼をしたのであります、それは丁度田村村長が御依頼して一時お出で下さつたと云ふ程度と變りないので、囑託規程には當らんのであります、行政委員会に懸けて居ないかと云ふ問題であります、近藤醫師が急に歸國するに就て、後任者の来る迄當分の間御依頼したいと云ふ斯う云ふことを行政委員会に出すには出しました、囑託としての決議をするとか何と云ふことはありません。

○石川 通君

一寸お尋ね致しますが、御依頼と云ふことになりまして平松さんが依頼を受けたことになりませんが、非常に無責任になるかも知れませんが、囑託なれば責任を以て之は充分に任務を盡さなければならぬと思ふのであります、其點をお伺ひしたいと思ひます。

○理事(中島徳次君)

従来我々が尊敬して居ります共立病院の、あのあそこの院長の平松さんと云ふ様な方が、今日迄民間とは非常に密接な關係を有つて居り、警察關係でも總て一寸醫者の居ない時分には皆共立病院でやつて居つて、それ程深い關係の共立病院に御依頼し責任が何うかと云ふ様な御心配はなさることにはならぬと思ひます。(拍手)

○田村徳次君

私の例を引かれたのでありますから、之は質問ではありませんが希望も入つて居るのであります、民間の衛生技師は病人が出来た時に患者を治療するばかりでなく、防疫と云ふことが重大な責任であり、全然それは何時發生するか、何う云ふ點から傳播して来るか分らないので終始防疫と云ふことに就ては責任を有たなければならぬのがなければいけない、それで民間には専属の衛生技師が置いてあるので、私の代行した時は衛生技師はあるので、衛生技師はチヤンとあつたから、只休暇をとつて不在であるそこで私は衛生のことを分擔して居たものでありますから、行政委員会に諮つてそして技師の不在中其の實務に服し、同時に責任は有つと云ふことで私は代行したことはあつたが、今回は衛生技師が居ない、衛生技師が居ないと云ふ場合只病人が出来たからお願ひしますと云ふ衛生に對する行政委員の手落ちじやないか、私の例と今回例は違ふので、そこで本来ならば例へば平松さんでも誰でも構ひませんが、一日でも二日でも囑託にして責任を有つて貰ひ、そして其の手續を踏む方が至當であるので、病人が出来たらお願ひしますと云ふ依頼は、甚だ私は衛生に關する施設に對し手落ちではないかと思ふので、將來とも此の點は御注意願ひます、之は私の代行した場合は衛生技師は居り今度のは衛生技師は居ら

(31)

(30)

い、此の點が大變違ふので理事や會長にも御注意願ひます。

○理事(中島徳次君) 田村さんが御代行なされた時は近藤君が歸つて居た時分だと思ひます、一ヶ月だか二ヶ月だか知りませんが其の邊の日取だつたと考へて居りますが、今回は實は斯う云ふ確信にならうとは我々理想しなかつたので、僅か違ひ違つても二週間と云ふ考でありましたが、少し日が延びる様にたりまして此の月末、三十日頃には来る筈であります、成る程お話し通り衛生全般に涉ることでありまして之から注意致します。

○田村俊次君 それは一日も十四日も同じこと、變りない。

○宮武徳次郎君 先刻の人事行政に就て引續いて質問致します、之は職員でしか理事にお尋ね致します、中村長十郎氏は九月二十五日に臨時職員を任命した當時の手當は幾許であつたでしょうか。

○理事(中島徳次君) 百弗です。

○宮武徳次郎君 尙引續きお尋ね致しますが、越えて十二月一日に本職員になつた時の手當は幾許ですか。

○理事(中島徳次君) 同じであります。

○宮武徳次郎君 此の問及ぶ所では最初の時は百弗であつたが、十二月一日に百三十弗に上つたと云ふことですか。

○理事(中島徳次君) 實は先生は前に書記として百弗貰つて居た人でありまして、それで御承知でせうが先生の退職の場合には假令の功勞金迄出す程先生の人材をお認めになつて居たことでありまして、それで丁度退職の際に、あの懸難場所を作るとか色々事が起り、充分民間の事情なり土地の事情なりよく知つて居る人でなければならぬ、と云ふことで先生を臨時に雇入れた、若し許されるならば前の書記にして、同一の報酬を與へたいと考へたのですが、一旦出られた人でそれが再び採用すると云ふのに、直ちに前官と同様にすると云ふことは如何と思ひまして、今回の昇給にも先生は除外致して居ります。

○宮武徳次郎君 矢張り百弗ですね、じゃ私の聞いて居る百三十弗と云ふのは間違ひですか。

○理事(中島徳次君) さうです。

○宮武徳次郎君 間違ひとあらば敢てお尋ねしませんが(笑聲) 淘汰をします場合に、私は此の臨時職員で一一取消し、職員になつて居つても、此のお方は今中島理事の説明に依ると、相當在職中には功績のあつた人の様にお話に乗つて居りますが、又一方には多少の非難もあつたもの、様に私は思ふのでありますが、「人間だ」と呼ぶものあり)

無論人間です、人間以外のものでもありません、若し發言なされるなら議長に向つて發言願ひをお求めになつてから仰つたら宜いでせう(簡單々々)と呼ぶものあり)

私に之だけのことを陳べらせるから時間が長くなるのです、お憤りなさい。

其の嘗て缺點のあつた人を更に臨時職員から職員に任命して迄便はなければならぬ理由がありますか、現に從來何等の過失なくして務めて居つて、民間の都合で、収入減であるからお氣毒で

あるけれ共此の場合罷めて貰ひたいと云ふ因果を含めて、退職して貰はなければならぬ様な、さう云ふ様な缺點のない人を置いておいて、さうして中島さんは非常に偉い様に仰りますが、其の人を強て留めて置かんならんと云ふ様なことは、聊か人事行政の上に面白からん事例を後に遺すものと私は思ひます、見解の相違ですから外の人は知りませんが、私に限つてさう思ひます將來さう云ふことは苟くも理事として多數の人の上に立つてやつて行かれる人は、並に之を監督される行政委員各位は相當の御考慮を拂つて頂きたいことを私は希望して置きます、尙附加へて申しますが、此の臨時手當は最初昭和五年の八月に銀が暴落致しました時に、確か一弗三、四、五の時に、百弗以上のものに五分、以下のものに一割と云ふ臨時手當を與へて居ります、其後昨年二月の銀が更に暴落致しまして二弗四、五の時に銀が暴落致しました時に、確か一弗三、四、五以下は三割、百弗以上二百弗迄のものに一割、二百弗以上は五分と云ふことに變りました、それで現在も同様なんです、然るに今日は御承知の通り一昨年八月、初めて臨時手當を支給した時分と同様に銀貨は多少は上つて居るのであります、で色々時局の関係上財源が減少して居る爲めに、正金銀行の債務なんかは拂ふべきものを減額して迄拂はないで居る様な場合でありますから、此の臨時手當は、吏員の方は進だお氣毒であります、民間が立ち行かない今日でありますからあれば止めなければならぬと私は思ひます、其の理由の下に之は須らく此の際一昨年八月の當時の状態に引下げべきと私は思ひます、さう云ふお考は當局者でありますかありませぬか、一寸お伺ひ致します。

○行政委員長(上野 壽君) 同様の考を有つて居りまして豫算にとつてありますから、豫算の時に詳しく申上げます。

○榎前 香君 職制に就てお尋ね致します、衛生部と云ふものの中に保潔係と云ふものがあります。

道路掃除ニ關スル事項
下水道掃除ニ關スル事項
撤去ニ關スル事項
汚物除去ニ關スル事項
除雪ニ關スル事項
其他保潔ニ關スル事項

之は從來土木課に屬して居たものであります、然るに前の行政委員の時でありましたか、突如として衛生部の方へ移管されたのであります、之は昨年の民會でも申したのであります、斯の如きは全然都市經營を知らない人の遺り方でありまして、成る程之等衛生に關する事項には醫者をアドバイザーする、使用するが之は土木の技術に關する事柄であります、何所の土地に於きましても之はパイプツク、ウワックス、デパートメントに屬するものじやないかと思ふのであります、此の天津は如何なる理由か依然として此儘になつて居ります、そこに何か理由があるのではないかとと思ふのであります。

○理事(中島徳次君) お答へ致します、昨年の民會で、速記録を調べますと同様の御質問をなされて居ります、無論從來は土木に於て、道路掃除、撤去又は下水道掃除の如きは土木に屬して居りました、所で昭和四年ですとか三年ですとか保潔課を新設致しまして糞尿の取扱ひをやりました、之は從來にはない仕事で

(37)

あります、糞尿の取扱ひは何ちらの仕事かと云ふと土木の方には適當でない、又私の前に居りました時は保潔課と云ふ課を設けて居りましたが其後衛生課の方になつて居ります、衛生課になつて衛生課の課長、乃ち病院の院長が苦力の三百人四百人を使つてやる仕事で局長である云ふことは、如何にも仕事に難儀を感ずる云ふので、之は私が就任致しました以後保潔に關する仕事は、春秋二季の清浄掃除以外は衛生課長の手に廻る必要がない、斯う云ふことになつて居ります、豫算の上に詳しく説明致しますが、保潔課の今日のやり方を大分改革致しましたに就きましては、實は先で之を再び獨立のものにする考へで居りますが、民團の如き範圍の小さい事務に於て餘り分課をすることは面白くない、それで衛生課長が、衛生技師が来ましたが、矢張り従來通り春秋二季の清浄法以外の保潔作業に就きましては衛生課長の手に入れたいと云ふことで衛生課に屬せしめて居るのであります、内容がさう云ふ趣向で、衛生課の部長が事實苦力のこと迄、或は帯一本購ふとか極細細な日々雑に繰返へされる保潔の仕事をお替りさんが監督すると云ふことは甚だ面白くないので、事實に於ては單獨な扱ひになつて居ります。

○植前 香君 よく分りましたが、此の下水の維持だとか道路の維持だとか云ふものは、當然土木課の管轄にするものではないかと思ひます。

○理事(中島徳次君) よく考へて置きます。

(38)

○山田榮治君 先程から宮武議員と會長、理事との質問應答に及びまして、大休の人事の件に就ての御意向はよく分りましたが、此度の職首は凡て經費節約と云ふことを目的として居られる様であります、前般の多數職首された時の總ての費用を伺ひますれば、約二萬三千餘が一時に支給せられて居る、そして之迄整理された額が年額一萬五千餘程整理されて居るのであります、斯うしますと、約二ヶ月間の人件費を一時に支拂つてしまつた譯で整理になつて居ないと思ひます、此の財政逼迫の折にそんな整理の仕方をしないで、先に宮武議員の言はれた三割上げた手當を、現在の金額の關係から見て前の状態に引下げれば相當の節約が出来る、こんな不景氣の折に然も特に事務の後に一般的に生活の不寧を感じて居る時に、斯る處置に出られなくても民團當局としては外に經費の節約をする方法があつたらうと思ひます、既に出来たことは今更仕方ありませんが、一方に職首して置いて一方に非常な昇給をさせられる、其の昇給も之迄如何なる所を根據として昇給させて居るのかわりませんが、之は私の解は知りませんが如何も此の土地の嫌な空氣の黨派的の觀念から之を昇給し或は職首された様に見られるのであります一例を擧げて見ますと、或書記の如きは昨年十一月末頃に何等の豫告もなく、辭表を破して行政委員會の決議だからと云ふので即時辭表を出す、何時に解職された人もあるさうです、中島理事も嘗ては職首の悲哀をしみみ味はれた方であり、其の方が斯う云ふことをなさると云ふことは、如何にも中島氏のされる處置としては似かれないのであります、何うしても誰のせよなければならぬ人であるのなら、外の官廳でも役所でもは任所進級とか色々な方法に依つて短めにやるに拘らず、こんな黨派的の見地から職首されたと解釋される理由は、何等其の恩典も與へず其の儘退職させられた何等の豫告もせずして辭表を破して即日解職される、誠に斯う云ふ處置は無情のなされ方と考へられます、何うも眞に申しました様に私の解は知らないものであります、臨時雇員を採用されそれを雇員にされる、斯う云ふ人を整理されないであらうか、現行行政

(39)

員の遠山氏の理事時代に書記にしたと云ふ立派なもの承認を與へて居られる人を職首されると云ふ様な所は、何所迄も黨派の見地に於て整理されたと解釋せざるを得ないのであります(拍手)殊に本年は民會議員の總選舉を控へまして、與黨でありますから吏員の整理等も其の選舉準備にされたのではないかと思ひます、(辭だ)と呼ぶものあり)中島理事の所見を伺ひたいと思ひます。

○理事(中島徳次君) 私は所謂「涙ヲ揮フテ馬鞭ヲ斬ル」と云ふ氣持で、大英斷を以て今回の淘汰を致しましたので恐らく民會議員諸君も喜んで頂けると思つてやつたことで(ヒヤ)然も黨派の見地から淘汰したと云ふ様な言葉を山田議員から伺ふことは甚だ心外に存じます、淘汰致しました人には私の前に居りました時分採用した人が多かったのであります、若し黨派と云ふ様な氣持があつたらば寧ろ他に職首する人が定めて多かつたらうと思ひます、それで現在の民團吏員の頭数は何ちらかと云ふと多いのであります、此の中には私と致しましては随分密接な關係を有つて居り、實にお氣遣な點もありません、然し斯う云ふ場合には多少の英斷がなくてはなりません、何れは出た人には多少の不平あるには違ひありませんので、色々なことも話の上でせうけれ共私としては出来るだけのことを致しました、尙官廳では級を進めると云ふ様な方法があります、それで私も考へました、最初私が考へました時は十二月に決行する、そして一、二、三月の三ヶ月の俸給はやる——俸給をやると云ふことは語弊がありますが——さうすると三ヶ月の俸給があれば充分日本にも行けるだらう、餘裕が出来る、普通計算すると勤続總俸給、之は民團の法規の上から變更出来ませんが、然し功勞金は行政委員會が認めれば何うにかなる、普通例へば千五百圓勤続總

(40)

功勞金の人ならば千五百圓の功勞金を差上げて、其の外に三ヶ月分の俸給、三日月の人ならば百圓、二日月の人ならば六十圓の金を何うか功勞金として出して頂きたい、斯う云ふことを行政委員會にお諮りして、相當御異論もありませんが、實は無理にお願ひして丁度あれを一月に決行致しました。で二ヶ月分の俸給を加へた功勞金と、一級上げてやる計算を致しましたが、寧ろ俸給を二ヶ月分差上げる方が御利益と思ひましてさう致しました、私も相當熱のある人間で皆さんにお分れする折には甚だ氣持が良くない、出来るだけのこととして上げやうと云ふだけの涙は有つて居ります、決して黨派的とか何とか言ふ様なことは山田さんのお考へ違ひだと思ひます。

○山田榮治君 それでは此の整理をされた根本方針は、何う云ふ方針に依つて整理人員を選られたか、官公署等に依りますと部課の混合と云ふことは行政整理の根本方針とされますが、其の邊りされたものは犠牲にするとか、又は部課を併合致しまして其の一方の方から一人を犠牲にするとか、斯う云ふことは、理の上から已むを得ないのであるが、今度の如きは何等さう云ふ整理でない、貴方が其の整理の人員を選られたのでせうが、其の人員は無能者であるとか、非常に怠慢者であるとか如何なる人を選らんだのでありますか。

○理事(中島徳次君) 甚だ御議論が深刻で、斯うなつて來ると人事行政を行政委員會にお任せになつた點を穿練り出すと云ふことになつて、行政委員も甚だ遺憾い話で、人選が無能であつたか、何うだつたかと云ふことは、之は何うも私は今更申上げられませんが、民團の爲めに、民團の財政の爲めに要するに民團本位としてやりました以外、何等外にありません、従つて無能とか何とか言ふことは、私は山田さんに御遠慮願つて此の邊り申上げることにして置きたいと思ひます。

(42)

(41)

○山田榮治君 それではさう云ふ人の人格に關することであるなら強ひて伺ひません、それから整理をした後は何うなつて居りますか。

○理事(中島徳次君) 非常に結構であります。

○山田榮治君 私は結構だと云ふことを伺ふではありません、私は財政的のことを伺ふのであります、詳しく云ふと何れだけ利益になつたと云ふ……。

○理事(中島徳次君) 財政的にですか、それは先程も申し上げましたが、一萬九千円の退職手當と功勞金を出して居ります、さうして罷りましたに就て民團の利益する金額は二萬三千円です、さうして度々五千円程の、約五千円に近いものを現実に停給の上に利益を「一六年度には形式として」は預けて居りますが「一六年度に出して」了みますれば來年度からは、只今申し上げました様に、六年度の人員費と七年度の人員費の豫算を御覽になつても分りますが、其の差額は二萬九千圓程の利益を得て居ります、節減をして居ります、此の極小さい所帯で二萬九千圓の人員費の節約は相當エライのであります。

○山田榮治君 それは節約の方だけで出た方をお考へになつて居りませんか、出た方が此の民團の財政から一時に二萬何千圓か出て居ります。

○理事(中島徳次君) 一萬九千円です。

○山田榮治君 そして一萬三千なんぼでせう、本年度の節約された金は……私のお伺ひするのは此の一時に節約出来た金です。

○理事(中島徳次君) 節約しましたのは二萬三千圓。

○山田榮治君 違ひます。

○理事(中島徳次君) 二萬九千圓節約した内で、手當を今年減らして居りますから二萬三千圓。

○山田榮治君 私の伺ひますのは、整理した人の給料其他一切の費用、それが幾許整理になりましたか、それから整理した人に給與したのは幾許になりますか。

○理事(中島徳次君) それは後程詳しく申し上げます、只斯う云ふ場合には一時に多額の金が出ます、然し一時の苦痛を忍んで後の利益を得ると云ふこともあります、例へば一萬圓の俸給を出して居る人を、一萬五千圓の金をやつて罷めさせると云ふことは、利益はソコソコになる様であります、假りにさう致しますと、來年度からはつと此の規模を繰返して大變利益になるのであります。

○山田榮治君 それは私も心得て居ります、假りに一年間分を整理が出来たとしても、其の一年間分を使つてしまつたとすれば、二年後に於て矢張り今日の状態を貴方は續けて行きますか。

○理事(中島徳次君) 行政委員会にお諮り致しまして、先づ六十五圓程度の人を二人位は入れやうと思ひます。

○山田榮治君 何うも此の前の整理々と仰つた所、其後ボツ／＼吏員を採用されて居ります、御説は頗る御立派な理由であります、結局さう云ふ人を整理しておかれながら又ボツ／＼入れられます、さうなることを議員諸君は決して喜びません。

(44)

(43)

○理事(中島徳次君) 先にも整理々と云つてボツ／＼人を入れたと仰いました、が先にもとは……。

○山田榮治君 岸本某と云ふ人が入つて居ります、其後中村長十郎君を入れて居ります。

○理事(中島徳次君) 之は九人程罷めて七人入つて居ります。

○山田榮治君 今後絶体に一人もお入れになりませんか。

○理事(中島徳次君) 事務の都合で二人位六十五圓程度の人を入れ様と思ひます。

○山田榮治君 矢張り微收でせう。

○理事(中島徳次君) 微收の方に成るべく餘計に入れない様にはなりません。

○山田榮治君 さう云ふ人は差當り採用しなければならぬ見込なんです、さう云ふ人を今整理された人から廻すことは出来ませんか。

○理事(中島徳次君) 出来ません。

○小宮山 繁君 私もお伺ひ致します、之は中島君にお尋ね致します、先程から皆さんの仰られる通り、民團の財政が餘程困難で何とかしなければならぬと云ふことは分り切つた話であります、去年中島さんは軍の方に何か課金をすると云ふ様なことで御熱心に飛び歩いて居られましたか何うでしたか。

○理事(中島徳次君) もう少しハッキリ願ひます。

○小宮山 繁君 去年軍人の方に課金をさせると云ふことを、民團が課金を徴すると云ふことを中島さんがお骨折りになつた様であります、其の經過は大體何う云ふことになつたのでせうか、今年はその放つたらかして置く積りなのか、御方針が附いたのでせうか。

○理事(中島徳次君) 之は前に私が三年居りました間、各年の課金調査委員会、又今回就任しました以後の課金調査委員会も、年々軍の「派遣隊は別であります」が「駐屯軍の司令部の軍屬に對して、矢張り當地の營造物を使つて居られるのであります」から、市民同様の課金を拂つて貰はふじやないかと云ふ議論も始終ありました、昨年の課金調査委員会でも其の議論が出まして、前の田村會長時代にお願ひして田村氏から交渉して下さることになつて居たのであります、其後一向話がありませんが是非本年は一つ交渉して見よと云ふことであります、それで行政委員会にも相談致しましたが兎に角多年此の課税すると云ふことの適否は別と致しましたが、從來租界開始以來駐屯軍に對しては全然課税して居ない、然るに突如として課税すると言へば甚だ不穩當である、然し一方領事館の方には矢張り課税して居る、甚だそこに依怙最良がある様に見えるかと云ふことで、課金調査委員会でも議論がありましたし行政委員会の意向も聞きまして、之は一つ軍の御意向を伺つて然る上にし様じやないかと云ふことで軍に御意向を伺ひました、只今の參謀長のもう一つ前の參謀長でありましたが、至極結構な話で實は私共小供があり學校其他色々御厄介になつて居ることとで甚だ心苦い、結構な話である、然し茲に少し貴下方にも考へて頂きたいと云ふことは、此所の

(45)

駐屯軍は外の駐在武官とは少し違ふ、又滿洲邊りに派遣されて居る軍隊の性質とも少し違ふ、それで私の方でもよく考へますから貴方の方でもよく考へて、相談の上で適當に何とかしやうじやないかと云ふことで、何分宜敷くと云ふことで歸りました、其後局に主計正が見えまして、色々軍の方でも相談をして見たが、此所の軍は濟南とか或は滿洲或は北京の駐在武官とは性質を異にして、臨時部隊ではないけれども戦時部隊の様な關係を有つて居る、で妻子を連れて來ると云ふことは特別司令官の許しを得て來て居るので、公式には連れて來られない譯であるが云ふ様な事柄は話がありまして、さう云ふ意味ならだから公式に課金として徴られることは甚だ困る、然し我々は色々と民間なり公共團體にも御厄介になつて居ることは事實でありますから課金として出さないでも寄附として幾許か出したら何うかと云ふ斯う云ふお話であります、私の方では寄附でも課金でも民間の収入としてならば之は結構な話で、又特に課税すると云ふ様な事柄を、課税する性質のものか否かと云ふことを紹介致しました所、當然課税すべきであるかと云ふことを學界の方では言つて居るが、之が學費上本當に課税すべきものか否やは分りませんが、又課税するものとしても當地の環境が許しません、然るに軍の方で自ら、自動的に寄附してやうと仰るならば喜んでお受けする、只寄附をして頂くと云ふことに就て色々話もありまして、寧ろ民間の収入とせずして財団法人の方の寄附になりまして、以上の顛末の通りであります。

(46)

軍の方でも、其の交渉に對して同意を交したと先程中島さんは仰りましたが、さうでない様に思ひますが。

○理事 (中島徳次君)
一向は存じません、さう云ふことは……

○小宮山 繁君 貴方が御存じなければ私が申しますが、其の時に貴方の御性分と云ふのですか、大變感情を害された爲めに折角の話が途中で打ち切りになつた様に私は聞いて居るのであります、それ等のことは將來も一つ御交渉を進める上にお考へを願ひたいと思ひます。

○議長 (牧 尚一君)
只今總領事から御注意がございまして、此の問題は打ち切りに致します。

○小宮山 繁君 總領事の御注意がございまして、ならば思ひます、が然し民間の財政に對して其の點に就てお考へがあるなら御交渉願ひたいと思ひます。

次に御質問申しますのは、先日にも民間の事務報告を配布されましたが、其の後三日許り経つて又交換に來ましたが、あれは何う云ふ御都合で御交換になつたのでせうか、中島さんにお訊ね致します。

○理事 (中島徳次君)
一部訂正する所がありましたので。

○小宮山 繁君 重ねてお伺ひ致します、何所を訂正されましたか。

(森川議員「そんなこと何うでも宜いぢやないか」)

○理事 (中島徳次君)

(47)

前回に出したのを訂正し交換願つたので、其の訂正されたのを事務報告として御覽願へれば宜いのです、前は悪かつたから引込めたので。

○小宮山 繁君 私の見て居る所では前に端に書いてありましたが、あれを御訂正なさる爲めに、單に間違つて居たから訂正した様であります、外に何か工合が悪い爲めにと云ふので訂正した様に思ひますが、そんなことはありませんか。

(「簡單々々」と呼ぶものあり)

○森川照太郎 閉會にして頂きたい、もう十一時です。

○小宮山 繁君 其邊をもう一遍お聞きします。

○議長 (牧 尚一君)
私から御注意申上げます、多分御存じの通りの方の附箋になつて居たことだらうと思ひますが、それは軍の方に關係することでありまして、さう云ふ點の御希望なら私も強いてお伺ひする譯ではありません。

○議長 (牧 尚一君)
本日は之を以て散會致します。

明日は矢張り本日の通り午後七時半の開會であります、成るべく今日の通り多數御出席願ひたいと思ひます。(拍手)

午後十一時閉會

(48)

昭和七年度第二十五次居留民會通常會議事速記録

昭和七年三月二十六日於公會堂

第一日

一、報告

一、昭和六年度居留民會事務報告(第一日續キ)

議 事 日 程

第一、昭和五年度居留民會歳入出決算承認ノ件

第二、昭和五年度特別會計電氣歳入出決算承認ノ件

第三、昭和五年度特別會計實業復興資金歳入出決算承認ノ件

第四、軍病院土地建物移轉ニ際スル認可條件ニ由テ有スル權利義務ヲ財団法人天津共益會ニ移讓ノ件

第五、諸車鑑札料條例改正ノ件

第六、工巡費徴收條例改正ノ件

第七、民間診療所藥價其他諸料金條例改正ノ件

第八、埠頭規則改正ノ件

第九、冠婚葬祭行列進街通過料條例ノ件

(50)

(49)

第十、減債基金特別會計條例ニ關スル件	第十一、第七團債償還ノタメ起債ノ件	第十二、昭和六年度居留民會出入追加豫算案	第十三、昭和七年度居留民會出入追加豫算案	第十四、昭和七年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出豫算案
出席議員	出席議員	出席議員	出席議員	出席議員
岸田菊郎	植松眞經	平井久一	郡茂行	總治靜一郎
植松眞經	郡茂行	總治靜一郎	岡本久雄	
午後八時開會				
○議長(牧 尙一君) 着席				
只今迄の出席議員數三十三名でございます、法部數に達して居りますから之から開會致します、昨夜の事務報告の質問を續行致します。				
○河合一雄君 私は滞納金問題と云ふことに就て昭和六年二十四次の通常民會に於て一寸述べましたが、尙加へて此の今次の民會にも一寸述べて見たいと思ひます、夫で昨日上野會長からお話があつて一寸承りましたが、滞納問題に就きましては本年は事變前迄は稍良好にいつて居ると仰有りましたが、至極結構なことと思ひます、不幸にして此の天津事變と其他に於きまして結果が悪かつたと云ふことは、此の事務報告に依つても判る事でございますが、然るに昨日會計検査委員のお方から上申書なるものを以て總領事官局へ、領事館當局へ上申書を出されたこと云ふことに就きまして、之に付て一言私が行政委員長にお伺ひしたいと思つて居りますが此の事は一寸、其の前に昨年の通常民會の速記録を一寸讀み上げて御参考に申し上げます。一〇一頁の。				
○行政委員長(上野 壽君)				
今のお話はさういふのがありましたらば成るべく私は國稅徵收法といふことでなく致し度いと思ひます、何うしても納めないならば行政委員長に諮つて最後の手續をやつても宜いと思ひます。				
○山田榮治君 最後と仰有るのは。				

(52)

(51)

○行政委員長(上野 壽君)	國稅徵收法に依つて出来るものであれば、其の邊何ういふことになりませうか。
○山田榮治君 夫れでは財産があつても義務心なく滞納して居る所謂過怠者といふものに對しては尙色々御督促になつて、誠意を示されたいものは國稅徵收法に依つて御處分なさるといふ風に解釋致して宜しうございませうか。	
○行政委員長(上野 壽君) は。	
○山田榮治君 解りました。	
之で昨年は良好に行きましたか、良好でないと思ふのは國稅徵收法に依つて夫れを處置なさいましたのでせうか一寸お伺ひ致します、一緒に、議事を長く致しますといけませんから一擧めに申上げますから何卒御返事下さい、さう云ふ方法が出て居りますに拘はらず會計検査委員から領事館の方へ上申書を出されたこと云ふことは、行政委員長に於きましての無能と云ふことが幾分ありませう、彌勒の程度に迄は出てないと思ひますが夫れに就て行政委員の方々の考へを承りたい、又尙夫れから付け加へまして、行政委員長は此の前の滞納金の處置を探ると仰有つたのは何う云ふ方法をお探りになつたか、夫れからもう一つは此の未曾有の天津事變に於きまして支那人が非常に租界から避難して居ります、之は此の事務報告に統計が出て居りますが、之等の多くの人々が課金を怠つて居ると云ふので徵收不能で、本年の豫算は非常に困難だと云ふことは誰でも思考されるのでありますが、然し此の過怠金を今後天津事變が何時治まるものか、だん／＼此の過怠金が多くなつて来る、後になつて其の過怠金が一時に徵收し得られるものか、其の點も合せて會長にお尋ねし度いと思つて居ります、之丈であります尙最後に一寸申し上げて置きたいのは、昨日中島理事から多くの人を擁護してさうして過怠金の徵收係の方へ幾何かの人を入れたと云ふことをお聞き致しましたが、私は大いに期待して居るものでありますから一寸此の事を申し述べさせていただきます。	
○行政委員長(上野 壽君)	
お答え致しますが、會計検査委員から領事館に上申されたのは、あれは昭和五年十月でございますから大抵は一寸お答えに困ります、夫れから國稅徵收法は此の昨年は之をば實行したことはございませぬ、民團の主意として成るべく之を用ひないで徵收したいと云ふことは昨年にも申上げて居ります、然し出来ぬを得ない事情になれば矢張り最後の手段を採らなければ仕方がないのですが、夫れ以前に出来ただけの方法を採つて行きたい、斯う云ふ考へで居ります、尙七年度に於きまして種々計畫を致して居りますから、其の仕組を以て此の滞納者をば大いに督促して見たい、何うしてもいなければ或は國稅徵收法に依つて處分する外ありませんが、自治体と云ふ性質として成るべくさう云ふ事をばやりたく無いのであります、夫れから天津の支那人の避難者に對する、滞納者には何うするかと云ふ事でございますが、之は此の後何う云ふ風に時局がなりませうか、先づ今の處では大差はないかと思ひます、追々歸つて来るやうな様子があるのです、現に先日方若氏に會ひました處が方若氏も云ふて居るのに、大分支那人の商店の商賣の模様も良くなつて来た、そこで段々歸つて来て佛蘭西租界に持つて行つた商品を段々持つて来るやうな様子がある、従つて之から大分良くなつて来ると思ふ、大輪等ももう日本租界に歸つて来るやうに	

(54)

(53)

なつたさうであります、私は商賣人の方の恢復は早いと思ひます、公館の方の、住居の方は恢復に日が要ると思ひます、上海事件の方の裁判が都合良く片附けば可成り氣配が起ると思ひます、いかとも思ひます、さうでもすれば歸つて来る人も段々増えて来ると思ひますから、其の様子に依つて方法を講じて行くより仕方がないと思ひます、之から今何うすると極でも先の手ですから之は判りません、七年度に於て此の租界の事情に従つて、宜ろしきに従つて方法を採るつもりで居ります。

○藤平正男君 河合議員の御質問の中に會計検査委員が一寸行政委員を強勸したのでないかと云はれましたから、一寸辯明をしたいと思います、領事館へ其の事を報告致しましたのは、丁度今會長が仰つた通り昭和五年十月三十一日でございます、此の報告は以前の事であり、私共は前から滞納金の事に付て行政委員会に警告を發したこともありましたが、夫れでもまだ充分で無いので監督官の御考慮を願つたので、決して行政委員会又は會長を強勸する意味は決してございせんから、此の點は誤解の無い様に一言申上げて置きます。(拍手)

○理事(中島徳次君)

丁度滞納金問題が出たので此の機會に少し内容を申上げて置く方が御参考になると存じます、昭和元年、昭和二年、昭和三年、四年、五年所謂過年度の収入不足になつて居ります分が四萬九千五百五拾四圓、夫れで昨年六年度で取りました金が六千五百五拾圓に居ります、六千五百五拾圓五拾四圓です、六年度には過年度収入で夫れだけ取つて居ります、そして約一萬圓は行衛の不明のものになつて居りまして、之は何れ行政委員の決議を経て欠損の部に廻すべきものであります、結局只今未納になつて居る四萬九千、約五萬圓の中で三萬九千九百九拾圓だけが之から取り得られる分なのであります、そして此の未納者の内訳を見ますと、矢張り事變前でありましたが、一割合に支那人の方の成績がよろしくない、此の未納者の約五分の三が支那人、五分の二が日本人と云ふ様なまゝ割合になつて居ります、之は即ち過年度未収入に屬する分、それから六年度の課金の中の衛生費、水道費と云ふ種類のものです、此總豫算が土地課金、家賃課金、取得、營業課金、水道、工巡、衛生費此の分の豫算額が四拾參萬七千八百圓と云ふ豫算であります、課金調査委員の調査済のものが四拾四萬七千五百拾六圓、其の中で収入済のものが一、之は二月二十日の調べで一、貳拾八萬九千貳百七拾參圓、差引収入未済分が拾五萬七千八百貳拾參圓、二月二十日の現在では拾五萬七千圓の未収になつて居りますが、其の後に収入しましたのが四萬、此の中で即ち支那人の工巡費の如きは大部分行衛不明のものが出来まして、其の中で約一萬圓は欠損の部に廻るものであります、確實の調査が出来ました上で矢張り前の過年度収入に繰入れた之は欠損としなければなりません、尙四月以後六月迄の整理期迄に収入し得る見込のものが六萬圓と云ふやうな只今の形勢でありまして、昨年来の天津事變迄は相當成績も良かったのですが、六年度の丁度第三期の告知書を出した時にあの事件が起りまして、第三期、第四期と云ふものはウツ溜つて居ります、斯う云ふ事情でありますから大体御想像も附くことと存じます、割合に収入はいゝ方になつて居ります、一寸御報告致して置きます。

○河合一雄君

それで毎年々々此の様な滞納金の徴收が良好になるかと云へば、年々増加する様な傾向を示して居りますが、之はなんとか今度は何時かはやると云ふ、毎度々々斯う云ふやうに云つて居られて、年々ひどくなるやうに思ひますから何とか一ツ其の方法をお探りになつたら如何でせうか、今一ツ重ねて申上げます、最後に事後の課金の徴收は、今お話を

(56)

(55)

なつたものでは餘りに漠然として居ります、一寸例を申しますが支那人等は事變當時あゝ云ふ事になつたから商工業はサツパリ止まつて了ひ、つまり日本人だけでも家賃を納めるのに非常に困難を來し、當時事變の際等家賃を差引いて呉れるとか何とかと云ふ問題が八益しかつた、それで支那人の方を又聞いて見ますと、支那人の家主の方では租税をドン／＼徴つて居つて家賃を引いて呉れと云ふ等出が好い、斯う云ふ事を支那人の方では云つて居ります、で私の考では事變の一二月と云ふものは可成りひどくなつて大きな金持でも一時に課金を出せと云つても中々出して呉れない、だから極り付くものは極り付くものは差引きをしてそれから以後徴收するものは徴收する様な御方針をお探りになつたら如何でせうか、只此の事變では何時何うなるか判らないと云ふ有耶無耶の方法は何うしても今後處置が出来なくなるだらうと思ひますが此の點を一ツお伺ひ致します。

○行政委員長(上野 壽君)

只今のお話は御尤に思ひますが、略々大体の徴收方法に就て大いに方法を考へると云ふのが第一だつたと思ひますが、私も左様に感じて居りますので、最前も申上げましたやうに色々研究をして、七年度には一ツの新しい方法を試みたいと思ひまして、腹案を有つて居りますから、それを一ツ更に研究してやつて見たいと思ひます、支那人の方の滞納者に對して明かには聴き取れませんが、寧ろ免稅するものは免稅し、徴るものは徴つた方がよいと云ふ事に察しますが、左様です。

○河合一雄君

さうです。

○行政委員長(上野 壽君)

それも色々利害がありまして、事件直後にさう云ふ事も考へて見たのでございますが、之は餘程慎重に取扱はないと云ふと非常な弊害を醸す虞があるのです、と云ふのは公課金を免除すると云ふ様な事は、之は非常な大事件であつてそれが爲めに直ぐに家賃を拂はん様になつたり、或は家賃を免除して呉れと云ふ様な面倒な問題が起る、尙又それに引續いて一般に支拂や何かにも或はモラトリアムの様な氣分を醸成しやしないかと云ふ事も考へられて、研究の結果免稅と云ふことはしないことに昨年決定したのでございませぬ、今年、七年度になつて有耶無耶の如くと云ふことは、今日未だハッキリ判らない以上、方法もハッキリした事は申上げませんが、之は状況に従つて成るべく善處して見たいと思ひます、只免稅と云ふことは今日は考へて居りませぬ。

○石川 通君

天機漏らす可らずと云ふことで、先程行政委員長は何か新しい手段を試みたいと思ふと云つて居りますが、自分は近く新しい腹案を有つて居るから試みて見たいと仰有られて居ります其の腹を、丁度通常民會でもありませぬ、お洩らしになれる事ならお洩らし願ひたいと思ひます。

○行政委員長(上野 壽君)

それはまだ腹案でございませぬ、只今は六年度の事務報告でありますし、旁々今明細に説明をする事は避けたいと思つて居ります、それが研究は始終致して居りますから其の邊お含みを願つて、どんな事をするかそれはまだ決定して居りませぬ。

○山田榮治君

私は會長にお伺ひ致したのであります、之は昨年末臨時民會で決議致しました低利資金借入問題並に其後の事變後の善後處置に就て、之は今質問に先立つて申上げて諒解を得て

置きたい事は、敢て私は之を攻撃するとか御慮を願ふとか云ふので無く、只遺憾の點があり
ますので色々云ふ點を申上げるかも知れませんが、之は居留民の利害に重大なる關係を有
つてありますから、充分お互腹を割つて御懇談に御審問申上げたりお答願ひたいと思
ひますので、此の點御承諾願ひたいと思ひます、昨年末の臨時民會には原案は
二百萬圓を借入ると云ふ案で、其の御審問の御説明になつた一節に、速記録の五頁であります。
「中には既に御口にお話する人もある、又御口にお話する迄には到らないでも随分困難に陥つて居る
人もあると云ふやうなことで、御承知の通り同光會と力を合して救助の方法を講じて居りま
す又共益會に相談を致しまして救済資金を貸付け、百圓以下の小額の金であります、それ
でも此の歳には必要であると考へまして極端な方法を以て貸付けを開始致すことになつ
て居ります」

と云ふやうに會長も既に御口にお話して居ると云ふやうな状態をお認めになつて、永年此の議場
は種々な黨派的に反對があつたりする空気があつた時は瀟灑一致で此の借入の決議を致し、其
後種々として決議の實行を見ないやうと思ひます、昨日の事務報告の末尾に何か案が出来たや
うにも御説明がありました、其の御説明を伺つて居ないのでありますが、更に此の臨時民會
の時に。

「其の方法金額と云ふやうなことは一應行政委員に一任して頂いて、愈々決定の時には更に民會
を開くと云ふことに御承知願ひたいと思ひます。
と云ふやうに會長はお述べになつて居りまして、案が決定すれば民會に懸けると云ふ約束もあ
るのであります、當然御決定になつた案を通常民會にお懸け下さるものと存じて居りましたが、

今迄の間には何等之に對する議案が起つて居りません、さうしますと如何なる腹案が出来て居る
かは知りませんが、現行政委員會は此の決議を實行する本當の意志が無いのかと私は考へます、
私は腹案を伺つて居りませんからお察支なくは確定して居りません、説明願へれば、それに就き
まして更に御相談申上げたいと思ひます。
○行政委員會長(上野 謙君)

低利資金の問題は御承知の通り昨年の事後委員會でも是非必要であると云ふ事が極つて居りまし
て、行政委員會は之に對して決して實行の意志が有るの無いと云ふ問題で、無論實行
して最初の要旨を貫徹したい考へを有つて居るのです、それで其の邊は一寸充分に御瞭解願つ
て、決して之を等閑に附して居るのではないと云ふことは御承知願ひたいと思ひます、昨年の速
記をお読み上げになつて御口にお話する者もあつたと云ふ云々、之も私は非常に氣に懸けて居る
のです、何か低利資金と云ふても中々途にいかない、昨年の冬は僅か百圓ばかりの金を一人前に
貸付けたのですが、之も極めて困つた人で年末に歳も越されんと云ふ人も有るだらう、又それ
迄でなくても年末に金が要るだらうと思ひまして、只一時の凌ぎにしたいので、今年になつて何うか
何か方法があつたらば低利資金を借る迄にもう一ツ方法を講じたいと云ふことは、私は熱心に自
分では研究して居たのであります、一向然るべき財源が見付からないので已むを得ず其の儘に
なつて居る次第であります、低利資金の請願に對する大体的方針は、無論之は動く可からざるも
のであります、其の方法に至つては種々研究も致しましたが、之は中々之では貸下げは難か
しいと云ふ説もありませんし、種々研究をして之は財團共相議を致しまして、擔保でもあつたらば
餘程可能性が多かりはしないかと云ふ事を考へまして、擔保を、之は他處から持つて来る譯に

は不可ないですが、民團と財團の間で何うかして擔保を提供する様な方法がありはしないかと云
ふ事を考へまして、財團と協議の上で一ツの案が出来て居ります、大體の原案は出来て居ります
が然し詳細の事は未だ申上げる丈に迄は至つて居りませんので、今暫く時日を藉して頂ければ總て
の案も完成して、直ぐに請願書を提出すつもりで居るので、御承知の通り何うしても領事官の
御瞭解を充分に願つて置かなければ、低利資金の貸下げと云ふやうな事は到底成功出来ないもの
であります、此の案を領事官にもお目に掛けて略々御瞭解を得た上ではと思つて居ります、
今暫く其の時日は御猶豫を願へたらば、更に皆さんに申上げる機会もあると思ふのですが、只
實行する意志が有るか無いかと云ふやうな、最前お話がありました、そんな事は毛頭ないので
す決して之を等閑に附して居ると云ふ意味はありません、只其の方法が中々難かしいのにもう一
ツは上海の事件が動揺して、それで今暫くの時機を俟つた方が宜いだらうと云ふお話
が認めて居ることでもあります、監督官の方でも今暫くの時機を俟つた方が宜いだらうと云ふお話
であります、行政委員會でも既に此の案に就て研究をして、其の案を以て財團共相議をし、大
體の腹案は出来て居るのですが、之をば愈々成案が出来て領事官の御瞭解も得た上で皆さんのお
目に掛けたいと思つて居ります。

○山田榮治君 只今會長からの御答辯に依りますと暫く日を藉せと申ふことでありますけれども
之はそんな暢氣な問題ではありません、過去に通りありますがその事變に直面致しまして、各町内聯合
會と云ふものを組織致しまして、三十四ヶ町の各代表が事變後租界を如何にするかと云ふ事に就
きましては數回ならず會合致しまして色々之に就て協議を致し、民團當局に對しては望ま
りお願ひを數回提出して居ります、昨年此の臨時民會の際に提案されました低利資金貸下問題も

前行政委員會の御意志ではあります、此の動機は確かに町内聯合會がお願ひしたことが動機に
なつて居たと信じて居ります、其後決議は出来ましたが一向之が實行に着手されて居る様子があ
りませんが、其後町内聯合會に於きましては更に代表された五名の委員は何時も尋められて、お
前達のお願ひが悪いと云ふ居留民諸君からお叱りを受けたのであります、其の都度會長にも非公
式に我々はお目に掛かつて此の促進をお願ひ致しましたのであります、色々御事情上今日に
至りまして今向此の請願書の御提出さへ願へない様なことは、事情の如何に拘らず我々の甚だ遺
憾とする處であります、上海の事變は一月二十八日で臨時民會は十二月二十日でありまして、
此の間約四十日の間何等之に對して行政委員會は實行に着手されなかつたと云ふことは、實に此
の居留民の重大なる問題に對して甚だ怠慢であらうと信じます。(拍手)

先程も會長は仰つて居られました様に昨日の夕刊の、天津日報に依りますと、當局の上海中商
工業者の救済に就ては帝國議會の臨時議會に於きまして相當考慮を拂はれて居るやうであります
長くなりますが一寸讀んで見ます。
「廿四日の議會で上海在留邦人の救済に關する緊急質問に對しては首相外相出席なき爲め答辯
を得なかつたが政府は右問題に關し過般來外務大藏をして考究せしめつゝあるが、近く其案
の作成を見る等政府は中小商人の救済に重きを置き中商工業低利資金融通に依つて應急策を
講ぜしめんとするに略々決定を見てある」
上海は既に此處迄運ばれて居るに拘らず天津の事は一寸として中央に通じて居ないと云ふことは
一に民團當局が其の真相を傳達しなかつた事である、又決議以外に就きましては天津の事變が如
何に居留民の心を驚かしたかと云ふ點を、中央當局に達して居ないと云ふ結果かと私は思ひます

(ヒヤ〜)と呼ぶ者あり

さう云ふ點に於きまして現行政務委員会は居留民が如何なる状態であるかと云ふ事を御承知ないのぢないかと思ひます、表面何うにか其の目を通して居るやうであります、申上工業者の今日の生活の状態は家賃や民團課金、手数料を支拂はないと云ふことは當り前の様になつて居りまして其の日の生活にさへ殆ど困つて全く苦境に絶する状態であり、お互自分の事は見せ度くありませんから何うにか償なつて居りますが、内情に至つては思ひ半ばに過ぎるものがあり、斯う云ふ状態にあるに拘らず、既に決議を致しまして早三ヶ月餘を経過しますに尙未だ其の決定を見ない、而も其の御答辯として「充分意を盡したるが其の時機に至らん」さう云ふ様な問題ではありません、臨時民會の時にも特に拙速を探つて頂きたいと云ふことで快く御承諾願つたに拘らず、之又實行の點に於ては一致して居りません、私は敢て糾弾するものではありません、實情斯の通りでありますからさう云ふ暢氣な事をして居らずに何とか中央にお縛りする、又中央の方でお聽入れになれば當地の方で之に對して居留民を救済される今少し具体的問題、斯う云ふ案を練ると云ふ意圖から出られ、何とか其の目が安心して暮せると云ふ様な状態にするのが急務だらうと思ひます、もう少し立入つて會長の時局善後案に就ての御意見を伺ひたいと思ひます。

○行政委員長(上野 壽君)

此の低利資金問題は町内會の意志に依つて出来たやうなお話ですが、決してさうでは無いのであります、私共が善後委員會を開いたと云ふ事は、一番の大問題は初めから之にあつたのです、それは貴方のお話に依りますと大分違ひますから御了解願つて置きます、上海事件は一月の

(62)

二十八日で其の間に何故遅らなかつた、拙速を尋ぶと云ふ言葉でありましたが私は左様には考へません、斯の如き問題は拙速では決して成功しません、外務省では非常に細密な調査をなさるので、之は私が勝手に云ふものではありません、當地の官憲にはさう云ふ経験のある方が居られるのでありましてよく伺ふと、中々拙速では、況んや一月前後の時機と云ふものはまだ當地の時局も何うなるか判らない、種々の謠言もあるし又實際時局は随分混沌として居りました、又何時如何なる事があるかも知れない、さう云ふ譯でありますから慌てて拙速のものを出すと云ふことは決して策を得たものでないと思ひます、一月に上海事件の起つたことは御承知の通りであります、で其の時分に請願書を出す、拙速のものを出すと云ふ事は愈々以て策を得たものでないと思ひます、今日ならば上海事件も済んだし此の際に御承知願つて、我々が如何にも租界民の困難を一向氣に懸けて居ない風にお話が出来たらあつた様に御承知願つて、決してさう云ふ考へを有つて居ないと云ふことを御了解願ひたいと思ひます。(拍手)

○山田榮治君 會長の御意志はよく判りましたが、私は敢て低利資金を借りると云ふことと私が租界民救済でないと思ひますが、茲に決議されました以上忠實にそれを遂行するのは行政委員とすが之を實行することが出来ないと思ひます、之より外に別に租界の復興策に就て何等考へを建てられないからかと思はれます、

(同感々々)と呼ぶ者あり

上野會長を首班とした前行政委員會は時局善後委員會と云ふものを設置されて、色々此の方面に

(63)

就て各方面に就て研究されて居りましたが、週々二十日の臨時民會で行政委員會が代り、爲めに一時立消えになりまして其後さう云ふ善後委員會の委員と云ふもの、設置を見ないのは之亦上野會長の今の御答辯に反して、戦後事變に就て處置せられて居ないのではなからかと思ひます、若し此の低利資金を借りる事が不可能であると云ふ今日の状態に置かれて居るならば、之より外に何か此の地に於て若くは政府以外に對して救済を求めざる様な案でも考へになつた事はありませんか、又それから先にも申しました善後委員會を設置せられないと云ふのは如何なる理由に依りますか、之を先づ伺ひ致します。

○行政委員長(上野 壽君)

低利資金以外の方法を考へて居ないかと云ふお話であります、種々に考へて居ります、之は考へて既に領事館並に警察側共種々にお話をして、出来る事ならば一日も早く實現したいと思つて度々御相談を致して居ります、遠からん中に實現するものが二三あるだらうと思ひます、それから政府以外の金を借りる考へは無いかと云ふお話ですが、先づ政府の金を借りなくちや利子が高くて期限が短かくて、到底救済資金と云ふ名に添ふ様な貸付方が難かしいと思ひます、之は是非政府の低利資金を借りることが必要と思ひます、政府の低利資金を借りれば利息が廉いのと期限が長いので、其の利積を以て極めて寛くなる方法で貸出すことが出来る積りであります、到底政府以外で借りても若くは期限が短くなる、さうすれば普通の銀行の金を借りる様な結果と同じ事になるのです、丁度今の復興資金の如く金利が相當高いものになるし、保證人の選び方も亦嚴格になります、さうすると借り度くても借れない、貸し度くても貸せないと云ふことになり、折角借りて見ても目的達成が出来ないことになり、之は是非政府の金を借りなくちやならんと思ひます、それからもう一つ善後委員會をもう一遍掃いたらどうかと云ふことでもありますが、只今の處はさう云ふ意志を有つて居りません、然し民團は居留民の福祉に關する事ならば如何なる御相談でも出来ることは致しますから、必ずしも善後委員會が無くては理事は毎日役所に居りますし、又私も役所なりに居りますからドン／＼来て仰つて頂けば、出来ませうと我々も盡して見たいと思ふのであります、之は必ずしも善後委員會でなくともどうか御遠慮なく御申出であらん事を希望するのであります。

(64)

○山田榮治君 善後委員會の事ですが、會長は遠慮なしに云つて来いと云ふこととありますが、之は災災の時の機關を掃きなればさう一々行つて申上げる譯にもいきません、矢張り之は東京の大震災の時等に出来た様に各方面の人士を網羅したものを拵えて、如何にすれば租界の復興が出来るかと思ふ事を研究すると云ふのも決して無駄な事でないと思ひます、勿論我々も租界民の一員としてしめて氣分の點は申上げたいと思つて居りますが、矢張り決定した場所に於て當に之を研究しなければ、氣分だけ云つて来いと云つたつてさう云ふ事は出来るものぢやありません、願ふならば軍隊、領事館、民團、居留民の各方面の人を集めて、尙進んでは租界の各支那の雲人の相當租界の爲めに考慮して居る親日派と云ふ様な者を皆網羅して、充分此の租界の復興と云ふことに考慮しなすやならんものでありますから、是非共私は善後委員會と云ふものが必要がなければ善後委員會でなくとも、さう云ふ意味のものを設置したいと思ひます、それから先般來新聞に現はれて居ります救済資金の方であります、あれが事實であるか何うかは判りませんが、百萬圓財團の方から借りる事にして「借りる事かハツキリは忘れませんが」其の中

一部を團債償還に當ると云ふ事でありすが、さう云ふ事は事實でありすが。

○行政委員長(上野 壽君) 事後委員会の様なるものを拵えたらどうかと云ふお話ですが、之は宜く勘考しまして他の行政委員とも相談した上で、必要と認めましたら拵えらるに致してもいいと思ひます、之は尙考究することに致します。

○山田榮治君 借入金を團債償還に當てるのは。

○行政委員長(上野 壽君)

之は其の内容のことは今申上げられません、之は事務報告ではありませんがまだ決定して居りませんから、之は決定した上で申上げていゝと思ひます、今申上げて又それが變りますと却つて混雜を來すし、最前も申上げた通り何うしても政府の金を借りるには領事官の非常なる御盡力を願ひ、從つて充分に御理解を得なければならぬと思ひますから、其の後でないと思ひても亦變ると私も思ひますので今は申上げません。

○山田榮治君 云はんと仰有れば強いてお伺ひしますが、民會議員にさう云はない事を新聞に何故發表なさいませうか。

○行政委員長(上野 壽君)

私は發表しません、何處で聞いたか知りませんが。

○山田榮治君 それに明瞭に新聞に出て居ります。

○理事(中島徳次君)

民團の方では全然發表しません、共益會の方で誰かに聞いたものか、私は會ふ度に新聞記者にも

云ふのですが、お書きになるのは、が間違つた事が大分有る、向聯絡の取れん事が大分有る、斯う私は注意したことがあります、民團の方からは絶対に居りません。

○山田榮治君 それも追求致しません、私は勢頭に出ました様に強いて争ふと云ふのではありません、居留民の利害に重大なる關係を有つて居るものでありますから、腹藏なくお互に腹を打ち割つて茲に一ツの決着點を見出したいと云ふ考へからお伺ひ致しますので、さう云ふ奥商に物を挟んだ様な事を仰有らずに、斯う云ふ腹案を有つて居るが何うかと云ふことを打ち明けて云つたつていゝと思ひますが、何うでせうか。

○行政委員長(上野 壽君)

只今のお話は御無理はありませんが、事務報告の中で此の低利資金の問題を議論して色々やつて居たら、それは申々擧げられませんから、それはそれとして別の機會に致します、只今の處では其の様な事は申上げない積りにして居ります。

○山田榮治君 さう仰有れば仕方ありませんから、何時迄お伺ひしても時間を費やす許りですから之以上お伺ひしません、願へば斯う云ふ民會と云ふ様な席で無く共結構であります、早く腹案を拵へて頂いて居留民全般に判る様に何かの方法で仰有つて頂き度いと思ひます。

○行政委員長(上野 壽君)

承知致しました。

○山田榮治君 理事にお伺ひ致します、事務報告の一一七頁にある「事變損額調査表」此の一一八頁の方で、此の會社及主要商店の處で實際申告額が民團の査定なり再調査と一致して居るに拘らず、中小營業者の方は實際申告額と民團査定額が非常な差額になつて居ります、之は曾つて事後

委員会の時に丁度之と同じ様な印刷物の配付を受けまして、事後委員として出て居りました私は斯う云ふ査定をされては甚だ宜敷くない、何も之に依つて損害が補填される譯でないし、之に依つて救済を受ける譯でもないのだから申告其の儘を受けて統計表に取つて置いた方が、或る意味に於て支那側に對しても聯盟の調査委員に就ても、其他の方面に對しても多數の損害にして置く方がいゝぢやないか、殊に政府に向つて救済資金を請願するに當つて便利ぢやないかと云ふ事で、理事は率直にお取消になつたのです、あの時考へに配付したのだと仰有つて置き乍ら重ねて斯う云ふ事をなさるの如何のものです。

○理事(中島徳次君)

一寸意味がハッキリと判りませんが此の民團が、申告額を民團が調査しました額が殊に差額が激しいと云ふ點に就ての御質問ですか。

○山田榮治君 さうです、査定をしたのは何う云ふ意味で査定をされたのですか。

○理事(中島徳次君)

民團が査定をしましたあの當時は、申告をして頂きましたが随分龐大なもので何人が見ても實際の損害額でないと思ひます、申告額其の儘を突き出せと云ふ命令も無し矢張り一應は民團で調べて見て査定する方が宜いと云ふので査定したので、あの當時發表しちや不可なりと云ふ話がありましたが、之は事後委員會の方で、民團の事務として此の取扱ひをしまして事務報告に載つて居るのが何處が不可なりでせうか。

○山田榮治君 私はさう云ふ意味で何ふのではありません、茲に各人が民團の依頼に依りまして實際の損害額を申告致しました、それを何の必要が有つて査定されたのですか。

○理事(中島徳次君)

眞相を得て居らないと思ひますから査定致しました。

○山田榮治君 あの事後委員會の席上で仰有つた、多く寄つて居られた各方面の方も此の點に就ては甚だ遺憾であると云ふことで、お取消になつたのが御記憶にありますか。

○理事(中島徳次君)

事後委員會に出しました折は其の査定額が甚だ少なすぎるでは何うだらうと云ふので、之は参考に調べました査定額でありました。

○山田榮治君 何うも甚だ私に不可解です、會社及主要商店は申告其の儘を採用する、中小營業者のみが非常な査定を付けられる、兎に角二百八十萬圓のものが四十九萬圓に査定されて居る、而もその下の避難引揚に依る損害は何うでせう、中小營業者の平均額を見ますと、會社及主要商店のは民團の調査は一人當り四百十四圓〇七錢になつて居ります、中小營業者は七十九圓〇七錢であります、之は必ずしも會社及主要商店より中小營業者が少なく要ると云ふ譯ではありません、寧ろ其の人の損害と云ふものは輕微なものであります。

(「ヒヤ〜」と呼ぶ者あり)

此の調査は旅費其の他でせうが、此の點中小營業者は、例であります三等で歸ると致しまして、三等と一等の差と致しても全然自分で負擔をして歸るものであります、斯う云ふ等差を附けられたと云ふ事は中小營業者を侮辱した仕方であると思ひます。

(「其の通り」と呼ぶ者あり)

而も斯う云ふ様な事實餘り損害無いぢやないかと云ふ貴方の頭がありますから、一方の低利資金

の借入問題も本當に熱が出ないのぢやないか……。

○理事(中島徳次君)

お答致します、或はお話の第一回の民團査定が御座のやうに非常な差額があり、中小業者の見方が餘り酷いと云ふお叱りは事後委員会でも私は受けました、之は私が一軒々々廻つたものでもなく、吏員が其後再調査を致しまして戸々に就て調べましたのが茲に載つて居りますので……中々よくされたので……之はあの申告は實際は斯うですと云ふお話も彼方此方にあります、再調査と云ふのが戸々に就て調べたもので、其の結果は民團が初めに査定したもののよりは、中小業者は再調査の方が大分多くなつて居る、又會社及主要商店の方は少し減つて居ります、事變の終結の際に調べましたので、之は民團側の査定が杜撰だと云ふお叱りは甘んじて受けますが、然し此の意味に於て中小業者を侮蔑して居るとか、熱が無いとかと云ふ之はお抜きになつて頂いたらいと思ひます。

○山田榮治君 私は敢て數字の點は争ひません、民團當局の眞意を伺ひたいと申すのであります、當時申告致しましたのは十一月一ヶ月のもので、時局に依る損害と云ふものは十一月のみの事變と云ふものを主としてした損害を出されるならばもつと……敢て嘘を書けと云ふのではありませんが……此の申告以上にならなかつたらんと思ひます、四百何十萬圓と云ふ損害が出て居るに拘らず、民團の此の調査は何時迄を以て出されたかは知りませんが、要するに事變に依る損害として、二百何十萬圓と云ふ事にされるのは……。

○理事(中島徳次君)

それは一ヶ月です。

○山田榮治君 之以外に損害があつたと云ふことは……。

○理事(中島徳次君)

此の外に業者に対する分は、營業課金を納めて居られる人に就て商業會議所が非常に綿密にお調べになつて居ります、低利資金を借入れますに就ての参考資料として居ります、尙愈々低利資金借入れに際しても一ヶ月だけの此の表を出すと云ふ譯ではありせん。

○山田榮治君 それは出来て居りますか、此の低利資金借入れの準備を拵えて居りますか。

○理事(中島徳次君)

今拵えつゝあります。

○山田榮治君 其の點が何うもサツキから會長に同じ事を伺つて居る點ですが、何うも本當に行政委員会があまりになるのかどうか、甚だ無禮な申分ではありますが何れも彼も調査中、今やつゝあると云ふ様な事でも、もう少し進んで何とか案が無ければならぬのぢやないでせうか。

○理事(中島徳次君)

如何にも行政委員会が此の低利資金に冷淡の様に御叱責であります、之は會長の先刻申されました通り、事變以後之のみに限りませんが相當努力を拂つて居ります、然しつい昨日も上海では肉弾を以て争つて居るやうな悲惨な状態であります、日本の本國は今國を擧げて緊張して居る、此の際に天津が如何に小康を得て居るにしても何うか私の方に金を借してくれと云ふ時機で無い日本の國の人にも對さなければならぬ、如何にも天津のみの事ばかりでは不可ないだらうと思ひます、要するに時機がまだ少し早いもう少し平和になつてからが宜からうと云ふ様な點も相當

考へて居ります、自然貴君方と多少此の點に於て意見が違ふかも知れませんが、決して私共は冷淡、等閑に附して居ると云ふことにはないと思ひます。

○山田榮治君 あまりクドクナリますから此の邊で打ち切りますが、打ち切るに際しまして私は希望としてお願いして置きますが、色々會長なり理事なりから御答辯が有りましたが、どうもそれは甚だ失禮な云ひ分ではありますが、私は論議とより信ぜられませんが、斯う云ふ國を擧げて國防、いろんな軍備の献金とか、現に天津に於きましても京津日々に於て飛行機の献金をやつて居る、此の状勢に於きまして我々は敢て他方に依つて救済を求めやうとは思つて居ない、低利資金を政府から借りて下さいと云ふのであります、民團の決議であるから行政委員会は忠實に實行して頂きたい、若し實行する事が出来ないのなら更に民團を招集してあの決議を取り消して、別の方法に依つて租界が活きて行く案を御提出願ひ度いのであります、何か方法が有る……と仰るが一向どうもお示しになつて頂けない、損害の状況は何うかと云ひますとまだ出来てない、之ではどうも今迄仰つた色々な御答辯は立派であります、實際の腹は其の邊でお茶を濁してお受け下さいと云ふより、我々は解釋が出来ない、殊に町内聯合會の代表として非公式にお宅の方にお邪魔したり、事務所の方へ伺ひして聯合町内會の意思を申上げましたが、其の都度快くお受け下さいと云ふならば此の際先に希望致しました事後委員会の様なものを、領事館を御主体として軍隊も居留民團も遣入り商業會議所も遣入り、各方面の方が寄つて充分研究することは決して無駄でないと思ひますから、是非之を設置して頂きたいと思ひます、三十四ヶ町の町内聯合會の時に前般議長より内務警部の御出席願つて、忌憚ない意見を交換して色々希望をしたが、各所

の意見を伺ひまして非常に有益な結果を得まして、引續いて云ふ會合を度々したいと云つて居るのであります、現にあつては云ふ會合ですら双方非常に意志の疎通を達せまして、其の結果は非常に良くなつて居ります、斯う云ふ風に居留民自身は色々な方法に依つて租界の復興と云ふ事に考慮致して居るに拘らず、勿論其の局に當つて居る行政委員会は獨り此の問題のみならず澤山の問題を、此の通常民會を控えて色々御多忙であつたと思ひますが、其の點はよく私も了解して居ります、又其の衝に當る者が人の希望通り、人の意見通り出来んとは充分お察しして居りますが、之はさう云ふ形式の問題でない實際パンの問題であります、もう少し熱を有つて居留民の爲めにお話し願ひたいと思ひます、或一例を申し上げますれば租界の復興に就て見ましても、避難者も未だ租界に歸つて来る様な例も見ないやうに思ひます、租界は寂れ放題になつて居りまして、發展どころか運々として少しも進んで居りません、色々クドク申上げる様であります、今日此の状態は決して當面に現はれて居る様な問題でなくして、全く其の日のパンの食へん境遇が大部分であります、又獨り他人の問題ではありません、折角之迄先輩が建設して来た此の租界の今日此の未曾有の破れ方だから、若し借りられなければ斯う云ふ他動的の救済より自動的に租界の復興と云ふ事に就て充分御盡力を願ひ度いと思ひます。

○田尻領事 一寸申して置きますが、成る可く此の席から口を切るまいと思ひますが、今日の低利資金の問題で出来なければ強い借り度くはないと云ふ様なお調が有りましたが、それは此の民會議員の何れ位の議員の数が今日さう云ふお考へを有つてあらうしやるものか、其の點が確かめて置きたいと思ひます、我々は此の問題が此の前の臨時民會に出る前から何とかしなすやならん殊に臨時民會で決議をした以上は少なく共斯う云ふ風にして持つて行つたら政府に通りが宜いだ

(74)

(73)

らうと云ふ事を、行政委員会なり或は理事に對して出来るだけの指導をして来て居ります、時機と云ふ問題に就ても今迄出さなかつた事を行政委員会に疑念を拂つて居られた様ですが、之は領事館で止めて居つた筋の點もありませんが、行政委員会が怠慢であつたか何らかは判断の相違であります、少なく共監督官として相當盡力して、租界民の希望は行政委員の希望であると思つたから、出来るだけのお力添えをする、時に出来なければ出来ないでも宜いと云ふ事を、此の民會の席上で意見を述べられると云ふ者があつたらば、我々は今後何處まですれば好いか其の點甚だ疑はしくなつて来た譯であります、それから町内聯合會、善後委員會、さう云ふ様なものが此の席上で色々議事をするやうであります、またそれが民會なり行政委員会など何れだけの關係を有つて居るものか、又はいつべきものであるか、之は私が此の席から言葉を扱ふには當らない事かも知れませんが、其の點は行政委員会に於て充分考慮願ひ度いと云ふことで、以後さうした好い會合ならば成る可くお取り合ひになつて、何か警察署の方は人が出席したと云ふ様な話もありましたが、果してそれだけ有益なものであるか何うか、其の邊は會合をおやりになる方も、又行政委員の方でも充分お考へになつて、今後何う云ふ會をお設けになるにしても、租界の爲めに有益な會にせられんことを希望して置く次第であります。

○山田榮治君 今田尻領事から借りられなければ止めたいと解釋された様ですが、私はさう云ふ事は申上げて居りません、決議を忠實に行政委員会に實行して下さいと云ふ様に申上げたので、若し不幸にして借りる事が出来ない事情があるならば、他に案を行つて致し願ひ度いと、既に決議されたものでありますからそれを更へられたら如何だらうと云ふ事で、田尻領事の誤解ない様に願ひます、それから何か申上げたのはまだ田尻領事が御出席ない前からはよく御理解を願ひたいと思ひます、(山田議員「だから通告してある」)

○森川照太君 何時迄通告にお付合ひになるつもりか知りませんが、若し通告が切れなかつたら三日でも、一週間で、十日でもお付合ひになるつもりですか。

○議長(牧 尙一君) そんな事は考へて居りませんが、成る可く速く……

○森川照太君 三日の會期でありますから質問を打切らないと、會期中に議する事が出来ないと思ひますよ。

(「ノウ」)「前例がある慎重派議やつたらい、ぢやないか」と呼ぶ者あり)

○議長(牧 尙一君) お静かに願ひます、一寸休憩致します、時間は振替を以て御報告致します。

午後九時五十分再開

午後九時五十分休憩

(76)

(75)

○議長(牧 尙一君) 引續いて開會致します。(拍手)

先刻山田君から低利資金の事に就きまして行政委員会に對して御希望がありました、其のお言葉の中に政府から取つて借りてもいいと云ふ事に就きまして、田尻監督官の方から御注意が御座いました、唯今速記を取り調べましたから之から讀み上げます、一應御聴取願ひます、——無論中途であります——

「現に天津に於きましても京津津に於て飛行機の取金をやつて居る、此の状況に於きまして我々は敢て他方に依つて救済を求めやうとは思つて居ない、低利資金を政府から借りて下さいと云ふのでありません、民會の決議であるから行政委員会は忠實に實行して頂きたい、若し實行する事が出来ないのなら更に民會を招集してその決議を取り消して、別の方法に依つて云々」とありますから「低利資金を政府から借りて下さい」と云ふのでありません」と云ふ事に就きまして、山田議員はお取り消し願ひ度いとあります。

○山田榮治君 私は徹頭徹尾十二月二十日の臨時民會の決議を實行して頂きたいと云ふことを行政委員会に希望致しましたので、それに關聯して幾多の枝葉問題に亘つて述べましたが、元々私の精神は政府から借りて頂かないでもいと云ふ意味は毛頭有つて居りません、又有つて居る筈はありますが、徹頭徹尾決議の實行を迫つたのであります、只今の言葉は表はれて居るなら取り消しますが、私の趣旨は決議全部を實行して頂きたいと云ふのであります。

○議長(牧 尙一君) 田尻監督官に申上げます、只今山田議員から取り消されて居りますから左様御承知願ひます、山田議員の方は之で済みませぬ。

○石川 通君 私もあります、さつきのあの……

○議長(牧 尙一君) さうですか、それでしたら成る可く簡単に。

○石川 通君 先程山田君から幾々低利資金の借入に就きまして御質問がありました、私も一言申上げましたが、大体それで出来て居るんでありますか、何か他に……

○議長(牧 尙一君) 石川さん、山田君の仰つた事には附言なさらずに別の事をお願い致します。

○石川 通君 之は重大な事ですから、低利資金の事は居留民にとつて重大な事ですから。

○議長(牧 尙一君) それは、山田君の仰つたことはお取り消しになつた事でありまして、

○石川 通君 先程會長から之が實行の意志が有ると云ふお返事がありましたので、私もそれを御信賴する譯であります、色々お話の中に方法が困難であるとか、上海事件があつたからとか到底、中島理事もあつたから時機を俟つてやつていかなければならんと仰つたが、請願書を作つて置くことは上海事件が起らうが起らまいが、請願書を作つて置くことは必要であつたかと思ひます、出す時機も難かしいございませうが、斯う云ふ事件は各處に起るのでありますから、斯う云ふ様な運動は此處だけでも臨時議會に提出をされる様に承はつて居ります、其の議會が新聞紙上で承はりますと來月の十日頃始ると云ふ様に、斯う云ふ風に承はつて居りますから——それが何日迄ありますか、ハッキリ私は存じませんが、兎に角成案を作つて置くかと云ふことは

(77)

必要な事なからうかと思ひます。そこで私は是非至急に御成案を得て、再び臨時民會におかけになつて、それで議會に持ち出される事を此の際にお願ひして置きます。無論監督官の御了解を願ふ點もありませんし、色々な點もありませんが、之は重大な點でありますから至急一ツやつて置く、それで色々御都合もあるでせうが、私の考へを以て云ひますと、之は監督官も知れませんが、今の行政委員の方々は大部分ブルジョアの階級の方が多いのであります、多くの居留民の困つて居ることは餘り能くお判りになつて居ないぢやないかと思ひますので、是非一ツ熱心によつて頂き度いと云ふ事を此の際に希望して置きます、之を以て終りに致します。

○古田治四郎君 私は昨年の通常民會の時に埠頭問題に就きまして申し上げて居りましたが、あの時の杭と石塊取除け費が一十三萬餘と心得て居ります、その節餘り費用が少ないので時の上野會長に伺ひました處が、彼處の中で取除ける石は河にあるものは約五十位だと仰られました、私の知つて居る處では百五十位あると思ひます、尙此の費用は餘りに少ないぢやないかと廣う申した處が、専門家の觀た眼で之が總てであると思ふ事を表明して居りますが、然るに此の事務報告を見ますと六千六百二十九と云ふ様な事實になつて居りますが、私があの時に御注意申し上げましたに拘らず、専門家の言であると思つて千三百圓の金が六千何百の事實になつて居る、其處に餘程食ひ違ひが出来たと思ひますが、如何なる點に食ひ違ひがあるのか、一寸お伺ひ致します。

○行政委員長(上野 壽君)
お答致しますが、昨年の五十何個と云ふことは確かに申上げました、あれは何も専門家の調べに依ると云ふ事ではありません、當時は結算時でありましたので四下尺以内の米の貯けた部分だけ

(78)

調べたのが五十何本で、中流にはまだ有るだらうけれどもそれは判らん、取り敢えず千三百圓だけ計上しておく、それから杭の頭が百五十幾つ有ると仰つたが、之は生憎とそんなに深山ありませんでした、之は極少ない、唯石とか土の塊り、それから杭が非常に深山ありました、それから工事を始めて見ますとすぐ又澤山出て來るので、何うしやうかと度々行政委員會でも相談しましたが、何うせ此の杭とか石の塊りとか云ふものは取らなければ、ライターを入れるにしても亦汽船を入れるにしても妨げになるから、だから序にやつた方が宜からう、其の設備も石を上げるには機械を取り寄せたり、人夫を雇つたりしますので、改めてやる筈になると費用も廉くいかんと云ふので序にやりましたのですが、在外長い時日と在外な費用が要つて六千四百餘の費用になつて、之は矢張り我々も案外に思つて居ります、最初に調べる當時は結算中で細かに判らなかつた爲めにさう云ふ事になつたので、不明と云へば不明であります、何分河の中の事で能く判らなかつたのですから其の邊何卒御了解願ひします。

○古田治四郎君 今上野會長のお答でありましたが、あの時相當議論したので鐵筋コンクリートの頭が甚だ少數と云ふ事でありましたが、現に私が勘定したもので、私が勘定した事で九十を超えて居ります、第二分署の裏あたり、其の他は申すに及ばず凡そ九十以上もあるものであります、それで相當の費用がかかると思つたので、之の費用をかくと云ふことは私も此の前申して居るので、餘り少額だから後で斯う云ふ多くの支出を出して豫算と掛け離れたものが出来たといかんと思ひまして、民會議員席に居つて云ひましたが、然しそれを御採用にならなかつたこと云ふ事が私は心外に構えないと思ひます、尙其の節白河の浚渫が出来なくちや船が上らんと云ふ事でありませんが、陸上の設備も今のバラツク建がかゝつたが時局にかゝつたのでまだ完成しないの

(79)

であります、之は豫算面に表はれて居たら速くおやりになつてたらい、ぢやないか、斯う思つて居ります、尙續いて申上げて置きます、之が民會で得た千三百円よか豫算では無いから、足らない時は監督官の許可を得ればそれは無いでせうが、十二月に臨時民會があつたのですから、少なくとも其の當時の豫算と五倍以上の金を支出されたのなら、臨時民會の時にせめて其の報告が、金を餘計に使つた位の、今日此の質問をしたくなかつたのですが、其の當時判らなかつたものだから信用して居りました、あれ丈の問題で我々と民會で議論したのですからして、五倍以上の差額と云ふことは行政委員會で慎重審議されたにしては餘り、差が甚だしいと思ひましたから今日茲で再び申すのであります、我々も或程度まで感じたこと、見たことを申上げますから、我々の言もすげなく捨てられなかつた、或程度まではお聞入れになつて参考になさつておけば、五倍以上の差と云ふものは出なかつた様に思ひますが、之を會長に御注意致します。

○行政委員長(上野 壽君)
承知致しましたが、一寸申上げて置かなくちやならんのは、あれは豫備費を支出したのではありません、土木費の中の項目の融通で済んだので、別に豫備費から出で居りません、臨時民會に報告しなかつたのは臨時民會の性質として單にその當時議案として送つたものをば、あの臨時民會では御相談する事になつて居ります、どうせ此の通常民會に於て御報告すべきものと思つて居りましたので、それで其の時しなかつたので他意ある譯ではありません。

○古田治四郎君 それでは結局あの時の豫算は豫算違ひであつたと云ふ事に結着するのであります

(80)

○行政委員長(上野 壽君)
左様であります。

○古田治四郎君 昨晩も申上げました疫病院の技師問題で理事と會長とは不一致の言葉でありましたが、之も私の想像通りと考へまして、別にお答を伺ふ必要もありませんが。

○行政委員長(上野 壽君)
別に私は決議と申しませんで、行政委員會で確かに相談したので、決議ではありませんが協議をしたのであります。

○古田治四郎君 私の聞いたには行政委員會にかけましたかと云つたらかけたこと云ふ……。

○行政委員長(上野 壽君)
かけましたが決議にはしません、決議には致しません。

○古田治四郎君 さうすると甚だ責任に拘れる問題になります、一寸御りますが直ぐ済みませう、あれ丈の問題を民間が共立病院の事務局長に宛てた、本の依頼状で、療病院なり公衆衛生なりの人は輕々と引受けられたのですか、「民間ノ囑託」と云ふ事を丸切り無視されるのであるが、私はさう輕々しくは考へたくないと思ひます、之で私は此の問題を打ち切ります。

○高瀬 伸君 私は衛生問題に就きまして、又多少希望も入つて居りますが、それを申上げます、昨年の外理紅熱が多數に發生致しまして、それに對して小學生、一般居留民に對して豫防接種等の豫防法を實施された事は、誠に時宜に感したと思ひます、又小學生に對して其の衛生検査を爲されたこと云ふことも、學校生徒の保健に對して其の當を得たと思ふものであります、然し學校生徒の保健を知ると云ふ點に於きまして、まだ、多數に調査しなければならな

い事があると思ひます、例へばトラホームであるとか或は視力の検査であるとか、結核であるとか、學校生徒の保健調査を——或は其發症の事業であるかも知れませんが——やる事があります我々に代りまして總て租界に活動すべき第二世の、學校生徒の保健状況に就きまして何等知る事の出来ないのは甚だ遺憾と存じます、而も其の一部に就て事務報告中に掲載されて居るのであります、假令其の所管外である共——誠に勝手でありましてが——保健状態を全部に就て御報告の勞を取られる事を願ひ度いと思ひます、之が先づ第一であります、昨年度の死亡者表がありましたが一九名出て居る、其の中に誤死が二名と書いてあります、租界民の中には一人も戦死者がなかつたと思ひますが、あれは軍隊の死亡の方を入れて居るのだらうと思ひます、軍隊の死者をば居留民の死亡の中に加へると云ふ事は當を得て居ないと思ひます、而も斯の如き数字を基礎と致しまして、次の頁にありますが、租界居留民に對する處の千分比例が出て居りますが、之は居留民と云ふ以上は勿論軍隊と云ふものは此の中に入つて居ないものと思ひます、若し入つて居ないなら此の千分比例と云ふものは實際は狂いが來て居るものぢやないかと思ひます、死亡比率等と云ふものは一寸必要がないものとお思ひになるかも知れませんが、其の地方が陸軍地であるか或は否かと云ふことを判定する便宜もあり、一ツのパロメーターとなるものであると思ひます、さうであるならば此の統計表をもつと正確にして置く必要があると思ひますからして、此の點訂正して頂くと共に將來御注意願ひたいと思ひます、それから第三の質問を致します、防疫に就て申上げますが、先程も會長は去年のチフス患者が非常に少なくなつたのは、之はポリワクチンの普及或は豫防接種の結果と云ふ事を申されましたが、勿論豫防接種とポリワクチンの服用と云ふものは實際に於て効力のあることは事實であり、然し一方へて見ますと昨年は他の

租界であるとか或は支那側であつてもチフスが少なくなつたと云ふ事があり、然らば斯う云ふも矢張り日本租界にチフスが少なくなつたと云ふ事の考慮に置かなければなりません、而も其のポリワクチンを飲んだ方とか、豫防接種をした方と云ふものは租界全員の半数に満たないと思ひます、そして其の使用した、使ひ出した時期が何時かと申しますと、八月であります、八月と云ふと甚だ遅いのであります、防疫上に對して甚だ遅いと云ふのは効力が薄く、効力が非常に少ないと云ふことでもあります、會長は去年のチフスが少ないと云ふ事をお喜びになつたと云ふ事は、それは少し早合點であると思ふのであります、今年の夏も亦あの去年の様な汚い水が、天然水が巾をきかすのでございませうが、租界の防疫に對しては餘程の御注意が必要で、それから私は此の際民間當局に多少希望を述べておきたいのであります、其の一ツとして豫防接種は年度變りの直ぐ初めから、五月ですとか四月ですとか、直ぐ一ツ豫防接種を始めて頂きたいのであります、腸チフスはばかりでなくバラチフスも多いからバラチフスも同時にやつて頂きたい、もう一ツポリワクチンも、今年も多分お取りになるなら一人前金費回と云ふ事は、多數家族のある者に對しては非常な負擔になると云ふ事もお考へにならなければなりません、之も少し減額してやつて足らない處を民間で負擔してやつたら如何かと思ひます、さうしたらワクチンを普及させると云ふ點に於て非常に容易でないかと思ひます、以上の點に對して民間當局の御意柄をお察ね致します。

○行政委員長(上野 壽君)
學校衛生に就ての御注意御尤もに思ひます、此の事に就ては尙理事から御答申上げます、先に其のチフスの昨年の患者が少なくなつたと云ふ事に就て、他租界並に支那側のお話もございまして、其の關係も無論ありませうが、私が此の日本租界の醫師に就て聞きました處に依りますと、此の

ワクチンの効果は確かに充分にあつた様に思ひます、之は此の効果も勿論關係して居る事と私は思つて居ります、で今年は一層普及する様に取計ひたいと思ひます、又猩紅熱が昨年は非常に多かつたが、之は御承知の通り事變の際學校に避難した、それである學校の附近が一番酷く、思はず二十何名と云ふ患者がバタ／＼と出來まして、昨年の猩紅熱の患者は大變多かつたのであります之に對して今年は一ツ専門家の御意柄を聞きまして、何とか豫防の出來るものならば之を講じて豫防注射の様なものもありませうから、さう云ふものも研究の上では是非やりたいと思つて居ります、時期に就きまして調かつたと云ふお話もございしましたが、之は専門外で宜く判りませんが、専門家に御相談して適當の時期に接種なりポリワクチンの服用なり、成る可く本年は初期にや一度いと思ひます、尙衛生の費用に就ては豫算の時に話もありませうが、大体の趣意は今年も昨年よりも一層普及する様に計らひたいと云ふことは當局者も考へて居ります、色々御注意有り難うございします。

○高潮 仲君 戦死者は間違ひでありませうか。

○理事(中島徳次君)
私からお答致します、之は今迄慣例で軍病院で死んだ人も出て居つたさうです、御通知が「戦死者」ですから之に出て居るので、今迄何う云ふ慣例でさうなつて居りますか知りませんが、ずつと出て居るので、それから學校衛生の一般に就て此の報告書に掲げよと云ふお聲れですが、之は如何にも御尤もな話で公衆衛生の上からいいますと御同意であります、只其益の分れまじら早々でありますから、今後は共益の方と協同致して出來る丈の報告は之に載せることに致しました、それから豫防注射とかの時機は如何にも御尤もの様に思ひますから、只今會長の申しました

様に成る可く御意見に添ふ様に致します、トラホームの検査は之は入學の時にやりますし、毎學年の初期に實行して居ります、あまり詳しい事は判りませんが、學校關係のことは尙民會の期日中に共益會の方から宜く聞きまして、それからポリワクチンの値段を下げよと云ふ御意見は、之は警察の御當局も頻りにさう云ふ御意見を有つて居られるのであります、私もあれは別に儲けて居る譯ではありませんが、出來るだけ普及させる意味に於て豫算にも上げて居りますから、御意見の様に減額も出来る事と思ひます。

○高潮 仲君 今の軍で死んだ方を統計の租界民の死亡者の中に入れては仰有いますが、租界民と云ふ中に駐屯軍を入れるか入れないかと云ふ事で率が違つて來ると思ひます。

○理事(中島徳次君)
之は一ツ之から改める事に致します。

○宮武徳次郎君 私は事務報告の課金調査委員の情報に就て上野會長にお伺ひもし希望も述べたのであります、先づお伺ひ致しますが、六年度の課金調査委員を推選される時に、勿論私が之を申上げる迄もなく、かゝる重要な件に携はるる人を推選される時は公平無私でやらなければならぬ事であると思ひますが、私の見る處では多少之は——私は實は此の席で申上げたたくは無いのですが——在來有難れた言葉で申しますと、所謂派閥の方に屬する人を多く擧げると云ふ様な嫌疑がある様に思ひますから、此の當時の新聞紙上に於ても此の推選は甚だ懸念かでない、當を失して居ると云ふ事をチラツと見ましたが、上野會長は御自身やつた事であるから最も公平であると思つて居られるのか知らんが、何等それ等に對して意志表示をしなければならぬ様に記憶して居ります、此の點を一ツお伺ひ致します。

○行政委員長(上野 壽君)

昨年、昭和五年十二月十二日のですか。

○宮武徳次郎君 さうです、事務報告に出て居る通り……。

○行政委員長(上野 壽君)

私は其の當時に申し上げた様に、私としては決してそんな赤派を多く、青派を少なくすると云ふ様な事は考へて居りません、各専門の方を集めて、成る可く租界の事情に明るい方を集めれば、従つて課金の公平を得られると云ふ考へから、さう云ふ意を以てやつたのですから、貴方の只今のお話の様な、赤派の方に餘計にやつたと云ふ様な事は毛頭ございせん。

○宮武徳次郎君 無論お答はさうだらうと豫想して居りました。(笑聲)然し事實は決してさうではありせん、例へば人の名前は申し上げませんが、此の一年の改選當時に非常に赤派の爲めに東奔西走して、其の結果偉大な効果を得た爲めに、最高幹部の地位に据えられられて名譽ある課金調査委員に選ばれて居るのです。(拍手)

それから立候補して落選した者は全部殆ど課金調査委員其他の名譽職に推選されて居る事實であります。(笑聲)

(86)

(85)

倍額になつて居ります、四那から八那は僅かなものでありますが、之が口那が二百那に、千那が二千那になつたら何うであります、甚だ不公平なやり方をして居るのであります。それで私は何う云ふ様な調査をして居るのかと思ひましたから、假に此の六年度の營業課金の決定案と云ふものに依つて調べました處が、総人員七百七十七人、金額は三萬四千三百三十六那と云ふ額であります、此の七百七十七人の中で増額せられたものが八十六人、総人員からいけますと云ふと一割一分強になつて居ります、又之に反して減額された人は百七十五人、総人員の二割二分五厘強であります、従来通りの増しもしなければ減りもしないと云ふものは五百十六人、総人員の六割六分四厘であります、それから之は又全般に亘つた統計であります、私共同業者のものに對して調べて見ました處が、他のお方は一向上つて居らないので私の倍額に増額されて居ると云ふ理由が判りません、それで私は昨年の五月二十七日に行政委員長の上野さんに斯う云ふ様に手紙を出したのであります、一寸長くなりますが讀み上げます。

拜啓益々御清祥奉賀候就本月十六日附本年度營業課金負擔等教訓御通知ニ接シ候ニ就テハ參考ノ爲メ左記ノ件ヲ告知致シ度候間何分御回報相煩度此段及御照會候 敬具

左 記

一、小生前年度(即チ昭和五年度分)營業課金負擔等教訓ハ一級四那ナリシ處本年度(即チ昭和六年度分)ハ一級倍額ノ三級八那ト決定セラレ候御承知ノ如ク一般不況ノ折損ニテ營業上ノ收入ハ前年ト何等大差ナキニモ拘ハラズ一級倍額ニ決定セララル計算ノ根據御指示ヲ乞

以 上

追加ニ對シテハ何等不服ヲ唱フルモノニテハ無之要ハ計算ノ根據サハ明確ト相成リ小生ニ於テ首肯シ得ル程度ノ御指示ヲ得バ甘シテ負擔可仕爲金申添候

斯う云ふ御照會を致しました處が其の御回答を得たのであります、其の御回答は 天民乙第一四七號

昭和六年五月二十八日

天津居留民團 行政委員長 上野 壽

茲に判が押ししてあります。

○宮武徳次郎君 昭和六年度營業課金負擔等教訓ニ關スル件 拜啓五月二十七日附貴狀ヲ以テ御照會相成候首題ノ御照會主旨「算出根據」ニ就テハ民團、取得課金及營業課金ノ如キ性質上算出根據ノ表現タル具體的材料(申告等)ナキ向ニハ課金調査委員會ノ主觀ニ對シタル公平ナル見立方即チ抽象的算定ニ依ルノ外致シ方ナキハ御承知ノ通りト被存候從テ貴殿ニ對スル昭和六年度ハ營業課金ニ關スル申告ナリシ爲メ前述後段ノ推定的算定法ニ依リ課、委、會ニ於テ入金ニ査定三級八那ト決セラレ行政委員會ニ於テモ右査定案ノ通り決定ヲ見タル次第ニ付御諒承被下度此段御回答申上候也

追而御中越ノ御事情一應御七モノ儀ト被存候間議御申立相成次第再審可仕申添候。 斯う云ふ御回答を得たのであります、此の御回答に依りますと云ふと、最も公平なる見立方法と云ふ事を書かれて居りますけれども、私の見る處では前申した様に同業者の中には一人も増額を見て居らないのに、私一人が倍額にされて居る、決して公平でない、それは全部とは申しませぬけれども、課金調査委員の中或る部分の人が其の當を得て居ないが爲めに、かゝる不公平な査定をしたものと私は推察したのであります、私の様に事情を多少でも知つて居る者ならば、斯う云ふことも出来ませぬけれども、全然知らないお方は又温なしいお方は、泣き入りして居るお方が澤山有ると思ふのであります。

(88)

(87)

それから私は續いて此の御回答を得ましてから、又六月二日附の更に又上野會長に手紙を添上げたのであります、それも一寸暇が入りますけれども讀み上げます。

○議長(牧 尚一君) 宮武さん、一寸簡単に願へませんか。

○宮武徳次郎君 それでは時間を省略する爲めに此の手紙は止めますが、要するにさう云ふ様な不公平な査定をやつて居られるのであります、私共の様なドン々意見をお上げますし、又悪い處は斯うして載せたいと思ひますが、一重復しますが、一事情の判らないお方とか、温なしいお方は上げられても仕方が無い、面倒臭いから此の儘にして置くかと云ふ様なお方が澤山あると思ひます、今後調査委員を推選せられる時には充分御考慮を拂つて載せて、適任を適所に擧げて載せたいと云ふ希望を有つて居るのであります、尙先刻一寸申しお忘れましたが、斯う云ふ面白い話があるのであります、之は中立を標榜して立候補した處が、二人三人落選したのでありますが、一人は抽選に依つて選入りました、他の一人も二級で落選して一級から漸く辛うじて當選したのであります、此の落選組の二人を何か之を重要な處でも、公職にでも着けてくれる事が出来たら、赤派の方に選入ると云ふ譯で落選組の二人を、其の人を紹介して數日後に課金調査委員になり現在も入つて居ります、斯う云ふ様な實例があるのであります、上野會長の云はれた

公平と云ふ事は甚だ不公平であります、其の不公平と云ふ事は之は實際私個人としては申上げる事は遺憾ですが、公人としては巴むを得ずから、今後かゝる重要な要職に携はるる人を推選する時は、絶対公平無私の見地から御推選されん事を希望しておきます、終り。

○小宮山 繁君 私も一寸事務報告に就て御注意を申上げたり、はた又將來こんな文句をお使ひにならぬ様にお願ひしておきたいと思ひます、それは事務報告の第四十四頁の「民團第七團偵察昭和五年度以降六ヶ年間繰延」關スル請願書、此の中の初めから第四頁目、五行目の處に明らか民團の政變の爲めと云ふ事を置々しく書き上げて居りますが、外務省の官廳から監督系統がありすが、之で見ると如何にも民團の職務の内容が「チヤク」と云ふ事を言ひてあります、何んなお氣持でお書きになりましたか讀み上げますから、初めの方は略しまして、告知書ノ御送付ヲ受領シタル今日ニ於テ本請願ヲ提出スルハ既ニ其手續上ニ於テ本末ヲ顛倒シ内面的ニハ民團事務上ノ進行ニ於テ自ラ懈怠疎慢ノ酷シキヲ暴露スルモノニシテ今更ニ締結指シ能ハサル次第ニ御座候

假令監督系統に對しても斯う云ふ具合に民團の職務が懈怠疎慢とか、暴露するとか、恐懼に堪えないと云ふ難かしい文句を使はないでも、もう少し何とか軟らかに實狀を監督系統に申上げたつたら、之では見様に依つては若しかして之が事實としますれば、其の當事者は懈怠疎慢といふものと思ひますが、勿論さう云ふ積りで書き上げたものでないと思ひますが、唯向ふの讀む人が感心すると云ふ様な簡單な氣持で書かれたのかと思ひますが、斯う云ふことは書類でありますから、將來は充分御注意になつて、斯う云ふ様な文句を名実が合致してありますから、お使ひにならん様に御注意致します、他に大藏省に出す書類、正金銀行に出す書類は極めて簡單であります、外務省には平謝りの形でありすが、斯う云ふ事は個人なら格別であります、民團を代表して申は亂七八種と云ふのは何うかと思ひます、以後お使ひにならん様に御注意になつて(笑聲)之でお終ひにします。

○理事(中島徳次君) 注意致します。

○山田榮治君 時間もありませんから簡單にお尋ね致します、此の事務報告の五十四頁埠頭課の事務所開設の事でありすが、五月六日開設し爾後埠頭事務を扱つて居ると云ふ御報告であります、何う云ふ事務を扱つて居るのであるかそれが一ツ、それから昨年の通常民會の時に會長の御答辯で、小蒸氣船が日本租界に上る見込はどの位のかとお尋ねしました處が、千五百噸位上る見込であると云ふお答でありましたし、益々有望な様なお話でありましたが、唯天然の力でいかなかつたのは仕方ありませんが、今後日本租界の埠頭を何う云ふ風に利用なさるかそれを一寸お伺ひ致し度いと思ひます。

○行政委員長(上野 壽君) 埠頭の事を先に申上げます、先日、先程も一寸申上げた通り、只今では河の状態が甚だ宜敷ありませんが、丁度今は解氷期でありまして之から或は、年に依つては随分澤山の砂泥を流してそれが爲めに河の底が非常に淺くなり、従つて船が上る事が出来ないと云ふ様な年もあります、又左程でない事もありますが、今年は何う云ふ程度になりますか三月の末でありますから、今月か來月が丁度その時機に當ると思ひます、其の結果で何うなりますか、若し泥砂が流れて來なければ小さな船なら上つて來る事が出来るか知れませんが、若し矢張り先年河が塞つた

様に澤山の砂泥を流して來れば止むを得ない、之はまた天候の事ですから何共今の處は御返事出來ません、唯昨年の秋の状態であるならば上る事が出来たので建築にかゝつたが、事變の爲めに出来なくなつた、今年も成る可く河の状態が良ければいと思つて居るのであります。

○理事(中島徳次君) お答致します、埠頭は御承知の通りに昨年度も僅かに民船の繋船がありました支で、あまり大した埠頭の事務としてはございせん、然し早晩船が通航します目的の下に埠頭事務所としての色々外部關係の規程もありません、さう云ふ書類もありません今佛蘭西なり英國なりの書類を照し合せて、それに而も全然做ふのではなくして民團は民團としての立場として、之に相應した規程を作らなければならぬ、さう云ふ書類の整理、翻譯をやつて居ります、之も大体に於て済みましたので近く埠頭委員會でも開きまして、それ等の方に見て頂く一切の書類を作製して居ります、其他は僅かに民船の繋船に注意して居る支であります。

○山田榮治君 其の埠頭課には何れ程使つて居りますか、人員は。

○理事(中島徳次君) 二人使つて居ります、一人は極小さい青年を置きまして、一人は英語と支那語の出來る人が居ります。

○山田榮治君 只今會長のお答もありましたし、事務報告にも埠頭部の處の白河の状態に就て見ますと、差當り懸望の様子が書かれてありますが、其處で獨立した課として埠頭課と云ふ様なものを設けて置かれませんが、色々昨年来人員の淘汰もされて財政の整理をされて居る折柄、先づ本局内の庶務なり其他の課に併合されて、人員を御整理なすつてもいいかと思ひます、何れ豫算の處で申上げる事も知れませんが、昨日の問題に關りまして、整理の方針が部課の廢合と云ふ事に着眼せられず、人本位に着眼せられたので斯う云ふものも整理されない、差當り埠頭の方は埠頭課としてやらなければならぬ仕事もないと云ふのに、二人もお使ひになると云ふのは少し御整理をなすつた趣旨に反するかの様に考へます、之は希望であります。

○理事(中島徳次君) 只今お話しした様に埠頭事務は大したものでございせん、閑なものですから來たり行つたりして民團の仕事も手傳つて居ります、あれはあれで相當専門の人がありまして扱ひませんと不可ないので、昨年埠頭の主任と云ふ程もありませんが、もう今にも上つて來ようと思ふ按配になりまして、埠頭委員會でも随分色々御心配を下すつて、決して無駄に遊ばして居ると云ふ譯ではありません、他に隨分此方の事務を持つて行つてやらしたりして居る、其の埠頭課を廢する事は難かしい、尙之は豫算の折に申上げますけれども何うか其のお積りで……。

○山田榮治君 今の中島理事の御答辯で満足致しますが、大分高給の權にも思ひますし、殊に被處に獨立しますと人件費以外に他の雜費も要する事と思ひますから、埠頭課に關する事は今後お考へになつて、差當り見込のないものなら成るべく節約を希望致します、それからもう一ツ會長にお伺ひ致しますが、昨年の民會でお約束して置きました漁業銀行の保証金問題の事ですが、之は其の後調べて置くことと云ふことで、何う云ふ具合になつて居りますか未だ何等報告にも出て居りませんが、あの時の御答辯にも來月になりましたら早速行政委員會で研究する事に致しませうと云ふ事でしたが、一向御研究になつて居りません、それから利根川氏に對してお伺ひ合せをしようと思ふ事も上野會長から御答辯を願つて居りますが、照會の文書なり御回答がありましたら此の席で

お伺ひ致します。

○理事(中島徳次君)

利根川氏に照會すると云ふ事に關して速記録に載つて居りますか何うか私は知りませんが、就任以來此の事に就きましては色々政治的問題でもありましたが、私共も仔細に注意致して居ります、夫で屢々滙票にも交渉致しましたが、何分目下の滙票銀行の状態では返す譯にもいかんし、公金同様の金であるから出来る丈御辨償する途を講じます、もう暫く待つて下さい暫く待つて下さいで延びて居ります、實際の内容を聞きましてと今拂つて戴く様な金がありません、先般滿洲國が出来ましたので滿洲事件以來滙票銀行のあの支店の方では敵對國になつたから、彼處は彼處の總債權に對する整理をしなければならぬと云ふ事ですが、彼處には少し餘地があらうと云ふ様な事を聞き込みまして、之に依つて原田重役にも交渉致しました、之は最近奉天の方から歸つて來た人の消息を聞きまして、ハッキリした事は判りませんが、出來る丈此の請求には、決して等閑には附せず始終心掛けて居りますが、不幸にして幾分の辨償を得ませんのは残念に思ひますが尙引續き絶えず之も請求する積りであります、唯訴訟でも起して一ツ嚇かして見たら何うかと云ふ議論もありますが、幸いにして假令幾分でも取れる途が付けば訴訟を起す程の事もありません幾分か拂つて來るだらうと信じます、まだしつかりした御答辯をする迄の途がいつて居りませんが、山田榮治君、之はあ、云ふ特種な金です、まだしつかりして申しませんが、何日かは御研究になつて居りますが、債權と云ふ事に就ては或る種の手續を踏んで置かなければ、時効に掛かる虞れもあるし、是から、此の際何とか一年毎の問題になつて居りますし、是非御方針を御決定願つて、金

(94)

(93)

○理事(中島徳次君)

承知致しました。

○議長(牧 尙一君)

事務報告に對します御質問も略々終了と認めまして質問を打切りに致し度いと思ひます、如何でせうか。

(異議なし)「賛成」と呼ぶ者あり)

議事日程に入るに先立ちまして建議案が二件出て居ります、御報告申上げます、只今書記をして朗讀させます。

○村田書記 朗讀

天津居留民會へ今回ノ事變ニ際シ陸海軍將士ノ功勞ニ對シ深甚ノ謝意ヲ表ス
右ノ主旨ニ依リ議長ヨリ電報ヲ以テ陸海軍當局ニ對シ然ルヘク感謝ノ意ヲ表サレタ
右建議ス

昭和七年三月二十五日

提出者 山 本 永 規
賛成者 山 内 令 三 郎

(96)

(95)

天津居留民會へ天津事變以來時局ノ推移ニ鑑ミ支那駐屯軍ノ兵力ヲ現在ニ於ケル臨時派遣隊ヲ加ヘタル實効力以上ニ維持駐屯セシメラレン事ヲ希望ス
行政委員會ハ駐屯軍司令官及ヒ總領事ノ助力ヲ乞ヒ右主旨ノ徹底ヲ期スヘシ
右建議ス
昭和七年三月二十五日

提出者 鷗 澤 省 朝
賛成者 山 内 令 三 郎
高 田 隆 一 郎
山 本 永 規
大 谷 萬 次 郎
小 谷 萬 次 郎

高 橋 真 美
高 橋 幸 平
高 田 隆 一
小 谷 萬 次 郎
山 越 金 次 郎
山 本 雄 次 郎
金 山 作 次 郎

○議長(牧 尙一君)

只今讀み上げました通りで規定の賛成者がありますから議題になります、改めてお諮り致します
議事日程の変更をしたいと思いますと思ひます、それで只今第一に讀み上げた建議案「陸海軍將士ニ對シ謝
意表彰ノ件」を第一に致しまして、第二に讀み上げた「北支那駐屯軍ノ兵力ヲ現在以上ニ駐
屯方請願ノ件」之を一番最後に致します、御異議ございませぬか——(異議なし)御異議ないもの
としまして日程を変更します、本日も大分時間も過ぎましたから本日は之で散會致します。

(拍手)

尙本日迄に既に二日を費しました、後は會期は一日しか残つて居りません、それで之から議事日
程に入りましては明日一日では終了し得ないと私は考へられますから、何れ總領事館にお願ひし
まして會期の延長をして頂く事にしたいと思いますと思ひます、就きましては明日は日曜でありますから本
會は休會にします、改めて延長の許可が出ましたら御通知致します、尙開會の時日を其の時に申
し上げますから、今晚は之で終りに致します。

午後十一時閉會

佐々木 敏 丸
木 下 秀 良
高 橋 幸 平
高 橋 眞 美

昭和七年度第二十五次居留民會通常會議事速記録

第三日

昭和七年三月二十八日於公會堂

議事日程

- 第一、陸海軍將士ニ對シテ感謝電發送ノ件(建議案)
- 第二、昭和五年度居留民團歳入出決算承認ノ件
- 第三、昭和五年度特別會計電氣歳入出決算承認ノ件
- 第四、昭和五年度特別會計實業復興資金歳入出決算承認ノ件
- 第五、軍病院土地建物移轉ニ際スル認可條件ニ由テ有スル權利義務ヲ財團法人天津共益會ニ移讓ノ件
- 第六、諸軍監札料條例改正ノ件
- 第七、工運費徴收條例改正ノ件
- 第八、民間診療所藥價其他諸料金條例改正ノ件
- 第九、埠頭規則改正ノ件
- 第十、冠婚葬祭行列旭街通過料條例ノ件
- 第十一、減債基金特別會計條例ニ關スル件

(98)

(97)

- 第十二、第七國債償還ノタメ起債ノ件
- 第十三、昭和六年度居留民團歳入出追加豫算案
- 第十四、昭和七年度居留民團歳入出豫算案
- 第十五、昭和七年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出豫算案
- 第十六、北支那駐屯軍増兵請願ノ件(建議案)

○議長 牧 尙

出席議員

四十三名

武田守信	小谷萬次郎	松尾豊實	上野壽
山本永規	鍛冶静一郎	黒木幸平	黒川重幸
古田治四郎	宮武徳次郎	金山作次郎	岸田菊郎
岡本久雄	山内令三郎	石川通	藤平正男
河合一雄	松本京作	清水一太郎	山田榮治
田中篤太郎	平井久一	金山喜八郎	森郁太郎
山越金太郎	植松眞經	龜澤省朝	高橋眞美
郡茂行	大内專	小宮山繁	副田重次郎
吉田房次郎	高瀬仲	佐々木敏丸	木下秀良
田村俊次	稲田龜治	森川照太	植前香
勝田重直	鹽谷信治		

出席行政委員

九名

(100)

(99)

○會長 上野 壽
岸田菊郎 平井久一 鍛冶静一郎 岡本久雄
鹽谷信治 植松眞經 郡茂行 金山喜八郎
午後八時開會

○議長(牧 尙一君)
之から開會致します、只今迄の御出席議員数は三十四名でございます。

議事日程第一、陸海軍將士ニ對シテ感謝電發送ノ件
之は一昨夜御報告申上げましたのですが、變更になりました建議案でございます、提案者は山本永規君。

○山本永規君 登壇 拍手
此の建議案は別に説明を要する迄もなく、今回の事變に際しまして、我陸海軍勇士諸君のお骨折は我々の深く感銘する所であり、就きましては今回民會に當りまして、此の案を建議致した次第でございます、満場一致の御賛成をお願い致します。(拍手)

○議長(牧 尙一君)
只今山本議員からお話のありました様に、別段御異議はない様に思ひますが。

○小宮山 繁君 (「異議ナシ」と呼ぶものあり)
陸海軍將士と云ふと全部に涉つて、各聯隊で總て今次出征された全部におやりになるお考でせうか、それが分りますれば宜しうございます。

○議長(牧 尙一君)
それは御希望ですね。

○小宮山 繁君 其の邊手落のない様に。
○行政委員會長(上野 壽君)
陸海軍大臣に出すのか、貴方の仰る様に各部隊長と云ふと範圍が廣くなりますが。

○小宮山 繁君 お打ちになる時にお願ひ致します。
○議長(牧 尙一君)
それは議長にお任せ願へますか。

○小宮山 繁君 それは建議者と御相談願つて全般に涉る様にお打ちになる、そうした方がよいと思ひます。

○議長(牧 尙一君)
電文等は私にお任せ願へませうか。

○議長(牧 尙一君) (議長一任と呼ぶものあり)

それではお任せ願へますから、提案者の方と御相談してからすることにします。(拍手)

○議長(牧 尚一君)

議事日程第二、昭和五年度居留民団歳入出決算承認ノ件

議事日程第三、昭和五年度特別會計電氣歳入出決算承認ノ件

議事日程第四、昭和五年度特別會計實業復興資金歳入出決算承認ノ件

此の三件を議題に致します。

○行政委員(平井久一君)

簡単に申し上げます、只今の案に就きましては、お手許に差上げた印刷物でよく判明致しませうと思ひますが、七月財團に移りましたものは財團に移ります迄のものを差引したもので、それから差額の比較的多いものには下に説明がございまして、尙御不便がございましたらそれに應じてお答へ致しますと思ひます。

○石川 通君

無論之は過去のことではありませんが、現や内餘り八割は言ひ度くありませんが、昭和五年と申しますと我々も引つ掛つて居りますから行政委員として、只御注意申上げて置き又希望と申しますか、それは水道料の、今度の豫算にもありますから申上げますが、水道料と土地課金のことで、減り方が如何も餘りに年々ひどくて私共も困りましたが、御覽になると直ぐお分りになると思ひますが、水道料は第六款の所の三番目にあります、土地課金の問題は居留民団課金と云ふ第一頁にありますが、此の比例が如何も何時も悪くて困るので私共一つの行政委員に、此の比例を如何か今迄の様なことのない様にお願ひしたいと思います。

○理事(中島徳次君)

只今お尋ねの土地課金の問題ですが、非常に、二千六百四十一弗も減じて居ります、之は共益會に移るべきものを民團の方の豫算に入れてあります、丁度第一期が共益會の方に行つて了りましたから二千弗は共益會の方に入つて居るので、只今迄で六百四十一弗位の減になるのであります。

○村津書記

土地課金の二千六百四十一弗の中の主なる二千弗は共益會の方から頂く土地課金を一年分、即ち四期分を計上した豫算であります、共益會の分離しましたのは七月以後でありますから、第一期は向ふから徴収出来ないものであります、共益會の土地課金の總額は八千弗で、其の四分の一の二千弗は徴収出来ずして豫算の上不足になりましたので、それが主で決算に二千六百と云ふ数字が現はれたのであります。

○石川 通君

土地課金の問題は非常に關係がございまして、土地課金は共益會とは、土地貸下の問題は非常に關係がございまして、土地課金は共益會とは餘り關係ない様に思つて居りますが、そこで今伺つた中島理事と村津書記のお答は當らん様に思ひますが如何でせうか。

○村津書記

先の理事の申上げましたのはお思ひ違だらうと思ひます、土地課金は共益會に賦課して居る土地課金でありまして、年額約八千弗でございます、それを分離する當時全部を土地課金の豫算に計上致しましたけれども、分離致しましたのは七月からでございますから、第一期は徴収する譯に行かなくなつたのであります。

○石川 通君

一寸私の質問を横つちよりに取つて居られる様ですが、土地課金は民團がお徴りになるもので、財團の土地貸下料は財團がお徴りになるので、土地課金と云ふものは徴れるのであります、此の點を質問して居るのであります。

○理事(中島徳次君)

私の請の證明は誤つて居りました、只今村津君から申上げました様に、共益會に屬する八千圓、民團の所有に係る土地を共益會に移しました折に八千圓徴れる豫定であつたものが、移譲するのが遅れた爲めに民團の所有する爲めに其の一期分が徴れない、常の場合八千弗徴れるつもりが、分離が遅れた爲めに丁度一期分が民團の所有の爲めに斯う云ふ徴ひ違ひが起きたのであります。

○石川 通君

今の御説明で多少分りましたが、今土地課金と土地貸下の方と混同して申上げましたが、斯う云ふ比例と云ふものは一期分でも一年分でも同じことになると思ひます、例へば八千圓でも六千圓であつても五千圓であつても、私の希望を申上げましたのであります、私は之は八割は言つて、嫌でございますが私の希望を通しお入れになる様にお願ひ致します。

○小宮山 繁君

一寸お尋ねしたいのであります、居留民団課金の中に土地課金、家賃課金、營業課金、一、雜種課金の所にはありませんが、水道料の所等に「豫算額多かりし」之は分つて居りますが、其の後に「未収ありし結果」と云ふのは之は何う云ふ「未納」とか乃至は「納入未済ありし結果」と云ふことは、今迄の叙には斯う云ふことは書いてなかつた様に思ひますが。

○理事(中島徳次君)

それは會計年度内に徴れないで、過年度に廻りますので書いてあります。

○小宮山 繁君

さうすると過年度収入であるから「未納」乃至「納入未済」と書いてあるのですな。――さうすると事務報告の方の八十三頁にある「過年度居留民団課金及使用料衛生費等滞納現況表」此の数字とは何う云ふ關係になつて居るか、私はよく分りませんが、一つ御説明を願ひます。

○理事(中島徳次君)

一寸小宮山さんにお尋ね致します、決算書に書いてある未収入と云ふものと未納と云ふものと、八十三頁の未納現況表と何うかと云ふ意味ですか。

○小宮山 繁君

さうです、其の五年度の比較であります。

○理事(中島徳次君)

此の表に掲げてあります五年度の未収入と云ふものは、六年の十二月末の現在の未収になつて居るものであります、昨年十二月末迄のものでありますから決算書とは、之の数字は無論合ひません、此の間に無論収入して居るものもあります、此の事務報告に載つて居るものは過年度ですつと未だに収入が着いて居ないものであります。

○議長(牧 尚一君)

御質問はありますか、此の三件とも御承認願ひたいのですが、御質問がない様でございますから、此の三件とも御承認願ひたいのであります。(異議ナシと呼ぶものあり)

○議長(牧 尚一君)

それなら御承認と云ふことに致します。

引續いて日程第五

軍病院土地建物移轉ニ際スル認可條件ニ由テ有スル權利義務ヲ財團法人天津共益會ニ移讓ノ件

○行政委員長(上野 壽君)

之は議案にも書いてあります通り、大正九年四月十五日に駐屯軍から認可を受けました條件が

あります、それは其の次に出て居りますが、次の頁に出て居りますのは契約書でございます、條件中にある左の二項目には民團の権利と義務とがありまして、之を財團法人天津共益會に移譲したいと云ふので、其の二は

天津日本租界三島街十一號土地千五百八十四坪二百八十八才ヲ軍病院附屬地トシテ軍ヲ駐屯期間無償ヲ以テ軍ニ貸與スルノ義務

此の義務をば此の民團が負ふて居りますが、之を財團法人に移すこと、第二は同じく天津日本租界三島街十一號土地千五百八十四坪二百八十八才ヲ軍病院附屬地トシテ軍ヲ駐屯期間無償ヲ以テ軍ニ貸與スルノ義務

天津日本租界三島街十一號土地千五百八十四坪二百八十八才ヲ軍病院附屬地トシテ軍ヲ駐屯期間無償ヲ以テ軍ニ貸與スルノ義務

但シ右協定當時前記費用以外特ニ陸軍ノ經費ヲ以テ新築セラレタル建物アルトキハ別ニ價格ヲ協定シテ拂下ラセクヘキ權利ヲ包括ス

之は軍部の方に對する權利で、此の權利と前の第一項の義務をば今日迄民團が負ふて居りました所が、之をば共益會に移譲したい斯う云ふ譯でございます。

御承知の通り天津駐屯軍の病院は最初旭街にありましたが、民團で只今の所に土地を提供し、又建物をば建築致しました、そしてあれを軍の方に提供し、同時に旭街にあつたものを民團の方に譲ることに、そして又附屬地の、第一項に書いてある三島街の十一號地の千五百八十四坪除くものをば附屬地として無償で貸してありますのであります、それを若し駐屯軍が當地に居なくなつて、軍病院が不要になつた時は、あの貸したものは無論返つて來ますし、又建物は現在の

(106)

(105)

あの建物をば一萬と二十五坪で拂ひ下ることが出来る、斯う云ふことになつて居りますのは其の權利と義務とを共益會に移譲することでありまして、外に別に入り組んだ話はありません、只一寸御注意申上げますのは、此の議案の方に書いてある三島街十一號土地千五百八十四坪二百八十八才とありますが、此の次の頁の願書の中に左記としてある第二項に

居留民團ハ新軍病院敷地ニ連続セル位置ニ於テ

土地壹千參百八拾四坪二合二勺八才ヲ軍病院附屬地トシテ軍ヲ駐屯期間無償ヲ以テ軍ニ貸與ス

此の坪數が同じでございます、それは一寸括弧内に書いてある様に土地を未だ埋立て居なかつたので坪數でありましたが、それを埋立てた爲めに多少坪數が附合しなくなつて居りますが、之は同じ土地でありますから左様御承知願ひます。

○石川 通君 今の問題は八した問題ではないと思ひますが、第一に私は斯う云ふことは既に前の民會でお極めになるべき問題であらうと思ひますが、之はまあ埋れたと仰有れば私はそれを餘り深く追求しません、第二に今の土地ですが、私は先程から伺ひますと先に申されたのは土地千五百八十四坪とあつて、片方の方が一千三百八十四坪でございます、之は權利義務の問題ですから非常に重大であつて、埋立地だから坪數に違ひがあると云ふだけの今の御説明では納得出来ませんが、此の點はもう一時間取るか知りませんが、會長から詳細を御説明願ひます。

○理事(中島徳次君) お答へ致します、之は此所の司令官南次郎閣下と約束致しましたのは四月十五日で、九月にすつかり交渉し直しました、其の折に議案に出て居る様な坪數になりました、さうしてそれは軍の方

にも通陳し、其の間の書面にもやんとあります、軍の方でも承認して居りますが、此際權利義務の移譲に際して、更に軍から誓書の様なものを受けて共益會に移譲するのが順序であります、よく分り切つた話でありますから民會の決議を経まして軍の方に交渉し、軍と改めて共益會と契約する、民團と致しましては既に共益會の方に移譲して居るのであります、既に共益會に移譲してあつて權利義務は民團が有つて居ると云ふ様な妙な恰好になつて居るので、御體察を願ひましてから軍の方と、民團と共益會とが寄りまして訂正することになつて居ります。

○石川 通君 關聯して居りますから申上げますが、之は二百坪の喰違ひであつて、池であつても喰違ひになつて居るので、池であつたから之は民團の所有でないとか、何所の所有でないとか云ふものでない、それを私はお尋ねして居ります、例へば埋立てない池がありまして、之は無所有のものか云ふと私はさうじやないと思ひます、此の説明を私はお尋ねして居るので、喰違ひがありますと權利を御譲渡になる義務を御譲渡になります時に、此の坪數はつきりしないからいけない、議案の第二項の坪數と前の軍との「移轉ノ件」と云ふ所の喰違ひが二百坪ありますが、之が何うして二百坪喰違ひになつたかとお尋ねして居るのであります。

○理事(中島徳次君) 之は全く間違つてやつたので、後に坪數は訂正したと云ふ話です、四月十五日に願書を出しまして九月には最早訂正されて居ります。願書は「願之通」と云ふ許可書の様になつて居りますが、此の文が訂正されて居ないので軍の帳簿には訂正されて居ります。

○石川 通君 それは當時右澤さんが會長であつて、大正九年と言へば大分民團も基礎を固くなつて、そんな間違ひがあつたから、と云ふ様なことはありませぬと思ひますが、之はお互に考ふべきで行政委員の方も我々も考ふべき問題で、斯う云ふ喰違ひは速く御發見しなければならぬと思ひます、之は私希望だけに止めておきますが、もう一つお尋ね致したいのは、今の斯う云ふ風に運かれ共益會に移譲の件と云ふことは誠に結構なことも私は思ひますが、一今の今の軍病院の土地問題は、此際坪數に言はず語らずの中に之は民團のものになる、と云ふお考であるならば何も此際申上げないが、好い機会だから言はず語らずの中に何とかなるのだと云ふこととなら結構ですが、よく分らない方も、私も一寸疑問を有つて居るので、之を先づつきりしてから、之は言はず語らずの中にさうなるのだと云ふのであるならば、此際斯う云ふ問題は此の處で言ふことは止めたいと思ひますが。

○議長(牧 尚一君) 貴方は御希望ですか、御質問ですか。

○石川 通君 質問と希望と一緒でございます。

○理事(中島徳次君) 本來之は共益會が分れました當時、當然出さるべき性質のものであります、出すべきものが遅れましたので今回提出致しました、當時坪數の相違が發見されて、四月に約束して九月には訂正されて居り、此の點だけは御安心願ひます、それから只今のお話は軍病院の建物でありますか軍病院を言はず語らずに云ふ様なお話ですが。

○石川 通君 それなら宜しうございます。

○山田榮治君 私は此の案には一つも異議ありません、参考書に書いてある一の方の後の方の「埋立タル土地千八百八十四坪五合七勺六才ヲ提供ス」と云ふのは、二の方にある「現形地

(108)

(107)

備云々……として……軍の駐屯期間無料貸與ス」としてある此の二のもでありますか。

○理事(中島徳次君) 第一項の方は只今の軍病院の敷地であり、建物の敷地であり、一方の方は遊病院の裏迄つと来て居るあの土地で、一方は所有権が移動して居り、提供すると云ふので、建つて居るのは民團が無料貸與して居るのです。

○山田榮治君 無料で貸して居るのですか。

○理事(中島徳次君) あれは旭街の大きな土地を民團が買ふ代りに此の土地を提供したので。

○山田榮治君 所有権のあるのは二の方ですか。

○議長(牧 尙一君) 御質問はありませんか(異議ナシ) 簡單でありますから讀會省略可決確定と致したいと思ひます。

○議長(牧 尙一君) 「賛成」と呼ぶものあり。

○理事(中島徳次君) 登壇。 第八、諸車鑑札料條例改正ノ件

「諸車鑑札料條例改正ノ件」を説明致します。之もお手許に改正の理由が懸寫版で配布してございまして、極簡單な改正案であります。只現行法規を御覽下すつても分りますが、非常に何處も改正して削除々々で條文が混雜して居ります。

(110)

甚だ條例の體裁も悪いし、此の機会に改正すと云ふのが此の改正の第一の理由であります。第二は課税の期間が各國協定で支那はありませぬ、自動車とかさう云ふ様なものは各國の協定がございまして、それを變へましたのと、第三には條文はありますが實際に少しも活用して居ないと云ふ點もありません。第四には乗合自動車と云ふものが、之がありませんでしたので昨年來徴ることになりました。さう云ふものを條文の中に加へましただけであります。第一條はさう變りませんので此の中に乗合自動車と云ふ字が入れてありますが、現行條例では「日本租界ヲ通行スル人力車、馬車、自動車、自動自轉車」此の間に乗合自動車を入れました。之が第一條の簡單な改正であります。第二條は配列を少し變へました。即ち營業人力車、自用人力車と斯うありまして、次の馬車を營業客馬車、自用客馬車に分けました。第二項の方の自用人力車と云ふ方も之は各國の協定に依りまして、一年云々と云ふのは違ひありませんが、先には一期(四ヶ月)としてあるのを半ヶ年にし、税額を割合として變りありませぬ。馬車の方も之は變りありませぬが、客馬車の自用車は半ヶ年、一期(四ヶ月)と云ふのを半ヶ年に致しました。それからつと進みまして貨物自轉車、之は荷物を積みます所の固定した自轉車で之は新規に設けました。後は別に變りありませんが、第三條の營業人力車と云ふ所の中に自動車、自動自轉車と云ふものを加へました。それから第四條は少し文句が變つて居りますが別に意味は變りありません。第八條とありますのはこちらの第五條に「鑑札料ハ租界局ノ告示セル期日內ニ前納スヘシ」と云ふ現行條例が、別に民團の方で告示で期日を指定すると云ふこともありませんので、さう云ふ意味合から「鑑札料ハ總テ前納トス」と云ふ工合に直しました。それから過怠料が少し變つて居り、殊に第六條は古い法には出て居りませんが、昨年出来ましたのに載つて居ります。で第六條の過怠

(109)

料は、前の現行條例に依りますと自用车は一期(四ヶ月分)を徴らなければならぬのを、之を半ヶ年徴らなければならぬと云ふ工合に變つて居り、全体としては餘り變つて居りませぬ。外に七八回、十回近い訂正で休載が悪い、で休載を少し變へるのであります。少し直したと云ふのは實際に即しないものは省き、新に補らえたものは貨物自轉車、自轉車に台がつ着いて離れないやつで、小車と自轉車の二つを徴つて居つて餘り過重になりますので、寧ろ中間の三弗位にした方が宜いだらうと云ふのが之を改正した趣意の主なるものであります。

○議長(牧 尙一君) 「異議ナシ」と呼ぶものあり。

○議長(牧 尙一君) 質問はありませんか。

○議長(牧 尙一君) 「賛成」と呼ぶものあり。

○議長(牧 尙一君) 御異議がない様でありますから讀會省略可決確定と致し……。

○佐々木敏丸君 一寸質問があります。此の案は之は各國租界との釣合ひがありませぬが、一寸お尋ねしたいのは大車は輪が二つありますが、買を割つて其次の車は四つになつて居ります。二つの方が三回で片方四つの方が二回ですが、之は比較がとれて居りますか、もう一つ私思ひますに何うも道路の傷み方が大車の方が自動車より傷む様で、自動車は並り傷めない様に思ひます。漸く修繕した所をあの荷車が通るので一遍に道路を傷める。馬車馬が馬糞を落して仕様がな

(111)

い、其間何うも此の馬の附いて居る方が二回で初めの方が三回と云ふのは之は比較がとれて居りませんが、之は私の間違ひであるかも知れませんが一寸お尋ね致します。私の考と致しましては、之は濟南の例であります。濟南の例では鐵の輪のは必ずゴムタイヤにして古いやつは歩かせんことにして、道路が非常に傷まないことになつて居ります。日本租界ではさう云ふことに一年々々道路修繕で金を使つて居りますが、あれは何うもチヨロピーや自動車傷まかすのでなく馬車が主にも傷まかすのであれの大車の古いやつは除けてゴムを附けることには行きませぬか、行政委員會に何かな考はありますか。

○村津書記 只今の佐々木君からお尋ねがありますが、大車は佛蘭西租界も英租界も日本租界も丁度三弗であります。伊太利租界支那の方は一弗五十仙になつて居ります。之はまあ各國租界と日本租界とは同じであります。四輪車との比較は、之は何う云ふものか私最初出来た時は存じませぬが、現在では四輪車は日本租界で鑑札を受けて居るのは一台もありません。でありますから四輪車は問題ではなからうと思ひますが、平義里の野田さんが大分作られた様に思ひますが現在では使用なされて居ないのでせう。現在では一つも出して居りませぬ。

○議長(牧 尙一君) 御質問はございませんか。

御質問ありません様ですから讀會省略可決確定と致し……。

○議長(牧 尙一君) 「異議ナシ」と呼ぶものあり。

御異議ありません様ですから全會一致可決確定と致します。

次は第七。 工巡費徴收條例中改正ノ件

(112)

○理事(中島徳次君)

本案も頗る簡便な改正でありまして、現行條例に據りますれば、第一條に「天津日本専管居留地城内ニ居住シ又ハ三月以上滞在シテ……」と云ふのが載つて居りまして、理由の一つにありま

○議長(牧 尙一君)

御異議ございませんか。(異議ナシ) 御異議ございませんから議會省略では如何でせう。

(114)

民團診療所藥價其他諸料金條例改正ノ件

○理事(中島徳次君) 本案はあの民團診療所藥價規程に「酌婦ノ診療一人一付一回」の一行を加へて頂くと云ふだけが改正であります、御承知の通り酌婦の診療は從來民間の方では關係して居りません、長く共立

(115)

囑託して、そして専ら此の診療をやつて頂く方が非常に都合がよく又極公正で、之は切符制度に致しまして一回幾許の切符を發行致しましてそれを民團の収入にする、其の代り民團から囑託醫

(116)

さう云ふことはありません、實行して居ります。 ○議長(牧 尙一君) 御質問ありませんか。 ○木下秀良君 酌婦の診療と書いてございますが、之は只酌婦が花柳病に罹つた場合に洗滌する

居るか居らんか、單に梅毒の第一期と認められた場合、注射をして直ぐ治るものも入院させなければ直ぐに歸つて商賣をやるのでさう云ふ極軽いものでも一々内地は花柳病預防法に據つて酌量して入院させ、やつて居ります、或は子宮の口から膿が出て居れば之は淋毒として、併發なら軟性下疳梅毒として直ぐ入院される、でなければ實際に梅毒預防と云ふことに就て徹底的のことは出来ません、現在に於きましてはさう云ふ徹底的の預防法は此所ではやつて居ないと思ひます、さうして又私は元共立病院に居つて檢査をやつて居た時、膿が出れば之は罹つたので、病院に入つた人間は直ちに隔離出来るが、入院しない者は歸つた先は之は監視して居ないから商賣をして居るか居ないか、休業届が出て居りますがやつて居るか居らんかは我々には分らないのであります、入院させれば非常に結構なことでありますが、現在の状態では一々避病院に入院させると云ふことになつたら、避病院が幾つあつても足りないだらうと思ひます、さうしたものに將來多少膿が出る熱が少しあれば膿を付けてやる又注射をして歸す、腹が痛ければ鎮痛剤をやる云ふことになると三十仙では足りないと思ひます、さう云ふ時に醫師會には規定と云ふものがありまして、何は幾許と云ふ極つた額がありますが、只之を酌量から微ると云ふことは之は些と可成さうじやないかと思ひますから其の點は御考慮になつて欲しいと思ひます。

○理事 中島徳次君

御質問の議員の方が却てお詳しいので甚だ困るのであります、只今の所入院と云ふと語弊がありますが、先づ避病院の部屋を貸す借りと云ふこととを今考へて居ります、成るべく病勢の高められない様に避病院に收容してかくと云ふ位の只今の現状であります、但し第一回の診察の結果に依りまして相當投薬をしてやらなければならぬと云ふ、其の病勢に依りましてはそれは診察する暇

(118)

(117)

許のお醫者さんに矢張り病院の部屋を貸す、そして適當な措置をする、さう云ふことは總て實費診療と云ふことで出来るだけ安くしてやる云ふことを今考へて居ります、色々お詳しい御意見を伺ひまして成程さう云ふ點もあるかと云ふことに御附く様次第で、向よく囑託醫とも民團の技師が參りましてから、成るべく御趣意に副つてする様に心配したいと思ひます。

○木下秀良君 そこに於きまして私は一寸希望を申述べたいと思ひますが、民團の實費診療所では凡て治療をやるのですから別に醫師會とは問題は起らないと思ひますが、或る地方醫師に限つて囑託醫として、銀三十仙の診察券を與へて治療させる、單にそれは洗滌、藥劑の塗布だけのものに――注射とか投薬と云ふことに關係せず――さう云ふ注射とか投薬と云ふものは民團の實費診療所に於てやると云ふならば宜いが、そんなことは言ふべくして行はれないのであります、囑託醫が診た以上先づ其の醫者が投薬をし注射しなければ治療の完全は期せないのであります、さうなつて見れば囑託醫は天津日本醫師會の協定のあるもの、囑託醫になられたばかりに醫師會規定報酬以外の料金を以て診れば醫師會規定に應ずるものでありますから、其の點は矢張り民團に於て相當考慮なつて治療及處置手術――例へば横痃の人等來れば手術しなければならぬ様なものがあり、淋病でも矢張り注射しなければ治らんものがあります、梅毒等は殊更六〇六號の注射をさせなければならぬ様なものがあるのでありますから、さう云ふ注射及び處置手術向投薬等に就ても大体の規定をお聞きになつて、當地の醫師會に請られて見て、民團に於て斯う云ふことをするから、斯う云ふことを囑託醫がやるから醫師會の規定に觸れない様にして呉れと云ふお話であつて然るべきであると思ひますが、如何でございます。

○理事 中島徳次君

段々と御説明でよく分りましたが、小宮山君からの御意見もございました様に、斯う云ふ様なものは殆んど無料にしてでもやるべきものであります、從つて重く負擔を掛けると云ふことも意に反するので、囑託醫に放任しては醫師會の規則に違反すると云ふことも或はあるかも知りませんが、此の料金を賤いものでありますから、要するに洗滌程度の只今の遣り方で、それ以上のものは實費診療の方でやると云ふことに今考へて居りますが、更に御意見を參酌して適當に編制したいと思ひます。

○佐々木敏丸君 今木下さんのお話で氣が附きましたから一寸お尋ね致しますが、参考書類の二八頁に避病院の料金が居りますが、今中島さんの御説明だとしますと之は診療と云ふより處置の中に入るのであつて居りませんか、此の「銀十仙以上銀二仙以下」と云ふ中に三十仙も入るものだと思ひますが、それであつたらこんなもの加へる必要はないと思ひますが何んなものでありますか、洗滌なら之は處置だらうと思ひます、十仙以上とありますから此の中に三十仙を加へて差支へないと思ひます。

○理事 中島徳次君

第一條の第五項迄は――第六項は昨年設けましたが、酌量の健康診断は係に聞いて見ますと之迄日に何回か診ますので之だけを規定して居ります、其の診察の結果健康診断のものは格別ですが、不健康のものには只今出しました案で、只健康診断でなくて診察に入るもので、只今のお話は洗滌だけなら十仙以上と云ふ中にと云ふ話ですが、之は一般公衆の診察になつて居ります、只今の薬價は……

(119)

(120)

○田村俊次君 此所に書いてある三十仙と云ふのは矢張り處置に違ひないのであるが、之は民團で徴するのだけですか、民團で徴するのですか。

○理事 中島徳次君

民團で切符を上げるので……

○田村俊次君 民團で徴するのは三十仙だけですか、其の他には木下さんの言はたれ様な之を治療した醫者から徴するのですか。

○理事 中島徳次君

それは別です。

○田村俊次君 さう云ふ意味だとすると、酌量の診療と書いたから疑ひが起るので何とか診療と言はないで、處置とか何とか、只診療と云ふと廣い意味になるからだから疑ひが起るのではないでせうか。

○木下秀良君 其の一回三十仙の切符をやる云ふことは好いのですが、結局之以外の服薬注射、手術と云ふことも矢張り其の囑託醫をしてするとなれば、囑託醫にやらせれば所謂單に三十仙の處置だけさせる、後の注射、服薬、切開手術等は避病院に行つてさせると云ふことになるかと非常に複雑になると思ひます、避病院に來られる方が何う云ふ方であるか分らないが、主にも防疫の機關であつて見れば斯う云ふ外科的の花柳病の治療と云ふことは甚だ不得手だらうと思ふのであります、現在前に去られた近藤さんにしてもやつては居られたが矢張り非常に不安に驅られて居たのであります、三十仙だけの處置は囑託醫にやらせて、それ以外の分は民團の實費診療所に行つてやらせることになる、朝鮮人の酌量にチョービー錢だけでも餘計なものを拂はせなければならぬ、廉くしてやらんが爲めに却つて負擔を重くし時間を空費する様になります、私の希

望は囑託醫に全部治療を委かせる、それに就ては一定の價格を徴ると云ふことは氣の毒でありますから、それは極低額にするに宜いが大體の細目を擧げて、小手術、中手術、大手術は幾許最高幾許から以下幾許サルバサン何互注したる幾許、藥液何互注したる幾許、水銀注射は幾許と云ふ風に囑託醫の方からお聞きなれば大體の料金はお分りになると思ひます。さう云ふ細目を拵らへなつて單に三十仙と云ふ莫然たるものでなく、處置は幾許注射幾許と云ふことをお加へになつたら完全なものになりはしないかと思ひますが。

○理事(中島徳次君)

非常に参考になる御意見で誠に御座います。實は三十仙を從來警察でお極めになつたものを此方に引續いたと云ふだけで、洗滌の程度位のものをつけて居ります。只今の所ではそれ以上重い病氣で隔離所へ入れる程度のもは病院へ收容する手續を執る、實費診療所、でやると云ふ考で居ります。あそこに行つて日々診察をして貰う、手當をして宜いと云ふ程度のもは御説の様に囑託醫からやると云ふことにしても、其の方が好いと思ひますから、出来るだけ當局、警察の方と御相談しまして、只此際此の規定を更に具体的に變更する譯は参りませんが、一應之を御承認願つておきまして、之は主として警察の仕事になつて居りますから内容は出ましてからよく警察の方と相談しまして適當に便宜を講ずることに致します。何れ其の際には醫師會の方にも御通知するかも知れません。

(121)

(122)

○田村俊次君 之は何うですか、今實際斯う云ふ風にやつて居るのですから、只之を青表はさうとするから斯う云ふ疑議が出るので、寧ろ從來通りの方法でやつて、今木下さんのお話の通り囑託醫に對して料金を民間の方で凡そ極めて、それだけは囑託醫が取るに云ふことにして、只此の「酌婦ノ診察」と云ふだけでは何うも色々疑ひが起るので、それで實際の任事に一寸も妨げはないと思ひます。

○理事(中島徳次君)

民間關係を全然離れまして、警察が任意に共立病院なり他の醫師を囑託して、お任せになつてしまへば無論之は必要ないのであります。警察の方、醫者と當局とにやらせてじつと見て居る譯にも行き悪い、廣く申せば一般公衆に關係する衛生の問題でありますから、民間の方で囑託醫をお願ひして、警察も今囑託して居られるのであります。雙方の囑託關係で頂く、毎日御苦勞願ひ一日診察一人に付き三十仙と云ふことになつて居ります。囑託は當局と民間の關係になつて来るので、先の様な場合は、内設でやつて居る様な場合は病人も甚だ迷惑、又自然癩紀上影響致す様なことにもなります。斯う云ふ譯であります。尙別に警察と相談致しまして、只今御説は酌婦の診察と云ふことを酌婦の處置料とでも直したら何うかと云ふことですが、それで向もう一遍はつきりしたものが出来れば此の式にでも御相談することに致します。一向こちらが素人の話で……

○田村俊次君 寧ろ其の方が宜いと思ひます。

○木下秀良君 さうすれば此の七と云ふ所に「酌婦ノ診察」と致しまして、其の下に「處置一人ニ付一回銀三十仙」とし尙注射及び手術費は別に御制定になられたら……

○議長(牧 尙一君)

未だ第一讀會ですから、一寸お待ちを願ひます。皆さん質問ございませぬ様ですから第二讀會に移りますが(異議ナシ)では第二讀會に入ります。

○木下秀良君 只今の第七は「酌婦ノ診察」と致しまして「處置料一人ニ付一回銀三十仙」其の下に「手術、注射及投薬ヲ要スル場合ハ民間適當ニ之ヲ定ム」とでもしたら「料金ハ民間適當ニ之ヲ定ム」と云ふことにしたら何うですか、それだけを入れて置いたら宜いと思ひます。さうして所謂藥なんかと云ふものは大體藥價と云ふものは極つて居るのですから、例へば藥の切符を拵えて、水銀とかワクチン等は大概値が極つて居り、サルバサンの如き大きい注射は大注射の切符を極めて、手術も同じ様に小手術大手術と云ふ様に極めて置つて、料金を民間で極めて置いて切符を發行したら何うかと思ひます。

○議長(牧 尙一君)

其の下に附くのは何でしたか。

○木下秀良君 「處置一人ニ付一回銀三十仙」其他治療ニ必要ナル注射、手術及投薬ヲ要スル場合ノ料金ハ別ニ民間之ヲ定ム。

○田村俊次君 只條例の中に入れて居るので、酌婦の診察費は別に之を定むとか言はなく、簡單に「酌婦ノ診察(處置)」として置いたら何うですか、何うしてもお入れにならなければならぬと云ふのでしたら、只「酌婦ノ診察費ハ別ニ之ヲ定ム」と云ふ様な工合にした方が民間の方もやりよくはないでせうか。

○石川 通君 先程から承つて居りますと大體一致して居る様ですから、先つき中島さんの言はれた様に「酌婦ノ處置」として置いて此の次にお極めになつて、診療に關する費用と云ふものは「民間別ニ之ヲ定ム」其の方が宜かないでせうか、又「行政委員會ノ決議ニ據リ」とか何とか入れまして、一つ此の點は何うせ近く臨時民會もあるのではせうから其の時にでもお出しになつてお極めになつたら宜いでせう、只一寸御相談的に申上げるのであります。

○議長(牧 尙一君)

十五分間休憩します。

○午後九時三十分再開

○議長(牧 尙一君)

それでは引續き開會致します。

○木下秀良君 修正動議を出します。

○第七酌婦ノ診察一人ニ付一回銀三十仙と云ふのを「第七酌婦ノ處置料一人ニ付一回銀三十仙」斯うしたいと思ひます。

○議長(牧 尙一君)

只今木下議員から修正動議が出て居ります、酌婦の診察を處置料とするのであります、それに御賛成の方は御起立願ひます、規定の賛成者がありましたら議題と致します、只今の修正動議に御賛成ございませんか、それなら簡單でございますから、且第三讀會は明日でなければ開けませんから第三讀會省略可決確定と致しますが宜しうございませうか。(異議ナシ)

○議長(中島徳次君) 第九、埠頭規則中改正ノ件

○理事(中島徳次君) 登壇

(123)

(124)

(125)

「埠頭規則改正ノ件」を説明致します。埠頭規則改正の件は現行條例の附則と致しまして埠頭ニ關スル諸料金を汽船、モーター船の繫船料は向一箇年間之ヲ免除スル所云々規定が出来て居ります。之は昨年の民會で御決定になる際、河の状態も未だ豫測することが出来ななし、尙且船舶の通航を出来るだけ速くする爲に、言はゞ民團が犠牲を拂つてでも船舶を通航させ日本埠頭に着けると云ふ様な獎勵で、向一ヶ年繫船料を免除することに於て居ります。然るに御承知の通り依然河の状態は未だ船舶の通航する迄に参りません、只今の豫定では豫定會長が御報告申しました通り、白河の上流の整理が四月末日迄には完了するさうで、之は獨り支那側の言ひ分のみでなくて、海河工程局邊の技師長も工事は確かに四月迄には完成すると云ふことを最近迄明言して居ります。右様な次第でありますから上流の工事が完成致しまして、泥沙が流れて来ない云ふことになると、自然白河の状態は理想通り改善せられて来るものと存じて居ります。不幸にして只今は御覽の通りの泥塞であります。白河の上流から泥沙が流れて来ないとしても現在の泥塞が何時迄に取除かるかと云ふことは機械では中々時日が掛ります。幸ひにして雨期になりまして多量の水が流れる際に、それに泥沙が含まれない様な水が参りまして自然的に泥塞を一掃されるものと思つて居ります。従つて只今の所では夏以後になつて、工事も完成し雨量も多くなつて来れば河の状態も良くなる見込で居ります。それに致しましても現在の状態では、目前の状態では幾許一ヶ年の期間が切れても本年から繫船料を徴することは甚だ不當の様に思はれる。假りに忽ち白河の状態が良くなつたとしても、出来るだけ日本租界に通航させる様に獎勵の意味に於きましても、此の條文と同じくもう一ヶ年位免除したい、實は「昭和八年三月三十一日迄免除ス」と云ふことではつきり之だけ免除すると云ふ風に考へましたが、御承知の通りやつて見ますと色々障害があります。現に近頃陸軍のライターが時々来ますが、之は免除してやるのが汽船、モーター船の方では免除する規程がないのであります。然るに何うも此際陸軍が兵器並に其他のものを陸揚げされるのに、民團が一々繫船料を徴すると云ふことは、何うも規程ではありませぬが多少の斟酌をしなければならぬと思ひます。さう云ふことがちよい／＼出て参りますので此の「但し特別ノ事情アル場合ニ限リ行政委員會ノ決議ヲ以テ之ヲ减免スルコトヲ得」と云ふ規定を、甚だ廣範圍に涉る行政委員會の權限で稍々其の點に御議論もありませんが、實際にさう云ふ考へもありませんから無論規定の存在する限り、無法にも行政委員會で徒らに情實に依つて减免すると云ふことにはないと思ひます。勿論議員諸君に於ても御信用下さることと思ひます。稍々廣範圍に涉りますから行政委員會だけで减免せしめると云ふことは少しく過ぎる様に考へがしなないでもありませんが、埠頭規則も只今漸く之から利用し様と云ふ際に、ちよい／＼差支へる様なことがあつても困りますので、何うか行政委員會を御信用下さつて此の規程に御協賛を願ひたいものであります。

〔異議ナン〕と呼ぶものあり
○議長(牧 尙一君)
御質問はございませんか。(異議ナン)
御異議ない様でありますから議會省略可決確定と致したいと思ひますが。(賛成)
御賛成の様でありますから全會一致可決確定と致します。
次は日程第十
冠婚葬祭行列旭街通過料條例ノ件

(128)

○理事(中島徳次君)
本案は本年初めて此所に提出した議案であります。見出しの如く冠婚葬祭の行列が旭街を通らうと云ふ時に通過料を徴らうと、斯う云ふ規定であります。一寸見ますと天下の公道を通るのに料金を徴ると云ふことは少し妙にも思へますが、又一面から見まして人の悲しむ葬式、喜びでは婚嫁と云ふ様な場合に、之に幾許かの通料を徴ると云ふことは甚だ不合理の様に思へますが、本案の趣意はさう云ふ意味ではありませんので、従来は凡て許可主義になつて居るのであります。凡て許可主義であると云ふことは交通に對する交通警察の制限であります。此の第二條の五種類の等級の如き通過料を定めたことも、之は交通警察の關係から交通行政の制限であると云ふ斯う云ふ意味に御諒解願ひます。従来許可に依りました時に何うであつたかと申しますと、願つて来る、警察の方で之を調査する、そうして適當なりと認められたものに通過を許したが凡て警察の許可を許すと云ふことは非常に便利な様でありまして、一面には又非常な、巡捕等の取締りに依つて許すのでありますから、あの人は許さないといふ様な場合も出来ません。自然其所には巡捕當りの熱意なものには、警察の方ではさう云ふ御趣意でなくても他から見てさう云ふことを言はれる様でもありませんので、従来は察元洪でありますとか支那でも一流の要人とか、若くは國家に功勞のある様な人であるならば無論許すと云ふことにして居りますが、一般に之を許可することには他から相當の非難があるので、御承知の通り支那人は最も非難を盛大にするとか、婚儀を盛大にするとかは所謂親に對する最も孝行であり、行列を立派にするとかを名譽とするとか、我々の想像以外の考へを有つて居ります。先達でも或人が旭街の一部の通過を許して貰ひました時に租界局迄やつて来て私に土下座をして迄喜ぶ、之等私には想像の出来ぬことであります。只あの葬式を通さうとすると殆んど旭街全部塞がれることになりませぬ、さう云ふ様な際に於ては相當交通上取締りに依ります。無論本案の趣意は民團の收入を得ると云ふことにあるのですが、凡て警察の交通行政の制限からやつて居ると云ふことを御承知願ひたいのであります。尙英國租界なり佛蘭西租界は何うして居るか云ふことを最近にも調べたのであります。佛蘭西も英國も正式には條例で極めて居ります。然し佛蘭西は寄附金として、其の寄附金は矢張り其の通るもの、程度に依りまして徴るのであります。其の寄附金の用途は何うして居るか云ふことは警察の吏員が分ける、誠に香氣な制度であります。英國の方は寄附を受けることは公益に關することを使用して決して内輪で分け取ることはしない、只何うも公道を通るのに金を徴ると云ふことは人道的にいかに、皮相的に見れば人の悲みの最中を寄附として金を徴ると云ふのは何うも人道的に悪い様にも見えますが、色々の弊害から考へまして寧ろ料金を決定して置いて通過を許すと云ふ方が、あつさりして居つて弊害がないと斯う考へますので實は此の案を提案しました。料金の程度でございますが、之は私共探問致します所では、支那側の要人達に聞きますと、非常に厄大なものを徴られる様であります。實際に少し大きなやつは相當拂はされるので、お負けに佛蘭西の如きは通過を許して貰ふ時に徴る、済んでから又禮を取ると云ふ傾きがある、之はまあ日本租界の警察關係はさう云ふこととありますまいけれど、寧ろさう云ふことでないことを基礎に置いて、正式に通過料を徴ることにしてやる方が氣が利いてやれるではないかと思はれるので、料金等に就ては固執する譯ではありません、要は交通行政、取締りの上に許可と言ふ様な手前でやると云ふのでなしに、堂々とやつたら宜いと云ふ考へから此の案を提出したのであります。

(127)

「埠頭規則改正ノ件」を説明致します。埠頭規則改正の件は現行條例の附則と致しまして埠頭ニ關スル諸料金を汽船、モーター船の繫船料は向一箇年間之ヲ免除スル所云々規定が出来て居ります。之は昨年の民會で御決定になる際、河の状態も未だ豫測することが出来ななし、尙且船舶の通航を出来るだけ速くする爲に、言はゞ民團が犠牲を拂つてでも船舶を通航させ日本埠頭に着けると云ふ様な獎勵で、向一ヶ年繫船料を免除することに於て居ります。然るに御承知の通り依然河の状態は未だ船舶の通航する迄に参りません、只今の豫定では豫定會長が御報告申しました通り、白河の上流の整理が四月末日迄には完了するさうで、之は獨り支那側の言ひ分のみでなくて、海河工程局邊の技師長も工事は確かに四月迄には完成すると云ふことを最近迄明言して居ります。右様な次第でありますから上流の工事が完成致しまして、泥沙が流れて来ない云ふことになると、自然白河の状態は理想通り改善せられて来るものと存じて居ります。不幸にして只今は御覽の通りの泥塞であります。白河の上流から泥沙が流れて来ないとしても現在の泥塞が何時迄に取除かるかと云ふことは機械では中々時日が掛ります。幸ひにして雨期になりまして多量の水が流れる際に、それに泥沙が含まれない様な水が参りまして自然的に泥塞を一掃されるものと思つて居ります。従つて只今の所では夏以後になつて、工事も完成し雨量も多くなつて来れば河の状態も良くなる見込で居ります。それに致しましても現在の状態では、目前の状態では幾許一ヶ年の期間が切れても本年から繫船料を徴することは甚だ不當の様に思はれる。假りに忽ち白河の状態が良くなつたとしても、出来るだけ日本租界に通航させる様に獎勵の意味に於きましても、此の條文と同じくもう一ヶ年位免除したい、實は「昭和八年三月三十一日迄免除ス」と云ふことではつきり之だけ免除すると云ふ風に考へましたが、御承知の通りやつて見ますと色々障害があります。現に近頃陸軍のライターが時々来ますが、之は免除してやるのが汽船、モーター船の方では免除する規程がないのであります。然るに何うも此際陸軍が兵器並に其他のものを陸揚げされるのに、民團が一々繫船料を徴すると云ふことは、何うも規程ではありませぬが多少の斟酌をしなければならぬと思ひます。さう云ふことがちよい／＼出て参りますので此の「但し特別ノ事情アル場合ニ限リ行政委員會ノ決議ヲ以テ之ヲ减免スルコトヲ得」と云ふ規定を、甚だ廣範圍に涉る行政委員會の權限で稍々其の點に御議論もありませんが、實際にさう云ふ考へもありませんから無論規定の存在する限り、無法にも行政委員會で徒らに情實に依つて减免すると云ふことにはないと思ひます。勿論議員諸君に於ても御信用下さることと思ひます。稍々廣範圍に涉りますから行政委員會だけで减免せしめると云ふことは少しく過ぎる様に考へがしなないでもありませんが、埠頭規則も只今漸く之から利用し様と云ふ際に、ちよい／＼差支へる様なことがあつても困りますので、何うか行政委員會を御信用下さつて此の規程に御協賛を願ひたいものであります。

(130)

(129)

○山田榮治君 極簡単に御座りますが、趣旨に於ては私も異存ありませんが、實際の取扱ひに於て從來警察の方の取扱ひになつて居たものが、民團の方に斯う云ふ規程が出来ますと、其のお取扱ひは民團の方が先になるのですか、又は警察の方で許可になつたらと云ふことですか、此の許可するに就ては權限と言ひますかそれがないと此の等級をお分けになつて居りますが何所でお極めになりますか、それからそれは行列の大小に依つてお極めになるのでありますか。

○理事(中島徳次君) 此の條文にもあります通り、警察の許可を得たものを裁減致すものでありますから、無論警察の裁量に依りまして之を私共で承諾し許すだけのものではありません、實際に於ては例へば茲で段級瑞とかさう云ふ知名な人である様な場合、之は禮儀として許可し尙料金を徴らるゝ場合もある、斯う云ふものも裁量は主として警察の許可されたものと云ふことに私共心得て居ります、等級は行列の長さで大抵分りますが。

○山田榮治君 行列の人数ですか。

○理事(中島徳次君) さうです、願つて来る人数で。

○山田榮治君 例へば旭街を佛蘭西租界から出る場合と佛蘭西租界へ廻る場合と、或は福島街から出て支那街に入る場合には何うなりますか。

○理事(中島徳次君) 全部通りますと、長い人数で全部通ります場合は高い、人数は多くても福島街邊りから一部分通ります場合は多少の割引をすると思ひます。

○山田榮治君 重ねて物い様ですが、從來大体に於て警察に於ては通さない様な御方針であつた様に思ひますが、斯う云ふ條例が出来た爲めにどん／＼許すと云ふことになると、一般支那人がそれに対して誤解のない様に説明を求めると云ふか、實際する上に一般に知らしめると云ふ考へはありませんか。

○理事(中島徳次君) 之は若し民團の協賛を経ましたら矢張り相當にこちらでもしなければなりません、紳商公會とかさう云ふ多方面の意向で出来たと云つて宜い位で之が爲めに支那人の感情を悪くする様なことは絶対にないと思ひます。

○石川 通君 此の御趣旨は結構であります、支那人の感情を絶対に害しないと云ふお話がありました、之は日本租界に居る人ばかりでありまして、さう云ふ方が通る時には宜いかも知れませんが、若し外國租界に住んで居るか支那街に居られる方が此所を通る場合に、各租界は斯う云ふ條例もない規則もない時に、斯う云ふ時局の際にお作りになると云ふことは、之は例へば一二の紳商にお聞きになつて宜いから出すと言はれても、此所に居ないでも、さう云ふものを通らない人でも批評は誰でも出来るので、寧ろ一般のさう云ふ影響が恐ろしいのではないかと思ひます、此の點に對して何か御考慮をお願ひなつたのでせうか、之は規定を作る方が取り好いかも知れませんが、先程中島理事も此の類に就ては敢て固執しないと仰いました、類は第二と致しまして、對外的に考へて見て日本租界の人だけが好いから他の方も宜からうと云ふことに考へられては些と早計ではないかと思ひます、之は將來に起る問題ですから、私は其の點を考慮して御質問致しますので、さう云ふ點に就ては御心配はございませんか、外國租界で例があると云ふこ

(132)

(131)

とでししたら之は誠に都合が宜いと思ひますが、収入を殖すと云ふ點に就ては私は同感であります(簡單々々)と呼ぶものあり) 簡單にやります、如何でせうか其の點は……。

○理事(中島徳次君) 只今御心配になりました様に支那人の感情問題で御懸念になつて居ります、様であります、私共聞きます所では餘所の租界邊りでは相當多額の負擔であり、然もそれが事實に依つての負擔であるのだから、寧ろきつぱりお極め下さつた方が宜いと斯う云ふ人が多く聞いて居ります、近來葬式が一向通らんと云ふことにお考へがあるかも知れません、之は色々調べて見ました所が凡て葬地は支那街を通らないと行けない所が多いのださうであります、支那の方では少し氣の利いた葬儀が通りますと捐助金とも言ひますかさう云ふもの無心をするので、特別一區邊りに假葬地を作つて支那街に行かんと云ふ様な現在状態であります、それで支那の方も安定しませんが、何れにしても石川さんの御心配になる様なことは私はないと思つて居ります。

○佐々木敏丸君 此の第三條の「通過料ノ等級ハ行政委員會之ヲ定ム」と云ふことになると、葬式のある度に一々行政委員會を開らんとならんと云ふことは、えらい行政委員會を立つて置く様に私は思ひますが、先づきお話の何でしたか、あの人数と長さで、別に行政委員會を開いてお極めにならなくても、別にお聞きになる必要はないと思ひますが、矢張りお聞きになりますか、ちよつと……。

○理事(中島徳次君) 實際御尤もな話であります、然し民團の此の現行法規上の權限は私が之を勝手に極める譯に行かないので、まあ之は行政委員會に開かなければなりません、一々行政委員會を開かずとも同僚決議で廻すとか、或は行政委員會に於て會長にお任せして頂くとか致しても、規則としては斯うしてやる方が至當だらうと考へます、一般に斯う云ふことは矢張り行政委員會の權限内に置くことが形式としては宜いと思ひますが、實際には色々辦法を考へてやります。

○議長(牧 尚一君) 御質問はございませんか。

○田中壽太郎君 私共本案は非常に結構に思つて居りますが、只一つ伺ひたいと思ひますのは日本租界に住居して居られる、日本租界で相當なものは、さう云ふものも矢張り徴るのでございませうか、別、さう云ふものは徴らないのでせうか。

○理事(中島徳次君) 徴ります。

○議長(牧 尚一君) 外かにございせんか。(異議ナシ)

○理事(中島徳次君) 御相談致します、議會省略可決確定と致したいと思ひますが。(賛成)

○理事(中島徳次君) 御異議ない様でございますから議會省略可決確定と致します。次は

第十一、減債基金特別會計條例ニ關スル件

○理事(中島徳次君) 説明致します、昭和五年三月三十日發布の「減債基金特別會計條例」の其の第二條の居留民團ハ昭和五年度以降昭和九年度迄五箇年間毎年銀六萬弗以上ヲ一般會計ヨリ減債基金ニ

(133)

繰入ル、モノトス
 之は當時の議員の方はよく御承知の減債基金特別會計條例でございますが、昭和五年に民團の施政に就て外務省方面とも、新規事業其他に就て色々御折衝になりました結果、花柳銀行から借りて居りました金を正金に乗り替へました際に、債権者側に對して減債基金を積立てると云ふ外務省のお話があつて此の條例が出来たのであります。従つて六年度に一年度から言つて昨年でありましたが一六年度にも當然六萬弗減債基金を作らなければならぬのであります。本年の三月三十一日迄に六年度の豫算として六萬弗計上しなければならぬのであります。然るに之が出来ません本年度の民團の償還金は正金だけでも二十二萬弗、利息を加へまして二十六萬弗に近い額償還があるのであります。それが爲めに六年度には十二萬弗、五年度に積立た減債基金に六年度に償還して置きました六萬弗に積立てる六萬弗に本年積立てる六萬弗、更にそれに加へて二十二萬弗拂はなければならぬと云ふ状態になつて居ります。然るに天津事變の影響は十一月以來民團収入に多大の激減を來しまして此の六萬弗を積立てることが出来ないのであります。更に尙七年度にも七年度の減債基金を積立てる餘裕がありません。之は天津事變の已むを得ない影響であります。誠に法規の手前一時でも中止する議案が提出されますこと、民團當局と致しても甚だ不本意であります。事情已むを得ずとして、積立が出来ない結果斯う云ふ議案を提出致しました。何れ豫算の折にも詳しく説明致しますが、趣意は天津事變の影響として積立て得なかつたと云ふ事になり、何うか御協賛を願ひます。

(134)

○理事(中島徳次君)
 内命であつたのですが、之は矢張り當局の方へは御承知を得て居るのでせうか。
 只今のお尋ねは一寸分り兼ねますが、もう一遍お願ひ致します。
 ○田村俊次君 諸君減債基金を六年と七年は出来ないので、それが出来れば結構ですが、一六年度は外務省からの命令事項ですから當局の方で御承知になつて居るのでせうか、又は民會で可決して外務省にお話されるのですか。
 ○理事(中島徳次君)
 之は外務省の御内意でありまして、公式の命令事項ではありません。若し命令事項であれば議案を提出して取消すと共に、外務省にも書面を出さなければなりません。領事館にも伺ひました所公式の命令でもありませんから外務省に交渉して居りません。但し正金に返します圓債の減額なり延期なりをやりまして、詳しく此の事情は外務省の方には斯う云ふ事情になつたと云ふことは通じて居ります。
 ○山田榮治君 此の案は誠に結構なことですが、斯う云ふ疑問を有しますのであります。規程の第二條は「一般會計より減債基金繰入ル、モノトス」とありまして、それを今民會で決議されて實行しないと云ふことは之は差支へないでせうか、之は私のみの考へであります。規程に已むを得ざる場合は繰入れないでも宜いと云ふ様なことが極めてあれば宜うございませうが、規程には繰入れなければならぬものになつて居るのでせうか、此の規程を中止すると云ふことは出来んと思ふのですが、規程上工合が悪くありませんか。
 ○理事(中島徳次君)

(135)

民會の御意見を以て御決定をなすつたことを、再び民會の決議で御承知を加へると云ふことは必しも出来ないと云ふことと思ひます。もう一つ申し上げますことは……
 ○山田榮治君 之は固執する譯でもありませんが、只形式論を申し上げますが、假りに民會で協賛した決議を民會で又協賛して實行しないと云ふことは理論として差支へないでせうか、總領事の認可を経て公布した條例でありますから、擅に民會限りで中止することは形式上何うですか。
 ○理事(中島徳次君)
 別に差支へない様に考へます。之は本案は廢止ではないのです。實は此の條例を、積立條例を止めたいと云ふ考へでありましたが、此の減債基金條例の出る趣意が外務省の手で圓債を乗り替へる時分に債権者の方にもお話をしましたので、債権者の方に多少共一且お話をして居るのであるから黙つて之を積立てない、廢してしまふことも悪いが、本年積立て、本年圓債の償還に當ると云ふことは頗る曖昧なもので、減債基金積立と云ふ意味を成して居ない、實際はあつてもなくとも宜い條例なんでありまして、がある以上は矢張り斯う願ひませんと……
 ○山田榮治君 私も今中島さんの仰る通り此の規程は寧ろ廢すべきものであります。ある以上は……私の意見は少し異ひますが、一六規程が存在してある以上は忠實に守つて行かなければならぬと思ひます。何うも此の議案の中止することは形式上何うも工合が悪いのではないでせうか。
 ○理事(中島徳次君)
 一方の規程と一方の規程と矛盾する場合には、後から出来る場合に矛盾が出来ても……
 (山田議員「規程の改正せやない」
 一方は生きて居る、後に出来た一つの法規の爲めに矛盾してしまつて効用をなくした、やめるのでないから効用をなくするのであります。五ヶ年を七ヶ年になりますので自然何うも改廢せられた理屈になります。貴方の御説の様に一方の條例に斯う云ふことを爲し得ると云ふ規定を追加して、又或は延期すると云ふこと附加をしておつたから之を出しますと、頗る貴方の氣に入る様になり好いだらうと思ひますが、法規的に之が不法だとか何とか云ふことではないと思ひます。
 ○山田榮治君 何ちらでも宜いのです。此の案に異存はありませんが、拗く申上げる様ですが此の案の形式上から言つて工合が悪いのでないでせうか、此の規定から見まして毎年々々積立てなければならぬ一種の強制法規の様なものでありますから。
 ○理事(中島徳次君)
 減債基金の積立條例が一般的法規であるならば御説の様になります。然し民團自身が拘束してゐる法規で内規であるので、だから民團の……
 ○山田榮治君 只私は参考に申上げるのでありますから、それで差支へなければ差支へないのであります。
 ○議長(牧 尚一君)
 御質問ありませんか。(ナン)
 御異議ありませんから讀會省略可決確定と致します。次は
 第十二、第七團債償還ノタメ起債ノ件
 (「異議ナン」と呼ぶものあり、笑聲起る)
 ○理事(中島徳次君)
 之は一寸御参考迄に説明させて頂きたいと思ひますから暫く御静聴下さい、本案は讀んで御承知

(136)

でないから効用をなくするのであります。五ヶ年を七ヶ年になりますので自然何うも改廢せられた理屈になります。貴方の御説の様に一方の條例に斯う云ふことを爲し得ると云ふ規定を追加して、又或は延期すると云ふこと附加をしておつたから之を出しますと、頗る貴方の氣に入る様になり好いだらうと思ひますが、法規的に之が不法だとか何とか云ふことではないと思ひます。
 ○山田榮治君 何ちらでも宜いのです。此の案に異存はありませんが、拗く申上げる様ですが此の案の形式上から言つて工合が悪いのでないでせうか、此の規定から見まして毎年々々積立てなければならぬ一種の強制法規の様なものでありますから。
 ○理事(中島徳次君)
 減債基金の積立條例が一般的法規であるならば御説の様になります。然し民團自身が拘束してゐる法規で内規であるので、だから民團の……
 ○山田榮治君 只私は参考に申上げるのでありますから、それで差支へなければ差支へないのであります。
 ○議長(牧 尚一君)
 御質問ありませんか。(ナン)
 御異議ありませんから讀會省略可決確定と致します。次は
 第十二、第七團債償還ノタメ起債ノ件
 (「異議ナン」と呼ぶものあり、笑聲起る)
 ○理事(中島徳次君)
 之は一寸御参考迄に説明させて頂きたいと思ひますから暫く御静聴下さい、本案は讀んで御承知

になつたと思ひますが、五十萬圓の償還の爲めに國債を起す、議題と致しましては頗る重大な議題であります、然し之は、實は本年度豫算は不幸にも減収致しまして、昨年度豫算から見れば十四萬弗の減収であります、従つて本年の實行豫算は七十一萬七千圓しかありません、所でお手許に廻して居ります豫算は八十萬圓でありまして、昨年度から見れば七萬弗しか減つて居ないのであります、何故かと申しますと實は之に關聯して此の問題があるものであります、實は外務省の方は昭和五年以後五ヶ年、あの五十萬圓の國債を延期して頂くことと當地の當局と色々折衝致しまして、外務省限りには於て大体に懸念を得て居ると云ふ程度のものであります、昨晩小宮山氏から延期の文章に就てお叱りを受けましたが、私の就任致しました時に遠山君から引継ぎを受けたものに大蔵省から昭和五年の元利金を返却せよと云ふ納入告知書が来て居るのであります、之は外務省の方も大蔵省の方も全然御存じないのではありますまい、大体お話を出来て居るのでせうが公式に國債の延期を認可、ではなく言はずは黙認と云ふか黙許と云ふかはつきりしたことはなつて居りません、只會計検査院の方にも天津の貸下は延期したと迄に言つてない、従つて會計検査院の方では何うだと八益になつて来るので、假りに拂へない迄も豫算面に計上して一方には國債を起す、それで一つ豫算に計上したら何うかと云ふ斯う云ふお話があるのであります、三分の利子で借りて居ります國債を、民間が新たに國債を起して之を償却することは至難中の至難に相違ありません、事實實現は頗る覺束ないが然し豫算には計上して置く、結局國債が借れなければ拂ふものが拂へなくなると云ふのでございます、只三分以下の低利を以て民間が借りて来て國債を返すと云ふことは、民間としては出来れば此の國債を起すことが出来てから豫算に計上することを本意と致すのであります、事實はさう云ふ都合で甚だ困難な問題でございます

す、それで一年々々五萬圓の利子を八九千九百九十九の租債を願ふことは甚だ面倒だし、一編に五十萬圓全部の國債を御協賛願つて、幸ひにも借りられたら非の中で拂つて行かうと云ふ斯う云ふ段取りになつて居ります、只茲に國債を起すことを御協賛を得ると共に、直ちに國債が出来た如く見えるのであります、此の點稍々我々としては不合理な難ひがあるのであります、事情右様な次第で已むを得ず斯う云ふ議案を提出致しました、此の點だけは諒察の上御協賛願ひます。

○議長(牧 尙一君)
質問ございませんか。

異議ない様でございますから議會省略可決確定と致して宜しうございませうか。

(賛成)と云ふものあり

○議長(牧 尙一君)

全員一致可決確定と致します。次は

第十三、昭和六年度居留民團歳入出追加豫算案

之は只今のことに關聯したものであります。

○理事(中島徳次君)

只今のものに關聯したものでありますから別に説明はございません。

○議長(牧 尙一君)

質問ございませんか。

(異議なし)と云ふものあり

○議長(牧 尙一君)
矢張り前の通り議會省略可決確定と致します。次は
第十四、昭和七年度居留民團歳入出追加豫算案
第十五、昭和七年度特別會計天津公立學校増築費積立金歳入出豫算案
此の二つを一括して議題と致します。

○行政委員長(上野 壽君)

本年度の總豫算案に就て大体の説明を致します、大体は茲に表はれて居ります数字の八十一萬四千六百七十二圓と云ふのでございますが、今中島理事の申上げました借入金に關係致しまして、實は之より収入は約九萬七千五百圓と云ふものが減収し、事實は七十一萬七千餘圓になるのであります、詰りそれだけ本年の豫算は昨年度の豫算に比して減つて居る譯であります、其の原因は申す迄もなく事變の爲めに課金、雜種課金或は特別課金と言ふ様なものが凡て減収を來たしましたので、豫算数字が餘程小さくなりました次第であります、就きましては歳入の方から主なるものを説明致しますが、第一款の課金であります、土地課金は昨年より九百圓の減収になつて居ります、之は御通知の通り土地の性質上差したる減収はない見込みとされて居るのであります、本年の民間の調定額は五萬三千九百圓になつて居りますから、一割位を未収になると思ひまして先づ九割の計算にして四萬七千九百圓に計上致しました、次は家賃課金であります、之は大分空家もございまして、何れ今日よりも少し塞るには相違ないと思ひますが、七割五分を限度と致しましたので、調定額九萬七千圓ばかりでその七割五分として七萬三千と云ふ数字を豫算に置いて居りますが、昨年比して三萬二千三百圓の減収になる譯であります、次は取得課金と云ふ

ものは、之は大して變りないと思ひまして昨年同様致しました、次は營業課金の方で、之が一番影響が大いだらうとの考へであります、調定額は四萬九千三百圓であります、先づ七割、七〇%位の所で豫算を計算致しましたので、九千五百圓の減収になります、斯う云ふ様な次第であります、雜種課金の方は、之も矢張り時局の影響致しまして数字に出て居ります様様減収が多いのであります、で八千六百二十八圓と云ふ減収を來た次第でございます、特別課金は之は却つて増した、と云つても僅かな額であります、下に書いてあります様に、一寸下の備考の数字が違つて居ります様ですが、花代一ヶ月に五萬本の賣上げ、七分花が一十本、その花代が一ヶ年三十萬四千二百圓、此の二十八萬二千圓は誤りでありまして三十三萬四千二百圓に御訂正願ひます、それに酌量の揚高が三十三萬七千二百圓と云ふものの百分の六であります、之だけ多少共増した様な勘定になつて居ります、それから上巡費、之も大變な影響を受けて居ります、申す迄もなく租界から支那人が減つた影響でございます、調定額は六萬五千圓であります、之の六割五分ばかり豫算に計上して居ります、従つて一萬八千の減収になる見込みであります、それから歳入の臨時部に到りまして、第三款第七團債償還借入金、それは最前中島理事が申上げましたが、若し國債が出来れば五萬七千五百圓入つて来る、出来なければ之が減る、假りに借れるものとして茲に計上致したのでございます、それから歳入の第四款に移りますが、之が一萬七千四百三十五圓増加を致します、此の事に就て少し御説明致します、何うも此の日本租界の巡捕の給料が平均他租界に比較して安いのであります、英吉利は平均二十一弗であります、佛蘭西は兩で十九兩、之が日本租界は之迄十六兩と云ふことになつて居つて日本租界が一番安い、巡捕の給料の安いと云ふことは巡捕の性質を悪くすると云ふことになりまして、昨年度の豫算にも此

(141)

の説が、警察の方から要求がありまして、詰り平均額をもう少し増やして貰いたいと云ふことで一弗五十仙増やしたと思つて居りますが、本年も矢張り巡捕の給料を出るだけであらう十九弗位にしては云ふ意見もございましたが、色々民団の方で協議の上で十八弗の平均に之を計算して居ります、それから其の外少しづつ背上げて居ります、之は主にも昨年の結果に依り増額致しましたので、此の中に被服費が二千五百七十二圓と云ふのが増えて居りますが、之は部長以上の人をば羅紗乃至はセルにするに云ふ様な関係で少し増えて居るのであります、それで大体の警備費の増えたのは此の巡捕の増額に原因するものであります、次は水道費の所に移ります、之は一寸一萬四千圓程減つて居りますが、之は人口の關係上水の需要も減るだらうと云ふので斯う云ふ見積りを致したのであります、第十款の保健費に移ります、之は後で理事より細かに説明致しますが、大体に於て昨年度は五年度と引續いて二年間の請負になつて居りました所が、何うも請負人の方で引合はんと云ふので或は増額を願つたりしたのであります、民団ではさう云ふ譯には行かないので取上げない、丁ひには請負人が何所かに逃げたと云ふ様なこともあります、それで其の資本を出して居る人が監督して居りましたが、所が勿論素人のことでもありますし、この荒くれ苦力を使ふと云ふ様な人でない、當り前の商賣人の番頭さんの様な人がやつて居るので充分に監督が出来ない、従つて充分な成績も上らない、それで種々研究の結果斯うした請負にさせるとなると何うしても一昨年結んだ様な契約では出来ないと、又一月に五百弗位の金を貰はなければ充分なことは出来ないと云ふことを申出で、参りましたが、さうすると一年に六千圓と云ふ金額が新に増加するので、さう云ふことであるならば他に方法を講じて見たいと云ふことで、種々研究致しまして掃除の方だけは之を民団直營でやる、兩便の始末は之は實は民団でやりたいので

(142)

すが、一緒に直營で兩便を取扱ふことは種々困難を致しまして、民団ではやれない仕事であります、あれは兩便を肥料として買らなくちやならないのですが、此の兩便を買ると云ふことは民団では出来ないと、汚い話ですがあれを流動物と固形物とに段々任せて(笑聲)肥料に仕上げて賣ると云ふことは民団の手では遣り兼ねるのであります、之は何うしても支那人の手で行かなければいけない、それで兩便の始末は支那人の手でやる、掃除其他に對しては民団でやることとして豫算を提出して居ります、相當之は、茲に出て居ります通り八百二十圓と云ふ増額になりましたが、此の中には修繕等の金も大分入つて居ります、實際方法を變へる爲めにまあ千圓かそこら餘計に掛る勘定になります、それで昨年の通りで請負人にやらせても年に六千圓、月に五百弗入ると云ふのですから、先の八百二十圓から六千弗引いて二千二百七十四圓が殖えて居るのであります、それは先に出て居りますが器具費の方で殖えたり或は消耗品費で殖えたのでありますから、まあ實際は千弗位餘計に掛るのであります、餘計に掛るがそれの方が必ず成績が良いだらうと云ふので、種々研究の結果兩便は請負と云ふことにし其他は直營にするに云ふ趣意で此の豫算を組んで居ります、それから臨時部に参りまして、歳出の臨時部であります、第三款の團債は之は正金銀行の方から借りたのであります、七年度には元金ならば元金に二十二萬弗、利息が三萬五千七百五十弗、兩方で二十五萬圓と云ふ大金を拂はなければならぬことになつて居り、到底今日の財政では之をば還済が出来ませんので、先般米色々銀行とも交渉掛けて居りますが、未だ結着の所に到着して居りません、で此の豫算には六萬弗元金の中に返す様に計上してあります、利息は三萬五千七百五十弗と云ふものは必ず拂はなくちやならん、兩方で九萬五千七百五十弗を拂ふ計算になつて居りますが、未だ正金銀行からはそれで宜しいと云ふ御承諾

(143)

は得て居りません、是非此の程度にして頂く様に行政委員が努めて居るのであります、次に共立學校の歳入出豫算案は前に極つた通りに出来て居ります、別に説明の要はないと思ひます、大体の變つた大綱は右申上げた様な次第であります、尙御不審のことがございましたら、私なり理事なりお答へ致します。
○山田榮治君 歳入の第一、家賃課金であります、之は本年度は三萬二千三百圓の減少に見て居りますが、會長の御説明に依りますと家が空いて居ると云ふことであります、家の空いて居るのは六ヶ月間以上にならなければ負擔には移動がないから、それ程減る様なことはないと思ひますが、少し過大に見積つては居りませんか。
○行政委員會長(上野 壽君) お答へ致します、多分過年度に入る分が多いだらうと思ひますので……。
○山田榮治君 もう少し引續いて、第七款に埠頭収入が有りますが、埠頭置場料と云ふものは何う云ふものでありますか、二千圓の増収に見て居りますが。
○行政委員會長(上野 壽君) 之は埠頭規則の埠頭置場料と云ふものがあります、あの埠頭に或期間は無料で置いて宜いのですが、期間を過ぎると料金を徴する様になつて居ります、其の見込みであります。
○山田榮治君 増収になつて居る様ですが。
○行政委員會長(上野 壽君) 増す積りで居ります。
○山田榮治君 何う云ふもので……。

(144)

○行政委員會長(上野 壽君) 倉庫も出来れば又秋になれば船も入るだらうし。
○山田榮治君 之は僅かな金であります、之は些とお見込みではないでせうか、會長の事務報告には船が上らんと云ふことで……。
○行政委員會長(上野 壽君) 到底上らんとは申して居ない、秋になれば船も上るものと思つて居りますが、天候のことでありまして、さうはいかないかも知れません、それから倉庫も出来ればライターも上つて来る、さう云ふのが殖えれば置場料が徴されると云ふ見込みであります。
○山田榮治君 歳出の經常部の第七款の一ですが、景水器の百二十個ですが私は金額の多い少ないと云ふことを言ふのではないのですが、年々新しくしなければならぬものですか。
○前川技手 給水工費と云ふのは新に毎年殖えるものであります、工事に附する景水器を買ふことになつて居ります。
○山田榮治君 聞きます所に依りますと傷むと水道會社の方では極安くて修繕するさうであります、之を御修繕なさらずに少し傷むと直ぐ廢棄されて新に買ふと云ふことですか。
○前川技手 只今はこちらでやつて居ります、出来るだけ修繕をやつて居ります。
○小宮山 繁君 私は山田議員の尋ねました家賃課金に就てお伺ひしたいのであります、支那人が減つてそして家賃課金の収入が大分減つた、斯う云ふ様なお話であります、昭和六年の家賃課金の日本人支那人外國人の分擔の額と、それと今年の日本人支那人外國人の分擔額を比較して見ますと、昭和六年には支那人の負擔して居るのは八萬五千五百圓、昭和七年の豫算には四萬八千

(146)

(145)

五百圓で約半減して居るのであります、それで事務報告の方の日本租界に任つて居る支那人の總戸数は二千六百五十八戸で、其の警察費の支那人の現在空屋数は三百八十五戸になつて居ります、さうすると云ふと日本租界の全支那人の約六分の一強が空屋と云ふ事であり、其の空屋の關係と、本年の家賃課金として見積られて居る四萬六千五百圓と云ふものは三萬二千三百圓の減收になつて居るので、非常に戸數に比較して減額の度が多過ぎる様であります、勿論之は豫算でありますから最少限度に見積つて充分に入るのが宜いですが、餘り強しく減額を見込まれると云ふことも何うかと私は思ひます、査定率を見ると九萬七千になつて居りますが、如何に減つてももう少し私は家賃課金は収入を見込まれても差支へない様に思ひますが如何でせう。

○行政委員長(上野 壽君)

御尤もでせうが、事務報告を拝見したのは十二月末でありまして多少違ひます、最近の調べには日本租界中で千四百軒空屋が、之は主として支那人であります、最前お話の三百何十戸と云ふのは大分隔りがありますので、其の點から大分計算が違ふのであります、千四百戸です。

○小宮山 繁君 現在……

○行政委員長(上野 壽君) ええ。

○小宮山 繁君 約半分ですね、そんなに空いて居りませんか。

○榎前 香君 豫算總体に就てお伺ひしたのであります、歳入は現在一去年と云ふことは別にして一現在を標準として此の豫算を作つたので、現在の現状を標準として。

○行政委員長(上野 壽君)

現在必しも現在でない、例へば今の家賃の如きは其の内には追々歸つて来る人もあるだらうと云ふことを見込んで居ります、現在を標準としてこれに將來の見込みを極ると云ふより外仕方ないと思つて主としてさう云ふ様にやつて居ります。

○榎前 香君 其の見込みは大体何の位の見込みなんでしょうか。

○行政委員長(上野 壽君)

減つた額ですか。

○榎前 香君 現在より少く見込んで居ると云ふのは幾許になつて居りますか。

○行政委員長(上野 壽君)

比例ですか額ですか。

○榎前 香君 課金全体に就て、民間課金、各種課金、特別課金、不動産課金、工巡費。

○行政委員長(上野 壽君)

一概に申上げ悪いですが、大体ですが今申上げた通り、土地は一刻位しか見て居ない、家賃は二割五分、又營業課金の方は三割も減る様に見て居ります、工巡費は六割五分にしか見て居ないと云ふ様な具合で色々に見て居ります。

○榎前 香君 續いてお願ひ致します、警備費の増額が一萬七千四百三十五圓になつて居りますが現在の租界の疲弊困難、不景氣々々と言はれる此際不測の如き増加をしなければならぬと云ふことは、何か特別の理由がありますか。

○理事(中島徳次君)

お答へ致します、成程御説の様に疲弊困難の際に警察費のみ膨脹することは、一寸矛盾して居る様に存じます、先づ此の天津事變以來の警察の行動を見て居りまして、諸君も御記憶で

(148)

(147)

さいませうが漢口で先達で騒ぎましたが巡捕は一人残らず逃げてしまつた様な状態であり、然るに幸ひにあの大事變に際して警察の巡捕は一人も缺勤なくして警備したと云ふ様なことは、大いに私共同慶として居るのであります、經濟的に逼迫して居るが、斯う云ふ風な時の警備には出来るだけ難さなければならぬ、やつて頂かなければならぬことになるのであります、此の巡捕の給料が日本租界は劣つて居る爲めに、初めて採用致しまして漸く六月も経つて少し熱練しかけた奴が皆外の租界に行つて了ふのが非常に多い、之では警察が仕事をなさる上になつて非常に迷惑であります、少く共無駄な金を掛けて他人の巡捕を養成してやる様なもので、此の際警備を十分に充實して頂きたいが、さうしますと少し此の民間の財政から申して困るのであります、外の租界並から言ふとウソと云ふ上げなければならぬが左様にも行かず、昨年の際に於ても漸増と云ふことに御決定なすつたさうですが、其の意味に於きまして少しばかり本年も上つたが、増額したことは事實であります、事情に於てはさう云ふ事實になつて居ります。

○森川照太郎君 私も、意見を今述べたのは少し變な様であります、何うせ此の豫算は審査委員會に附せられるので、第二讀會の審査委員會に希望する意味に於て意見を述べたいと思ひます、私は此の警備費が多過ぎると思ひます、此の本年度の通常歳出が五十六萬二千、約五十六萬の其中に水道費九萬六千強、給水工費に一萬三千強、衛生費に二萬三千強、埋頭費五千強強を加へると十三萬九千九百になります、然るに其の項目に於ての歳入は合計で十六萬三千九百約十六萬四千の金を總豫算の内から引いて了ふと、出るものに對して入つて来る項目の金を總豫算の内から引いてしまふと、警備費は凡そ三割三分になります、民間の現状にして三割三分と云ふものを警備費に費やされて居る、假令六割でも七割でも八割でも必要があれば仕方ありません

が、私は比率の上から言つて一見甚だ多き様に考へます、其の點からも思ふのみならず警備費は年々増額して居ります、それは租界の人口も殖え家も殖えする爲めに當然警備の必要が増して来るので、従つて其の費用の總額も増したのですが、私の記憶して居る所では一昨年ですか一昨々年ですか日本人の巡査が殖えた時に巡捕の數も殖えましたが、甚だ不思議に思ひますが民會は其の増額を認めたことを記憶して居ります、私は其の増額を其の意を得ないと云ふことを今でも考へて居ります、日本人の巡査が殖えたら當然巡捕の數を減らしても宜いだらうが、巡査が殖えたら巡捕も殖やすと云ふことは今以て合點が行かん、成る程租界内の強盜だとか殺人と云ふことなんかもありました、先づ強盜と云ふ奴を除いたら、其他の強盜もありません、強盜なんか知れたものでせうが、それを除いたら巡捕と云ふものに依つて防ぎ得る事故と云ふものはそんなに多くないと思ひます、而して何う云ふ場合に強盜事件が多いかと云ふと、勿論御承知の通り支那側に戦さなかつて、さうした時に敗兵等が外國租界、日本租界に入つて来た場合に強盜事件が多いたと云ふことは歴史が證明して居ります、其の敗兵の強盜が入つて来た場合に巡捕の數を殖したのであります、之は直に又以前の譯かな状態に戻るのを常として居る状態でありまして、従つて我々は巡捕を殖やすことに依つて斯の如き恐怖を防ぐ必要は認められたいと思ひます、従つて經費を減らせば巡捕も減らさなければならぬかも知れず、給料を減らさなければならぬかも知れない、さうすると或は不確實なものになるかも知れませんが、我々が必要な費用を削減しない爲め自然分擔が危険に暴露されると云ふことになる、我々が悪いのです、居留民自ら命を奪ふより外ありません、年々の警備費の増加の傾向が多いと思ひます、我々は寧ろ其の危険に暴露されて見たい、さうして幾許其の危険が増加するかと云ふことを見ても宜いと思ひます、更に例

(149)

へば交通事故の様なものも、あの案山子の如き巡捕では大して役に立たないと思ひます、従つて此の訓練の必要は大きに認めますが、減らすことに依つて幾何下るか云ふことを試験をして見たい、私共の希望は巡捕を減員したい、さうして若しも日本租界の巡捕の給金が低いと云ふ爲めに折角養成しても他租界に移られてしまふと云ふことであればお上げになつても宜しい、此の設に就ては直ちに聞き入れ難いと思ひますが、假りにそれを正しいと認めまして各巡捕の給金をお上げになつて宜しい、然るに人数は減らしてしまつて我々は一つ危険に暴露される、交通及強盗などの危険を我々自ら負ふて見たい、其の結果を見たい、必要だつたら更に経費の増額を計つて見ても宜いと思ひます、甚だ亂暴な試験をする様ですが、之は民間通常費用の三分を此のものに使ふ必要は認めないと思ひますので、豫算審査委員会で之が研究をして頂きたいと云ふ私の希望を述べたのであります。

○宮武徳次郎君 私も森川議員の説に賛成の意見を有つて居るものでありますから。

(森川議員「有り難う」)

其れ以上は述べませんが、大体第二項の巡捕の被服費の中で二千五百七十二圓増額であります、上野會長の御説明に依りますと、先づ部長と仰いました、それは間違ひでせう、巡捕長乃至副巡捕長と云ふことを聞かずに居りますので、私は全然反對であります、現在でも金モールの附けて、腕にも立派な金モールのが光つて居ります、あれで副巡捕長でも結構だと思ひます、でありますから此の二千五百七十二圓は減額してしまつて、寧ろ此の金を俵給の方に餘計やつて頂きたい、さうして素質を改善することにして頂きたいと思つて居りますから一寸希望を述べて置きます。

(150)

○植前 香君 私は警備費に就てお尋ねしたいのは、實は課金に關聯しての希望があつてお伺ひした譯であります、由來課金は公平でなくてはならない、日本人も支那人も同じに負擔すべきものと私は考へますが、所が民間課金を見ますと云ふと十六萬三千圓、之が民間の課金で土地課金、家屋課金等であり、雜種課金は二萬二千六百圓、不動産取得税が八千圓、工賃費四萬二千圓、之等は日支人平等に負擔して居る譯であります、之を總計すると二十三萬三千二百六十圓であり、然るに雜種課金のみが一萬八千四百三十二圓は全然日本人のみ負擔する課金であります、支那人が夜遊びにお茶屋に行つても之に對して遊興税を課して居りません、此の課金は民間の雜種課金の二十三萬に一萬八千としますと、民間の稅收の約八分ばかりになります、斯の如き重い負擔を何故しなければならぬか、此の點昨年豫算審査委員會に於て率を引下げるに當つて注意を喚起して置きましたが、何うも此の點課金の課金たるべき公平と云ふことを失して居ると思ひます、其の點に就て何か行政委員會に於てお考へになつたことがあるか、若し日本人に之を課せなければならぬと云ふことであるならば、適當の方法で以つて支那人側にも遊興税と云ふものを負擔せしめる、若し出来なければ日本人の之も止めてしまふ、斯う云ふ私は考へを有つて居ります、行政委員會の御意見を伺ひます。

○行政委員會長(上野 壽君)

昨年もさう云ふ御議論を承つた譯に思つて居ります、特別課金でありまして雜種課金でありまして、遊興税と云ふのは、仰る通り特別課金は日本人のみ負擔で之だけを見れば甚だ不公平の様と思ひますが、又特別課金と云ふものは性質から見て微つとも差支へない、民間の收入が非常に潤澤で徴らないでも行ける様であるならば、それは仰る様に斯う云ふ種類のものは省いた方が

(151)

が宜いかも知れませんが、民間も非常な逼迫の際でありますから從來已むを得ないと民會が認めやつたのであるから、今年度の様な財政困難の時に之を拂ふことは甚だ難しいことになるので、本年は止めると云ふ様なことはしない考へであります。

○植前 香君 民間の困る様な際でありますから、民間と同じに矢張り居留民も困つて居るのであります、我々は何か租界を經營して天津迄やつて来た譯であります、我々日本人あつての租界を根據地として租界の發展はないと思ひます、租界を發展する時の精神は既にさうだつたと思ひます、所が此の頃になつて見ると支那人なんか日本人に家を貸さない方針になつて居ります、成る程日本人の中にも家賃を滞らすと云ふ様な傾向もあるでせうが、其の結果で嫌はれる點もありませんがさう云ふ風な支那人から待遇を受ける有様であります、我々は語り租界を經營する爲めにやつて居るのでない、我々が斯の如く民間が困つて居るからと意味で甘んじて之を負擔せしめると云ふ理由には認めないと思ひます、若し財政上非常に困ると云ふのであるならば、強ひて私に之を削つてしまふと云ふのでありませんが、公平を期する爲め且つ民間の財政の上から言つて、支那人側にも遊興税の様なものを課する、私は斯う云ふ點を言ふのであります、私は強ち省いてしまふと云ふ譯ではありませんが何れに考へて頂きたい、斯う云ふのであります。

○理事(中島徳次郎君)

お答へ致します、民間も財政的に非常に困つて居る時でありますから、植前さんの御議論の様に中国人の遊興税と云ふものを徴り入れれば、徴ることは差支へない、徴りたい、然し今日迄多年の慣習が日本の遊興税を徴ると云ふ様な場合に支那人の方ではアツさり行かない、今迄でも支那

(152)

女郎屋には相當手数を掛けても中々正確には分り悪くない、民間の方でも終日出て行つて丹念に調べるのであります、尙向ふの記帳と民間が調べるものと三人、五人、随分開きがあるものであります、調査課のものに聞きますと云ふと突然に入つて行つたりして色々まあ調べるので、まあ只今の所では大休に民間の調査は正確を得て居ると思ひます、然し其所の家の藝妓でなくして外から一寸遊びに来たと云ふ様なものも時々出會つ、又臨時に調査に行つたものが歸つてから外からノコノコ入つて来ると云ふ様なこともある、中々は分りませんが出来ただけ正確にやつて居るので、藝妓其のもの、存在すらそれ程困難であります、まして遊興税の様な課金入つたものを課税することは相當手数の話で、私は前の豫算委員會のことは存じませんが、初めてさう云ふ御議論を聞きますが、決して御議論の主張を無視する譯ではありません、出来ただけさう云ふ調査をしまして、徴る上からは決して苦でない、只何うも今迄の慣習から遊興税が略奪の三業組合でそれを徴ると同じ様な譯には中々行き悪くないので、従つて相當の手数を要するの、尙よく出来るだけ調査を致します。

○山田榮治君 此の特別會計の方も一緒に伺つて置きますか。

○行政委員會長(上野 壽君)

宜しうござります。

○山田榮治君 では會長にお伺ひ致します、七年度の特別會計の歳出の方ですが、増築費として、之は既に先年協賛を經た額でありますけれども、現在あの中日中學校の如き休んで、共立學校の如きも事變の影響を受けて休んで居ります、斯う云ふ財政困難の折柄、減債基金、國債償還の方も延期を願つて居る様な際に、無理に此の苦しい中から一萬何千圓と云ふ金は、然も今直ちに増築

するのでないから別に費用を積立てる必要はないかと思ひます。殊に支那人教育に就ては當局は如何云ふ今後の御方針か知りませんが、依然として排日排貨のみ行はれて一向教育の効果が無い、そんな所にドン／＼注ぎ込む必要はないと思ひますが、それは根本問題であります。ただ考へますと増築費の如き延ばして置いて宜いと思ひますが如何でせうか。

○理事(中島徳次君)

お答へ致します。共立学校は此の時局でも休んでは居りません、授業は引續いてやつて居ります生徒は六百何十人の現在数であります。が半分位しか出て来ませんが引續きやつて居ります。で自然先方しても授業料が半分しか入らない爲めに教職員俸給を、あゝ云ふ支那人同志の先生方ばかりでありますので、教職員の給料を減してそれで辻褄を合せて居りますが、此の積立金は先民會で御決定願ひました決議を重んじて私共の方ではやつて居りますので、やるなと仰有られても之はやらなければならぬものであります。現在支那人の教育機關としてはあれ一きりで民團としては、現在の日支の關係は相當暖味なものであります。將來に於て矢張り支那人に對しては相當なことをしなければならぬので、現在さう云ふ工夫から直ちに積立金を廢止すると云ふことは私共の方ではやりたくない、出来るだけすべきものはやりたいと思ふのであります。○山田榮治君 勿論私は昨年の決議で豫算を組むことは當然であります。建築には此の時局の折柄直ちに掛る譯でもありませんし、建築に掛る時になつてからで、之は民會の決議に出つて先きの減債基金の積立を延した様に、昭和七年度だけは積立をしないと云ふ様な決議をしたら宜いでせうか。(賛成)

○石川 通君

先程森川議員並に宮武議員の御質問がありました。之に就ては既に國庫補助の請願をやられた譯であります。此の御返事實行豫算に關係が有りますから一無論こゝに掲げた以上はそれは駄目であつたと心得て宜いと思ひますが、一之に對する政府の回答は如何でありましたか、見込みないのであります。其の邊を……

○理事(中島徳次君)

先般臨時民會で御決議になりました直ちに政府の方へは請願致して居ります。其後外務省から警察關係の岩崎領事がお出でになりましたので、我々も會場と共に参りまして懇々御依頼を致しました。出来るだけ盡力し様と斯う云ふお話を、未だ外務省から回答は参つて居りませんが、監督官廳の方も非公式に手紙をやつて出来るだけ盡力し様と云ふことに願つて居ります。未だ回答に接して居りませんから希望が充たされるか何うかは分りませんが、努めてさう云ふ點に就ては注意をし盡力して居ります。

○田中鑄太郎君

私は此の保障と云ふことに就て先刻會長からの御説明に依ります。昭和七年度から現在やつて居る方法を變えて應芥は民團で取扱ひ、糞尿は請負にすると云ふお話を、其の取扱ひの方法や民團が要する費用、さう云ふ様な點をもう少し具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○理事(中島徳次君)

内容の細いことは豫算審査の折に詳しい数字を以てお答へ致しますから、こゝでは内容の数字的の説明に就ては御免を願ひたいと思ひます。大綱を申し上げますと前々の行政委員會で昭和五年でか經費節約の趣旨を以て従来の制度を少しお變にならして、糞尿の掃除は従來直營でやつて居りましたが糞尿の掃除も共に糞尿の請負と一緒にやらすことになりました爲めに、決算から見ます

とそれ程の減額ではありませんが、豫算から見ますと前年度より二萬圓ばかり節減が出来た様な都合で廻る結構な次第と存じて居りますが、其後の経過に就ては貴下方の御信任でありました林田君が主任で之をやりましたが、私就任後林田君から屢々保潔課の現在の弊害を述べ色々書面が出て居りますが、要するに請負人自身が此の仕事に出て来たならそれ程のことはなかつたであらうと存じます。不幸にして其の請負人が大分損した、要するにケツを割つた、そこで其の請負人に金を出して居る奴が今やつて居るので、何分請負の額が安かつたのか存じませんが苦力の素質が非常に悪い、民團と致しましては矢張り幾許少くとも月額九圓位の給料は出して居りますが、それが七位圓の給料でありますから毎日苦力が變る、幾許苦力の素質が悪いから替へると云つても中々替へない、漸く替へたと思つても半月も経つと又返つて来ると云ふ様な場合で、實際あゝ云ふ仕事をやりまうとさうシヨウチユウ動いて居られては監督するものにしては甚だ困るのであります。色々さう云ふことも分つて参りました。それで今度少し方法を變へる様にしようかと思ひますが、人手が少かつたりして自然さうなつたのでせうか何か改良しなければならぬかと考へて居たのであります。所が天津事變に遭遇致しまして民團の直營のものは一人も去りませんが、請負人の苦力は全然来ない、其の内に極端かやつて来る位で其の間違だ不潔な話ですが苦力のない爲めに僅かの苦力を使つてマンホールにあけた、尤もあゝ云ふ火盆の際でありますから苦力を得ない處置であります。さう云ふ臨機處置を致した爲めにマンホールにあけると云ふことを遂やり兼ねないのであります。一方衛生から言つても斯う云ふこと

になつては全然保潔課を作り直した趣旨に反するので、林田君も其後理想案と致しまして保潔課共々に民團が直營することを第一案、第二案は前に一度やりました様に糞尿だけ民團がやつて尿尿だけは請負人にやらす、第三案は現在通りやると、現在通りにやると云ふのは先刻會長が言はれました通りに、何うしても月五百弗、年に六千弗の補給をして貰はなければやれないそんなことを屢々嘆願が出て居ります。請負期間も過ぎたのであります。若し私にやらすなら年額六千弗は何うしても要する云ふ書面が私に出して居ります。尿尿糞尿を合せて民團がやると云ふことが第一の理想案でありましたので、私はまあやる位ならそれ位までやつた方が宜いと思ひますが、之をやるのと只今の豫算よりもまだ多少金が掛ります。そんなことを取調べました林田君も實は素人でそこ迄のことは分りませんが、尿尿の直營と云ふことは先刻會長の申された様に、其の物を賣るのであります。其の肥料を賣ると云ふことになる。民團の直營にしても賣ると云ふ上からは何うしても流動物と固形物と一緒にではない、分けると云ふことは請負人が自身自身の手で依つてやるなら出来るが民團がやる課にはいけません。若し民團が直營にするならば百姓に近い所謂さう云ふものを始終扱つて居る様なものを直營の主監にでもしなければいけない、それに致しても其の人に經濟的の利害のない以上は矢張り取締り上、固形物と流動物と一緒になり易い、さうすると一萬圓に賣れると云ふ肥料が半分も賣れないと云ふことになる。動亂がありましたら其の間中止しなければならぬ、雨が多かつた場合は何うなるかと云ふと色々肥料の相場も狂ふのであります。矢張り特殊の仕事でありますから相當の利益を見なければやれない、甚だ難しい仕事なんです。で今回は糞尿は民團で受持つて尿尿だけは請負にやらせると云ふことにしました。現在只今やつて居ります請負人の如きは、器具の如

(154)

(155)

(156)

(155)

(157)

きは請負人の持つのが當然であります、實際に於ては矢張り民団の方で拵へてやる、事變の際には請負人がやつて来ない爲めに苦力に民団から飯を食はしてやる、それだけでも四百五十事はかり支出致しました、さう云ふ様な工合で中々机の上の議論では節約が出来たと思つても、事實に於ては中々さう云ふことに行かない、さう云ふ様な色々な意味から今回之をやりましたので、只今會長が言はれました通り、折角今迄やつたのだから今迄の請負人に引續き六千弗やつてやらしたら宜いじやないかと云ふ御説も出るだらうと思ひますが、從來之を監督して居られます監督員の總てものが、あの苦力の素質と、金賃が今やつて居る様な仕事に六千弗出してやつても決して仕事の成績が良くなるものではないと思ふ、斯う云ふ議論もありまして請負人を變へる考へであります、さうすると二千何百圓ばかり從來の豫算よりは高つくのであります、六千弗出すと云ふことに致しまして本年は自動車のエンジンを替へなければならぬ、又一方今後は塵芥掃除の苦力が居りますから雪でも降つた場合除雪費が非常に助かる、斯う云ふものを見ると現在の請負制度に比べて大した金銭上の違ひはないと思ひまして、此の問題は前の行政委員會で御變更なされたのでありますから、何か感情上でした様に思はれては迷惑であります、前の林田君等も或は今日迄やつて居ります監督者の意見も充分斟酌しまして漸く此の決定を見た様な次第であります、何うか此の邊を充分御諒察願ひます、但し内容の細かい数字や其他は成るべく豫算審査會の方に願ひたいと思ひます。

○田中鑄太郎君 今の御説明で大分解りましたが、道路掃除が大變悪いと思ふことではあります、道路掃除は民団の直營でないので、請負人の手でやつて居られるのですか。

○理事(中島徳次君)

(158)

道路掃除は民団で塵芥除去が請負です、それは私の言ひ間違ひでせう。

○議長(牧 尚一君)
質問ありませんか。

○田中鑄太郎君 それに續いて一寸、今の保淨問題は只今お話の通りですが、私も以前行政委員就任當時、經費を計上された爲めに民団の財政上非常に窮乏した爲めに經費削減と云ふ目的の下に請負制度に直したのであります、それが本年三月一はいで契約期間が満つる譯であります、此の間の民団の經費と云ふものは少くも三萬以上削減出来たものと思ひます、其の間何の位掃除上、此の塵芥糞尿に何の位の非難攻撃があつたか、又取扱上前に民団の直營でやつた當時と非常な差があつたか、其の邊は私が申上げませんでも當局者は勿論のこと、居留民一般の御承知の通りであります、時折新聞で攻撃されたこともありませんが、以前民団當局がやつた當時より少いのであります、直營でやつた當時は非常に非難攻撃が盛んでしたが、請負になつたから左程ではありません、其の點もありません、それからもう一つは昨年邊り私の聞いて居る所に依りますと、事變後素質の良い苦力が逃げて居らない、此の邊で雇ひましても中々出て来ない、それが爲めに多少請負人は充分なことが出来なかつたと云ふ様なことも聞いて居ります、もう一つは請負人は昨年一年間補助をして頂ければ又引續いてやつても宜いと云ふことも聞いて居ります、其の結果民団に月五百圓の請願をしたのだと聞いて居ります、それで請負人にまあ何れ位の補助をして頂けると云ふことは交渉の餘地が充分あると思ひます、さう云ふ様な工合で此の五千圓以上の損害には色々の原因があるでせうが、私の聞いて居りますのは昨年ウエズ運河を浚渫した爲めに、糞尿

(159)

は舟に積んで出して居たが、運河の浚渫の爲めにあの河を止められて舟では運べないそれで馬車なんかで費用が掛つたと云ふことが一つ、それから糞便を乾燥して資材すると云ふことも事變の爲めに豫算の方面に大きな違ひがあるので、乾燥を現在作つて居る所は非常に不便で、以前の所は便利もあるのですが現在の所では非常に不便であります、それが爲めに賣らうと思つて居た糞便も賣れない、金額にして四千圓以上のものが残つて居る、それを賣つても尙五千圓程損害である、さう云ふ事情で河の浚渫とか或は動亂の爲めと云ふ様なことも多少影響があります、まあ損は別として仕事の上には於てもさう悪いと思ふことは私は見受け居りませんが、それから最近糞便だけを請負にすると思ふお話を聞きます、それは今御説に依ると監督者の方からと云ふお話であります、私は何うも之は監督者の方も宜くない、何故さう云ふことを言ひ出すかと云ふことを私考へて見ますと、時間が通れる早く止めなければならぬ、朝の六時から午前十時迄と云ふ様な制限を置いてあるので、其の時間に間に合はんから早くしてしまへ斯う云ふのじやないかと思ひます、そこは多少削減してやらなければいけません、或は途中に於て運搬車に故障が出来たり色々な事故があると思ひます、さう云ふ點は宜しく監督者の方で斟酌して、そして三十分や一時間位の差は大目に見てやつても宜いだらうと思ひます、間に合はんから捨て、しまへと云ふ様なことになるので、之は監督者の方も悪いと思ひます、さう云ふ監督者なら監督は私はない方が宜いと思ひます、經費は削減出来た、仕事は大した非難がないと云ふなら、又更に費用を出して何にも苦しんで元に戻す必要はないと思ひます。(ヒヤ)

○理事(中島徳次君)

(160)

すつた様に思ひますから事情も非常に分りなつて居ると云ふことはよく分つて居りますが、然し此の私の方も直接苦力を監督する譯ではありません、それは係りの者が、此の保淨課創始以來やつて居ります監督員が、色々事情を述べて私の所に申出て参るのであります、貴方の御信任の林田君さえ持て餘したと言ふて色々やつて見たのであります、只今のお話に監督員がマンホールに開けると云ふ命令をしたと云ふことですが、之は實際にあるべからざることで、監督員の某と御指名下されれば明日からでも斷つて宜しうございませう、あの事變の際の様子が一人も来ない、漸く他の苦力を間に合はせてやる、當時三日も四日も伏見街の橋が渡れない、斯う云ふ際で已むを得ず臨機マンホールに控へることも仕方がない、然し苦力が参りまして伏見街の橋が渡れる様になつて、假初めにも民団の監督員がマンホールに糞尿をあげさせたと云ふことは、事實とすれば之は開捨てに成らない事實であります、私共今日迄色々事情を聞き、色々申出を聞きまして、又現在の請負人の中にも聞きましたが、同じ六千弗補助するとならばもう少し改善が出来、現在の請負人では二年に涉つてさう云ふ様な調子ですから出来ないと、さう云ふことに私共は斷定を下したのであります、自然之に對して前に御關係の御感情から多少お氣持ちはありませうが、之は私共が悪いと反對の御意見を伺ひましても、私共今日迄調査致しました結果に於きましては、何れとも何か改革しなければならぬと云ふことは痛切に考へ、行政委員會も之に同意して此の案を提出した次第であります。

○古田治四郎君 私も今理事の説明の通り素人です、一寸考へたことをお伺ひ致します、保淨課の主任の体給と職員のお方の体給を見ると主任が安くて職員が高いと云ふことを記憶して居りますが、私は之で誰か主任を替へると云ふのではないが、職員は臨時だからさ

(162)

(161)

う云ふ様な順序の逆つた様な結果が出来るので之が一つ、それから塵埃の直營でありますが一
寸今計算して見ますと自動車は十六台ありますが、これは無論全部使ふのだから運轉手も
十六人要ります、之に塵埃の夫が五十六人居ります、これは七回だから食えんからストライキ
したので、之は約私の概算ですが九回と見積り、自動車を十一回と見積り、尤も之より安くすれ
ば減るかも知れませんが、八千八百圓と六千圓では二千圓程餘計出す勘定になります、直營にす
る費用だけでも八千四百圓掛るのであります、私はもう少し餘計掛ふのじやないかと云ふ感じ
がします、それから掃除だけ直營にされて大小便の方は請負と云ふことで、斯う言つて大小便の
方には利益がないのか有るのかわかりませんが、又請負人が狂ふのか或は請負人を突くのか知
りませんが、先程から伺つて居ると税金は減つて居る、税金は減つたから補助を出して呉れと
云ふのであります、又田中さんの御説明に依れば糞尿を持って行くのに運河が使へなかつたから
多大の金を拂つたと云ふお話であります、人田が減れば糞尿も減る、自然彼等の収入も減つた勘
定になります、之は御議論ないじやないかと思ひます、此の邊を一寸お伺ひ致します。

○理事(中島徳次君)
成る程目の子算用ではこの塵埃除去の自動車と夫で八千幾許になります、一寸八千四百幾許
になります、そこで二千圓餘り餘計出る、成る程六千圓と云ふものを目標にして六千圓が五千圓
になれば三千圓減るではないか、と斯う云ふ質問も出さなければならぬ、八千圓を九切り出す
のでなく歳入の最後の雑収入に二千五百圓と云ふものが、報償金と云ふものが見込んで居ります

そこで又少し減つて参ります、何れにせよ現在の請負人を継続して行くにしても六千幾の金が殖
えるのであるから、多少の増額を見ても一方に二千五百圓の収入を取り仕事に於て改訂せられる
ので結構だと云ふ斯う云ふ風な工合に考へて居ります。

○古田治四郎君 もう一つ雇員と主任の點は……

○理事(中島徳次君)
あれは成る程今日ではあそこ主任は雇員を主任に置いて居ります、主任級の人は雇員は可笑い
が、主任と云ふ名前を附ける方が宜いと云ふので主任にして居ります、公衆衛生の關係ですから
充分に工夫を使はなければならぬ、又保淨課の如きも警察の方に密接な關係があります、あの
方は田村さん時代に入つた方が存じませんが、元警部をせられた方で保淨課でも相當苦力を
使ふことが出来る、又警察關係も密接で居る處であるが、雇員の方で何かと思つて居りまし
たのですが、保淨課の方の監督員も雇員の方であつても宜い、云ふ人が来ると預ければ非常に成績が
上がるだらう、別に實際に走つて貰ふ必要はないそれは我々の方で一生懸命やる、只巡捕を使ふと
か警察に交渉する上に於ても、又軍の方に折衝する上に於ても、云ふ方が適任である、斯う云ふ
工合であります、只今の所では糞尿の糞給でお氣の毒であります、漸次昇進して行く積りであり
ます。

○古田治四郎君 今の説明であります、非常に適任者と云ふことですが適不適は未だ知りません
がそれは理事の判断通りと申せ、然らば塵埃を民間の直營とすれば自然人は漸小して宜いじ
やないかと思ひます、今中島さんの御有つた通り適任者であるからして監督と云ふものもさう要
らない、さう云ふお話になると思ひますが、それから巡捕を使ふ上に於ても總ての交渉も圓滿で

(164)

(163)

ありませうが、私は寧ろ朝から晩迄脚絆を穿いて歩く目が多い程監督がよく出来るのじやないか
と思ひます、由來私の感じた内に、今迄の雇員の四人も要らない、一人監督としてでない人が出
来る、段々監督の目が減ります、然し實績はより以上に上ると云ふお説ですが、私はそんな餘地
はないと思ひます。

○理事(中島徳次君)
仕事を凡てやりませうに於て、朝から晩迄脚絆を穿いて歩くのも必しもさう行くとも限らない、
部下が融和して之に過激して行く主任ならば、遊んで居つても仕事の成績は上る、多年、何十年
と仕事に従事して何所の下水は本幹から七寸下だ、何所の下水は一尺下だと云ふ様に、溝鼠の様
に詳しく知つて今日迄やりきつて居る監督に、素人のものに鬼や角く口出しさせたりしたら却
て成績は上らない、斯う云ふ人の使ひ方並に……只今のは自分自身が使ふのではありませんが、又只今
左様に申しましたも朝から晩迄走り歩いてはいけないと云ふ反對解釋ではない、さう云ふ意味で
はありませぬ、それは悪しからずお願ひ致します。

○古田治四郎君 無論私も中島さんの御有る様に確かなものではないのであります、今中島さん
の御有つた内に糞尿を下水に打ち込む様なことがあれば断然處置なさると云ふことですが、私は
時々之を見掛けるのですが、お説の通り監督の不行届の結果であるから處分されますか。

○理事(中島徳次君)
監督が命令したと言ふことでは……

○古田治四郎君 人は少くとも監督は監督して居る、不行届があれば責任を持ちますか。

○理事(中島徳次君)
さう云ふ御判断でも、そんな責任は負ひません、さう云ふことに御承知下さい。

○田村俊次君 今の保淨課のお話に、之は私の會長の時に極めたので何だか街う様にも考へられる
のですが、今伺つて居ると今度塵埃を直營にすると云ふことですが、其の理由が餘り薄弱じやな
いかと思ふ、之迄塵埃糞尿共に請負に出して、そして成る程請負の契約は宜いかも知れぬ、請負
者も大した利益ではなかつたかも知れませんが、然し乍ら此の成績は決して非難を受ける様なこと
は聞いて居らん、詰る所成績に於ては決して満足な成績を上げて居ない、只事變の爲めに掃除
が一寸行届かなかつた、之は苦力が出なかつたので此の事變のことを例にして其の能率が上らん
或は之が請負制度であるから斯う云ふ缺陷を来たすと断定して之を改めると云ふことは、少し理
由が薄弱じやないかと思ふ、現在の方法に依つてやつても五百幾の補助を呉れると云ふお話で
すが、それ以下のものでやると云ふものがあるならば、計算上の經費から言つても其の方が大分
節約になるだらうと思ひます、私は只事變の例を引いて直ぐ請負の塵埃除去の成績が悪いとか何
とか言つて改めるのは、少し理由が薄弱じやないかと思ひます、其の點だけ申して置きます。

○理事(中島徳次君)
必しも事變の影響のみを理由とするのではありません、昨年もストライキを起して、七圓の給料
を二ヶ月も三ヶ月も拂はんのでストライキをやつて仕事を止まされ、さう云ふ様な次第が引續い
て居る所へ、そこへさして天津事變が起きました、之は事情を保淨課にお出で下すつてよくお聞
き下すつても分りますので、假令多少安くつくからと言つて此の重大なる仕事を、機の上で少し
經費が安いからに廻したら宜い、斯う云ふことは私共考へられない、本當の趣意を徹底せ

しめる上に於きましては多少の経費の増額は惜しまれないと思ひます。

○植前 香君 大分質問が微に細に渉り誠に結構であります。大分時間も詰つた様でありますから此の邊で質問を打ち切り、審査委員附託にしては如何ですか。(賛成 拍手)

○議長(牧 尚一君) 只今植前君の御説の様に審査委員に附託することに御異議ありませんか。(賛成)

御賛成の方は御起立願ひます。此間起立。御賛成の方が十二名、反対の方は御起立願ひます。此間起立。反対者十名、動議は成立しました。

それでは之は毎年の例に依りまして議長の指名に御一任下さいますか、議長指名に御異議ございませんか。

(「異議ナシ」の聲起る)

○議長(牧 尚一君) それでは只今から豫算審査委員の指名を致します、お静かに願ひます。

- 佐々木 敏丸君 赤山 今朝治君
- 藤 平 正男君 山 田 榮治君
- 龜 澤 省 通君 山 内 令三郎君
- 石 川 通君 小 谷 万次郎君
- 松 本 京 作君 田 村 俊次君
- 高 田 重次郎君 金 山 作次郎君
- 藤 川 照太郎君 田 中 鑄太郎君

大 内 専君

以上十五名の方に審査委員をお願い致します。(拍手)
審査委員は明日午後二時開會、本會議は午後八時から開きますから左様御承知願ひます、本日は之で閉會に致します。(拍手)

午後十一時五十分閉會

昭和七年度第二十五次居留民會通常會議事速記録 第四日

昭和七年三月二十九日於公會堂

議 事 日 程

- 第一、昭和七年度居留民團歳入出總豫算案(第一讀會續)
- 第二、昭和七年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出豫算案(第一讀會續)
- 第三、北支那駐屯軍増兵請願ノ件(建議案)

出席議員 三十八名

- 議長 牧 尚一
- 赤山今朝治 金山作次郎 宮武徳次郎 山本永規
- 上野 壽 石川 通 岸田菊郎 平井久一
- 松本京作 鍛冶静一郎 小谷萬次郎 山内令三郎
- 田中鑄太郎 木下秀良 植松眞經 清水一太郎
- 武田守信 松尾豊實 高橋眞美 植前 香
- 大内 專 高橋眞美 勝田重直 佐々木敏丸
- 山田榮治 金山喜八郎 龜澤省朝 岡本久雄

(168)

- 副田重次郎 森 郁太郎 藤 平 正男 古田治四郎
- 黒川重幸 郡 茂行 稻田 龜治 小宮山 繁
- 河合 一 雄 出 席 行 政 委 員 八 名
- 會長 上 野 壽
- 岸田菊郎 平井久一 鍛冶静一郎 岡本久雄
- 植松眞經 郡 茂行 金山喜八郎

○午後八時二十五分開會

○議長(牧 尚一君) 之から開會致します、議事日程は昨夜上提致しました。

第一、昭和七年度居留民團歳入出總豫算案(第一讀會續)

此の二つを一括致します、昨夜委員附託になりました本案を、私から指名致しまして審査をお願い致しました、審査委員は明日午後二時から六時半迄御審議願ひまして、其の結果を委員長から御報告致します、暫く御清聴願ひます。

○赤山今朝治君(登壇) 拍手

只今議長より御報告ありました通り、審査した結果を御報告申し上げます、お手許にお配りした様に支出に於て只一ヶ所修正を見ただけであります、審査は歳出を基準として次に歳入をやりました、其の順序でお話致します、第一款は事務所費、之は年々相當議論がありまして、本年も亦相

(167)

(169)

變らず議論がありました。其の議論の點は爲替關係即ち銀の暴落から特別に當を支給することになつたのでありまして、今年は多少銀も見直したからには其の率を變へて、原案としては百佛以内は二割、百佛以上五分斯う云ふことになつて居りますが、然るに審査委員に於ては相當論がありまして、此の不況の際何とかもう少し減らしたら何うかと云ふ議論もありましたが、結局債が銀が好くなつたから幾許と云ふ様に再々動かすと云ふことも困難である。又毎月手當として貰つて居たものが一時に非常に減額すると云ふことは、既定収入を減じられる様な苦痛である。云ふ當局者の議論もありまして、結局原案の通りにして、只相當銀の土下りの開きのあつた場合には、適宜に行政委員に於て御裁量願ふと云ふことで通過致しました。第二款會議費、之は別に何も議論なく其の儘通過致しました。第三款義勇隊費、此の義勇隊費も毎年相當論論がありまして、要するに只金を出して居る様なものと云ふ議論で、今回も同じ様な議論がありました。就ては豫算は此の儘に置いておいても、何とか調査機關でも設けて充分調査して有別にしたと云ふ様なことで、之も希望條件を附けることとして豫算は其の儘通過致しました。第四款警備費も、前同様毎年相當論論がありまして、餘り多過ぎる、もう少し減らしては如何かと云ふ様なまの何時も問題が起る様ですが、今年も何うも全豫算の相當の額を警備費だけに使用されるので、斯う云ふ際だからもう少し減らすことが出来ぬかと云ふ議論であつたのですが、警察當局の御説明に依ると巡捕の性質を向上させる上に又生活の安定を計る上現在の停給には、家賃の三圓か四圓を差引きますと残る所は五圓か六圓しかないことと云ふ様なことで生活にも非常に困る。従つて安定を得られない、故に是非此の増額をして賃を好くしたいと云ふ御希望であります。審査委員も之に同意致しまして之も原案通りに致しました。第五款土木費、第六款水費、第七款給

(170)

水工事費、第八款埠頭費、此の四款は何も議論もなく只土木費の中の相働費の所で歩道の狭い道路に植樹することは交通に差支へる様なこともあるので、寧ろ租界の美觀と云ふ點から言つても、道路に面した個人の庭へも希望に應じて植樹したら何うと云ふ意見もありまして、さう云ふ希望を附して原案通りで通過致しました。第九款衛生費、衛生費は大休に於て原案通りであります。第八の藥品費に於て二千九百五十五佛と云ふのを千圓縮まして三千九百五十五佛、お手許にお配り致しました通り訂正致しました。其の理由は昨年ビリワチンを取つて、それで賣りましたがそれが非常に高くて家族の多い人等大變な支出を要すると云ふことになりまして、何とかしてもう少し安くして供給する方が宜からうと云ふので、約三千人の人に半額位で支給すると云ふ様なことで千圓を増加した次第であります。第十款保潔費、之は昨年紛々として相當論論のある費目でありまして、今年も矢張り前年通り相當額見も出た様であります。然し昨年は公入札の結果非常に成績が良くない、即ち無理な落札をして仕事をした爲めに、無論請負人は相當な損失を招いて居り、當然前年の豫算では満足な結果を擧げることが出来ぬ、それで本年は増額をして充分な結果を擧げたいと云ふことから此の豫算は増額されて居るので、まあ議論は議論として之は已むを得ないこととして此の豫算は此の儘通過致しました。第十一款救助費、之は何のこともありません。此の儘です。第十二款課金徴收費、之も原案の儘、第十三款雜支出、之も原案の儘です。第十四款雜備費、之は衛生費の所に附つて行つて千圓縮やした結果、四萬四千四百三十三となつたので従つて差引増減の七千四百六十圓が八千四百六十圓となりました。次は歳入を御報告致します。歳入は大休に於て原案通りであります。一、款二款三、款四款五款六款とも、次は歳入を御報告致します。歳入は大休に於て何れも修正を加へず其の儘全部承認致しました。只此の中特に前年と變つ

(171)

て居る所は、請願巡捕費と云ふ所が前年迄は三十佛であつたのを今度から五十佛になつた爲めに一寸變つて居ります。之は尤も原案として變つて居るのであります。他は全部其の儘であります。歳入臨時部、之も一寸前に返つて十二款の八と九とは新規に豫算に計上されたものであります。が、之は御承知の通り疫病院が財團に移つた結果、事業は民間の事業である爲めに交付金を同ふから、財團から民間の方に貰ふのであります。薬價及診療費と云ふのは之はまあ當然入つて来る収入であります。それから臨時部、之も同様何も修正を加へず此の儘通過致しました。今迄お話の通り大休に於て今年は今時局其の他の關係に依つて収入が非常に減つて居るので、此の支出豫算は從つて當局者は非常な苦心をされて應酬されたものであつて、如何に減しても尙之以上減らすと云ふ様な個所が見當らなかつたので、丸切り呑みにした様な形になつて恰も審査員として職責を盡さない様であります。内容はさう云ふ次第で事實差入れする様な餘地がないので大休に於て全部を承認した様な譯であります。之を以て御報告を致します。(拍手)

○議長(牧 向一君)

只今審査委員長の報告の通りであります。第二議會に入つて宜しうございませうか。(贊成)

第二議會に入りました。逐條審議に致しますかそれとも一括してやりますか。又は議會省略にして宜しうございませうか。

〔異議ナシ〕「議會省略」と呼ぶものあり

議會省略可決確定と致して宜しうございませうか。

(異議ナシ)

多數と認めまして議會省略可決確定と致します。次は日程

(172)

第三、北支那駐屯軍増兵請願ノ件

提案者 龜澤議員御説明願ひます。此の間議案を讀上げましたれ共もう一變讀みます。

天津居留民會ハ天津事變以來時局ノ推移ニ鑑ミ支那駐屯軍ノ兵力ヲ現在ニ於ケル臨時派遣ヲ加ヘタル實勢以上ニ維持駐屯セシメラレシ事ヲ希望ス

行政委員會ハ駐屯軍司令官及ヒ總領事ノ助力ヲ乞ヒ右主旨ノ徹底ヲ期スヘシ

右 建 議

昭和七年三月二十五日

提案者 贊成者

龜澤 山内 高田 山本 小谷 佐々木 木下 高橋 眞美

朝 三 隆 規 専 郎 丸 良

(173)

本建議案は只今議長が朗讀されました如く、大体極めて明瞭でございますから私から餘りクダ／＼しく御説明することもありませんが一應御説明申し上げます、昨年九月、滿洲に勃發致しました事件は忽ち天津、青島、上海等に波及致しまして、漸く先日戦亂状態を脱した譯であります但未だに停戦協定すら出来ぬ様な状態になつて居ります、天津に於ける事件は昨年十一月、事件が反張派の天津占領に端を發しまして、物發以來今日迄依然として時局は安定を缺いて居る譯であります、當時に於ける状態を考へて見ますと、我々一向未だ極めて記憶の新しい所でありまして、十一月八日の事變勃發其の當時の駐屯軍の配置に依りまして、又同時に義勇隊の熱誠なる應援に依り、幸ひにして大したる事件に至らずに済みましたことは居留民一般幸ひと致す所でありまして、當時に於ける天津の状態は極めて危ぶましいものでありまして、あの状態がもう少し長く掛りました場合何うなつたであらうと思ふのであります、當時私の仄聞する所に依りまして天津に於ける駐屯軍の兵力は………（此間速記削除）………を起へなかつたのではなかつたかと考へるのであります、從つて此の○（人）の僅少な兵力に依りまして、あの相當廣い所の租界全線に涉り警備するのは、實に我々も見て置かねばと思ひました、文字通り不眠不休配備に就かれました状態は全く涙なくして見ることが出来なかつたのであります、我々偶々日本俱樂部等に参りました時に、椅子に寄り掛つた兵士諸君があの置々と喧しい中に目撃をかいて熟睡して居られる、實に我々は見てお氣の毒に堪へなかつたのであります、考へて見ますとあの状態がもつと長くなつたら實際何うなつたか、斯う云ふことを考へます時に私共甚だ不安に感ずるのでございます、あの往年漢口に起りました暴動なるものにしても、たつた一夜の内に漢口の英租界は奪られ、そして又奪回する術もない、流石に老練な英國も遂に漢口の租界を返さなければならなくなつたのであります、若し不幸にしてあの際、あの守備が破れて居つたとしたらば何うでせうか——勇猛無比なる日本軍が無論そんなことはないと思ひますが——假りにあつたとしたならば、實に租界は何うなつたでせうか、相當多數の生命を犠牲的と云ふか、致々として築き來つた所の此の租界の諸施設、個人の財産など云ふものは何うなつたか分らないのであります、此の相當廣い租界の全線に對して○の兵力と云ふことは、之は餘りに過少ではないかと思ふのでございます、幸ひにして………（削除）………の増遣隊が参りましたが、仄聞する所に依りまして、五月か六月頃御歸還になつたのではないかと云ふことを傳へ聞いて居ります、果してさうだとすると云ふと後は何うなるのでせうか、私は其の點に就て甚だ不安にやないかと思ふのであります、未だ北支那の天地は決して安定されたとはいへない、それで數年前濟南事件の直後に於ても矢張り此所と同じ様な状態であつたと思ひます、當時濟南事件に於て相當大部隊が増遣されましたが、増遣部隊が歸還すると同時にあの猛烈な排日が起つたのであります、恐らく今回此の臨時派遣隊が歸還したならば、後は又再び往年の排日掛りが起りはしないかと思ふのであります、（御尤も）と呼ぶものあり）でありますからして私は此の際北支那の駐屯軍の兵力を、少くも現在の臨時派遣隊を加へた位の兵力を常に増遣して置いて貰ひたいと考へるのであります、萬一今後此の様な事件が起りましたならば、恐らく今度は支那の方では此の様な事件に比べても一層猛烈に、一層組織的に、一層全力的に攻撃し來たことは明瞭だと思ひます、何故かならば此の間の上海事件なるものに於きまして、支那の方では支那人の挑発的なるに依つて相當思上つて居ると思ひます、日本軍に對しても感情上、戦局が水引いたと云ふ様なことでも支那の軍隊は非常に思上つて居るらしく考へられるのであります、ですから若し今度

(174)

ばならなくなつたのであります、若し不幸にしてあの際、あの守備が破れて居つたとしたらば何うでせうか——勇猛無比なる日本軍が無論そんなことはないと思ひますが——假りにあつたとしたならば、實に租界は何うなつたでせうか、相當多數の生命を犠牲的と云ふか、致々として築き來つた所の此の租界の諸施設、個人の財産など云ふものは何うなつたか分らないのであります、此の相當廣い租界の全線に對して○の兵力と云ふことは、之は餘りに過少ではないかと思ふのでございます、幸ひにして………（削除）………の増遣隊が参りましたが、仄聞する所に依りまして、五月か六月頃御歸還になつたのではないかと云ふことを傳へ聞いて居ります、果してさうだとすると云ふと後は何うなるのでせうか、私は其の點に就て甚だ不安にやないかと思ふのであります、未だ北支那の天地は決して安定されたとはいへない、それで數年前濟南事件の直後に於ても矢張り此所と同じ様な状態であつたと思ひます、當時濟南事件に於て相當大部隊が増遣されましたが、増遣部隊が歸還すると同時にあの猛烈な排日が起つたのであります、恐らく今回此の臨時派遣隊が歸還したならば、後は又再び往年の排日掛りが起りはしないかと思ふのであります、（御尤も）と呼ぶものあり）でありますからして私は此の際北支那の駐屯軍の兵力を、少くも現在の臨時派遣隊を加へた位の兵力を常に増遣して置いて貰ひたいと考へるのであります、萬一今後此の様な事件が起りましたならば、恐らく今度は支那の方では此の様な事件に比べても一層猛烈に、一層組織的に、一層全力的に攻撃し來たことは明瞭だと思ひます、何故かならば此の間の上海事件なるものに於きまして、支那の方では支那人の挑発的なるに依つて相當思上つて居ると思ひます、日本軍に對しても感情上、戦局が水引いたと云ふ様なことでも支那の軍隊は非常に思上つて居るらしく考へられるのであります、ですから若し今度

(175)

事變が起つたとしたらば、今迄の様な………削除………兵力で此の租界が完全に防備されれば私は私に考へられないのであります、でありますから此際此の現在の兵力を是非増遣して頂きたいそれを政府に御願したいのであります、さうして請願することの可否に就きましては色々考へもしたのでございますが、何でも政府に頼めば宜いのだと斯う云ふことを或は思はれるかも知れませんが、然し乍ら此の問題は居留民全部で、赤ん坊も大人も、男も女も、凡ての居留民全部の救亡に係るものであります、之を言ふとすれば日本國の貿易の消長にも關する結果なるのでありますからして、是非共此は此際現在程度以上の増遣を政府に請願したいのであります、行政委員會は何うぞ軍司令官並に總領事閣下の御助力を得まして、適當なる方法に依つて本趣意の徹底を期せられんことを希望致します、民會議員諸君に於きましては本趣意に御賛成下さいまして、滿場一致本建議案の可決をお願いする次第でございます。

（贊成）拍手起る

○議長（牧 尚一君）
皆さん御賛成の様ですから該會省略可決確定に致しまして宜しうございませうか。

（贊成）と呼ぶものあり

では可決確定と致します。（拍手）

○山内令三郎君 只今進澤さんの御言葉の内に軍の編成或は兵力に關することがありましたが、斯う云ふ事は軍として公表されて居ないことでありまして、或は軍の方で差障りがありはしないか云ふことを憂へますので、あの部分の速記を然る可く削除して抹消されることにしたら宜いかと思ひます。

(176)

○議長（牧 尚一君）
只今のはこちらの速記の方も新聞社の方も止めて頂くことに致します。

之にて本民會の議事は終了致しました、只今本民會の成績を書記をして朗讀致させますから何うぞ。

○村田書記（朗讀）
昭和七年第二十五次居留民會通常會成績
昭和七年三月二十五日より二十九日迄會期五日間に於ける第二十五次居留民會通常會成績左の如し。

一、會議	五回	可決
本會議	四回	承認
審查委員會	一回	承認
二、決議		
第一、陸海軍將士ニ對シ感謝電發送ノ件		可決
第二、昭和五年度居留民團歳入出決算承認ノ件		承認
第三、昭和五年度特別會計電氣歳入出決算承認ノ件		承認
第四、昭和五年度特別會計實業復興資金歳入出決算承認ノ件		承認
第五、軍病院土地建物移轉ニ際スル認可條件ニ由テ有スル權利義務ヲ財團法人天津共益會ニ移讓ノ件		可決
第六、諸車鑑札料條例改正ノ件		可決

第七、工巡費徴收條例改正ノ件	可決
第八、民團診療所藥費其他諸料金條例改正ノ件	修正可決
第九、埠頭規則改正ノ件	可決
第十、冠婚葬祭行例旭街通過料條例ノ件	可決
第十一、減債基金特別會計條例ニ關スル件	可決
第十二、第七國債償還ノタメ起債ノ件	可決
第十三、昭和六年度居留民團歳入出追加豫算案	修正可決
第十四、昭和七年度居留民團歳入出追加豫算案	可決
第十五、昭和七年度特別會計天津共益會學校増築費積立金歳入出豫算案	可決
第十六、北支那駐屯軍増兵請願ノ件	可決

議案

- 承 認 三 件
- 原案可決 十一 件
- 修正可決 二 件

以上

議長(牧 尙一君)

只今朝讀しました通りでございます。閉會に當りまして一言御挨拶申上げます。民會議員各位には連日連夜御多忙の中を熱心に御出席下さいまして、總豫算案外十五件を御りなく議せられましたことは、私の最も感謝する所でございます。開會中は法規慣例に慣れない私を御援助下さいまして、大過なく此の任務を果させて頂いたことは、衷心より厚く御禮申上げます。又監督官に於かれましては公務多端の中を、連日御懇篤に御指導下さいまして誠に有難く存じます。謹んで御禮申上げます。行政委員各位、中島理事、民團吏員各位は民會開會準備及民會期中熱心に御盡力下さいまして、滞りなく本民會を終へましたことは誠に有難いことと思ひます。之又厚く御禮申上げます。只今總領事より閉會の辭がござりますから暫く御禮願ひます。

(177)

桑島總領事 登壇 拍手

當民會の閉會に當りまして簡単に御挨拶申上げます。只今朝報告がございました如く、七年度豫算を始めと致しまして幾多の議案が御りなく御議を了しましたことは、各位と共に私の欣幸と致す所でございます。開會當日御挨拶申上げました如く、當會期は三日と致しましたのでございますが、議事の進行の都合上更に一日延長致しまして都合四日に涉りました。其の間特に時節柄御多忙の際に拘らず、深更に到る迄毎夜本當に和衷協進、慎重に御審議なりましたことは、國政の爲め、將又居留民全体の爲めに私は衷心より厚く感謝の意を致す次第でございます。尙議長を始めと致しまして行政委員各位並に民團當事者諸君が民會の前後に涉りまして日夜御努力せられましたことに對しても、此の席より合せて厚く御禮申上げます。簡單年々之を以ちまして私の御挨拶と致したいと思ひます。(拍手)

石川 通君 登壇 拍手

併越であります。私が茲に皆さんを代表致しまして、監督官並に議長、行政委員、各吏員各位に御禮申上げたいと思ひます。監督官に於かれましては大分お忙しい時に、又寒い時もございます。

(178)

ましたのに連日連夜、殊に豫算會議の豫算審査に於きましては同様總領事がお出でになつて、そして眞面目に我々の審議をお聞き下さつたに對しまして、私は満腔の謝意を此の機會に於て申上げます。又行政委員各位に於きましても色々お忙しい御營業のありますに拘らず、連日連夜各多數のお方々が御出席下さいまして、此の民會に對して熱心に御答辯。又御説明下さいまして、我々の納得することの出来たことを私は愉快に思ふのであります。又民團の吏員の方々に於かれましては、之はお勤めがあります上に色々御奔走願ひましたことに對しまして、私は厚く御禮申上げます。尙議長に於かれましては、先年は副議長はなかつたのであります。が、今度は副議長があるに拘らず専心誠意お勤めになつて、そして此の會期が一日延ばされたに拘らず御努力下さいましたことに對しまして、私は實に御禮の言葉もないと思ふのであります。之は皆さんも御同感であらうと思ひます。此の機會に於て御禮申上げて置きます。先づ之を以て此の民會が終つたと云ふことは諸君と共に御同慶と存じます。之を以て御挨拶と致します。(拍手)

○議長(牧 尙一君)
それでは第二十五次居留民會通常會を閉會と致します。(拍手)

午後九時五分閉會

(179)

昭和七年度居留民會通常會議事速記録附録

昭和七年度居留民會通常會に於て議決したる諸事項及昭和五年度決算報告並に昭和七年度居留民團歳入出豫算左の如し

【一】天津居留民團會計検査報告

- 一、検査セシ年月日 昭和五年七月十七日 昭和五年十月二十日 昭和六年一月二十二日 昭和六年六月廿三日 昭和六年九月十日
 - 一、検査モシ期間及帳簿並證書 昭和五年度一般會計及特別會計
- 右検査致候處違法及違算、出納無之候間居留民團法施行規則第七十六條ニ依り及報告候也
- 昭和六年九月十五日

天津居留民會議長 牧 尙 一 殿

天津居留民團 會計検査委員 藤 平 正 男

全 潮 底 正 敏

【二】昭和五年度居留民團歳入出決算

歳 入

(181)

一、銀七拾五萬九千參百六拾貳元六仙也	臨	時	部
計銀九拾萬貳千六百八拾七元五拾五仙也	臨	時	部
出			
一、銀五拾壹萬參千六百九拾元九仙也	臨	常	部
一、銀貳拾五萬貳千四百四拾六元參拾仙也	臨	常	部
計銀七拾六萬六千壹百參拾六元八拾九仙也	臨	常	部
差引銀拾參萬六千五百五拾元六拾六仙也			
(決算表省略)			
昭和六年度へ繰越			
【三】 昭和五年度特別會計電氣歳入出決算			
歳			
入			
一、銀七萬壹千參百參拾五元六拾六仙也	臨	常	部
計銀七萬壹千參百參拾五元六拾六仙也	臨	常	部
出			
一、銀七萬壹千參百參拾五元六拾六仙也	臨	常	部
一、銀壹千壹百九拾壹元九拾五仙也	臨	常	部
計銀七萬壹千參百參拾五元六拾六仙也	臨	常	部
(決算表省略)			

(182)

【四】 昭和五年度自五月四日特別會計實業復興資金歳入出決算			
歳			
入			
一、銀拾八萬壹千五百貳拾五元四拾貳仙也	臨	常	部
出			
一、銀參萬壹千四百拾六元參拾六仙也	臨	常	部
差引銀拾五萬九百九拾六仙也	臨	常	部
(決算表省略)			
【五】 軍病院土地建物移轉ニ際スル認可條件ニ由テ有スル權利義務			
ナ財團法人天津共益會ニ移讓ノ件			
大正九年四月十五日附租乙第一八號ヲ以テ軍病院土地建物移轉ニ關スル願出ニ對シ支那駐屯軍司令官部答參發第一〇〇號ニヨリ認可ヲ受ケタル條件中左記ニ記載スル民國所有ノ權利義務ヲ財團法人天津共益會ニ移讓スルコト			
(一) 天津日本租界三島街十一號土地千五百八拾四坪貳拾貳分八釐ヲ軍病院附屬地トシテ軍ノ駐屯期間無償ヲ以テ軍ニ貸與スルノ義務			
(二) 天津日本租界濱路街二十八番地處在現軍病院建物カ將來萬一駐屯軍撤退ト共ニ軍病院ノ存在ヲ要セサルニ至リタル場合ハ現形ノ借居居留民團ニ金壹萬貳拾五圓也ノ價格ヲ以テ地下ヲ受クヘキ權利但シ右協定當時前記費用以外特ニ陸軍ノ經費ヲ以テ新築セラレタル建物アルトキハ			

(183)

別ニ價格ヲ協定シテ拂下ヲ受クヘキ權利ヲ包括ス			
【六】 諸車 鑑札 料 條 例 改 正 ノ 件			
諸車 鑑札 料 條 例 ヲ 左 ノ 通 リ 改 ム			
第一條	日本租界ヲ通行スル人力車、馬車、自動車、乘合自動車、自動自轉車、自轉車(小兒用自轉車ヲ除ク)及運搬車ハ本條例ニ從ヒ本民國ノ鑑札ヲ受クヘシ	同	同
第二條	人力車、馬車、自動車、乘合自動車、自動自轉車、自轉車及運搬車ノ鑑札料左ノ如シ	同	同
營業人力車	一輛ニ付	一ヶ月	銀壹元
自用人力車	同	一ヶ月	銀壹元
營業客馬車	同	一ヶ月	銀貳元
自用客馬車	同	一ヶ月	銀貳元
自動車(天津各租界共通)一輛ニ付	同	一ヶ月	銀八拾元
乘合自動車(前號自動車鑑札料ノ外)	同	一ヶ月	銀六拾元
自動自轉車(天津各租界共通)一輛ニ付	同	一ヶ月	銀四拾元
自轉車(同)	同	一ヶ月	銀壹元
貨物自轉車(貨物臺ノ周着セルモノ)	同	一ヶ月	銀參元

(184)

大	車(荷積牛馬車荷積車地車)	一ヶ月	銀參元
荷積四輪牛馬車	同	一ヶ月	銀貳元
中	車(大形一輪車輕運車)	一ヶ月	銀五拾元
小	車(小形一輪車、小形二輪車)	一ヶ月	銀參拾元
但シ自用人力車及自用馬車ノ鑑札料一ヶ年未滿ノモノハ其當月ヨリ其年六月又ハ十二月迄ノ分ヲ月割額ニ應ジ前納スヘシ			
第三條	營業人力車、自動車、自動自轉車、自轉車、大車、荷積四輪牛馬車、中車ハ鑑札ノ外ニ番號票ヲ受ケ一定ノ見易キ箇所ニ貼付スヘシ但シ營業人力車、大車、荷積四輪牛馬車中車ニアリテハ番號票下附料銀壹元トス		
第四條	鑑札ヲ毀損シタル者ハ其票面記載番號ノ分明ニ認メ得ラルルモノニ限リ舊鑑札ト引替ヘ新鑑札ヲ交付スヘシ		
第五條	鑑札料ハ總テ前納トス		
第六條	本條例ニ規定セル諸車ニシテ無鑑札ナルモノヲ發見シタルトキハ其未納料金及左ノ過意料ヲ納入セシム營業人力車、營業馬車、大車、荷積四輪牛馬車、中車、小車ハ一箇月分自用人力車、自用馬車ハ一箇年分自轉車、貨物自轉車ハ一箇年分		

附 則

本條例中他ノ自治團體ト協商ヲ要スル事項ニ變更アリタルトキハ行政委員會ノ決議ニヨリ直ニ之ヲ施行スルコトヲ得
本條例ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和六年三月三十日發布諸軍艦札料條例ハ之ヲ廢止ス

【七】工 巡 費 徵 收 條 例 改 正 ノ 件

工巡費徵收條例第一項ヲ左ノ如ク改ム
「天津日本專管居留地ノ地域内ニ居住シテ一戸ヲ構ヘ若クハ獨立ノ生計ヲ營ム者ニシテ取得課金ヲ負擔セサル者並ニ本條例第九條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル者ハ工巡費ヲ納ムル義務ヲ負フ但雜種課金ヲ負擔スル者及營業ヲ營マサル者ニシテ住家ノ賃貸月額銀拾五圓者並ニ年取得高銀壹千貳百圓未滿ノ者ニ對シテハ本條例ヲ適用セス」
附則ニ左ノ一項ヲ附加ス
本條例ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
理 由
「又ハ三ヶ月以上滞在シ」ノ十字ヲ削除シタルハ徵收上不便多キニ由リ又「年取得高壹千貳百圓未滿」ニ改メタルハ取得課金條例トノ撞衝ヲ得セムル爲ナリ

(186)

【八】民 國 診 療 所 藥 價 其 他 諸 料 金 條 例 改 正 ノ 件

一、民國診療所藥價其他諸料金條例第一條第六號ノ下ニ
七、酌婦ノ處置料 一人ニ付キ 一回 銀參拾仙
ノ一項ヲ加フ
一、同條中七、患者運搬自動車使用料ヲ第八號ト改ム
一、附則ニ左ノ一項ヲ附加ス
本條例ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

【九】埠 頭 規 則 中 改 正 ノ 件

埠頭規則中左ノ通り改ム
第十一條 中第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ
但シ特別ノ事情アル場合ニ限り行政委員會ノ決議ヲ以テ之ヲ減免スルコトヲ得
附則第二項 削 除
附則ニ左ノ一項ヲ加フ
本條例ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

【一〇】冠 婚 葬 祭 行 列 旭 街 通 過 料 條 例

第一條 結婚又ハ葬儀ノ行列ニシテ日本總領事館警察署ノ許可ヲ得テ本租界旭街ヲ通過セントス

(187)

ルモノハ本條例ニ從ヒ通過料ヲ民國ニ納入スヘシ但シ行政委員會ニ於テ特別ノ事情アリト認メタルトキハ之ヲ無料トナスコトヲ得
通過料ノ等級ヲ左ノ如ク定ム

第一條	一 等	同	銀 壹 千 弗
第二條	二 等	同	銀 七 百 弗
第三條	三 等	同	銀 五 百 弗
第四條	四 等	同	銀 參 百 弗
第五條	五 等	同	銀 貳 百 弗

本條例ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

【一】減 債 基 金 特 別 會 計 條 例 關 關 件

減債基金特別會計條例第二條ニヨリ一般會計ヨリ減債基金ニ繰入ルル事項ヲ昭和六年度及七年度ニ限り中止スルモノトス
本年十一月八日勃發シタル天津事變ニヨリ影響トシテ受ケタル民國收入ノ減少ニヨリ本規定ノ實行不可能ニ陥リタルヲ以テ也

(188)

【二】第 七 團 債 償 還 ノ 爲 メ 起 債 ノ 件

本民國ハ大正十四年埠頭築造ノ爲メ外務省ヨリ貸下ヲ受ケタル金五拾萬圓ヲ償還ノタメ團債ヲ起スコトヲ得
外務省ハ償還ハ貸下命令書ニヨリ分割支拂フヘキモノニ付借入金額方法ハ行政委員會ニ一任ノコト

【三】昭 和 六 年 度 居 留 民 團 歲 入 出 追 加 豫 算

一、	銀七萬五千弗也	入	臨 時 部
計	銀七萬五千弗也	出	臨 時 部
一、	銀七萬五千弗也	出	臨 時 部
計	銀七萬五千弗也	入	臨 時 部

【四】昭 和 七 年 度 居 留 民 團 歲 入 出 豫 算

一、	銀六拾壹萬七千七百七拾貳弗也	入	經 常 部
一、	銀拾九萬七千五百弗也	入	臨 時 部

(190)	(189)
<p>天津居留民會 議長 牧 尙 殿</p> <p>【一七】北支那駐屯軍増兵請願ニ關スル建議案</p> <p>天津居留民會ハ天津事變以來時局ノ推移ニ鑑ミ、支那駐屯軍ノ兵力ヲ現在ニ於ケル臨時派遣隊ヲ加ヘタル實勢力以上ニ維持駐屯セシメラレン事ヲ希</p>	<p>計銀八拾壹萬四千六百七拾貳弗也</p> <p>出</p> <p>一、銀五拾六萬壹千七百參拾四弗也</p> <p>一、銀貳拾五萬貳千九百參拾八弗也</p> <p>計銀八拾壹萬四千六百七拾貳弗也</p> <p>（豫算表省略）</p> <p>【一五】昭和七年度特別會計天津共立學校増築費積立金歲入出豫算</p> <p>歲 入</p> <p>一、銀壹萬壹千五百參拾九弗六拾五仙也</p> <p>計銀壹萬壹千五百參拾九弗六拾五仙也</p> <p>出</p> <p>一、銀壹萬壹千五百參拾九弗六拾五仙也</p> <p>計銀壹萬壹千五百參拾九弗六拾五仙也</p> <p>（豫算表省略）</p> <p>【一六】陸海軍將士ニ對シ感謝電發送ニ關スル建議案</p> <p>天津居留民會ハ今回ノ事變ニ際シ陸海軍將士ノ功勞ニ對シ深甚ノ謝意ヲ表ス</p> <p>右ノ主旨ニ依リ議長ヨリ電報ヲ以テ陸海軍當局ニ對シ然レク感謝ノ意ヲ表サレタシ</p> <p>右建議ス</p> <p>昭和七年三月二十五日</p> <p>提出者 山 本 永 規 山 內 令 三 郎 高 橋 眞 美 郎 高 木 幸 平 高 田 隆 一 小 谷 萬 次 郎 山 越 金 太 郎 山 本 雄 次 郎 島 本 雄 次 郎 金 山 作 次 郎</p>

(192)	(191)
<p>（附錄終）</p> <p>一、議 員 五十七名（定員六十名）</p> <p>二、會 期 自昭和七年三月二十五日至三月二十九日五日間（内休會一日）</p> <p>三、會 場 公 會 堂</p> <p>四、成 績（省略）</p> <p>五、議長及會議係</p> <p>議長 牧 尙 殿 副議長 植 前 尙 香 理事 中 島 德 次 書記 村 田 謙 一 速記 石 川 圭 子</p>	<p>望ス</p> <p>行政委員會、駐屯軍司令官及總領事ノ助力ヲ乞フ右主旨ノ徹底ヲ期スヘシ</p> <p>右建議ス</p> <p>昭和七年三月二十五日</p> <p>提出者 龜 澤 省 朔 山 內 令 三 郎 高 田 隆 一 山 本 永 規 大 內 專 郎 小 谷 萬 次 郎 佐 々 木 敏 丸 木 下 秀 良 濫 木 幸 平 高 橋 眞 美</p> <p>天津居留民會 議長 牧 尙 殿</p>